

の方の見解としても混同されているし、はっきり言って、政府側の答弁もちょっとそこをはっきり仕切れない部分があると思いますので、この辺をきょうはきっちり整理をしたい、それを目的にやらせていただきたい。そしてまた、非常にあいまいで一般の国民が不安に見え、非常に政府のしつかりとした見解を引き出す、それも一つの目的として本日の質疑を行っていききたいと思ひます。

きょうは、技術の隘路には本当は余り入りたくないんです。しかし、どうしても話を進めていく上で、新しい分野にかかわる技術の部分が特に相対混乱を起していると思ひます。また、おとこの参考人質疑を受けての新聞報道を見ましても、その辺が非常に大きく関心を持って報道をされていまして、あえてきょうはその辺にしっかりと踏み込んで話をしたい、なるべくわかりやすく、余り技術用語を使わずに御説明をしてまいりたいと思ひます。

それでは、具体的な話に入ります。まず第一に整理をしておきたいのは、通信の傍受、まず電話の世界で申し上げます。通信の傍受を行う場所の問題の整理、これをまずやっておきたいと思ひます。

資料一の一、一番先頭のものの、これは、前も申し上げておりましたアナログ電話のつながる仕組みでございます。さらに、P.T.Tという端末が朝日の報道あるいはこの中の質疑でも問題になっておりますので、そこもきょうはちょっと図の中に入れてみました。これがアナログ電話回線のつながる仕組みでございます。

本日もこんな分厚い資料を用意してきました、同僚議員からは参考人として出席した方がいんじゃないかと言われているんですけども、踏み込んで話をしたいと思ひます。

このアナログ電話、これが今現在、この間のN.T.T東日本の常務の発言の中では、電話全体の九三%を占めているということでございます。そして、このアナログがだんだん今ISDNに移行し

ているということですが、これも参考人の陳述では、年間二百万回線程度の移行ということでございます。今、電話全体というのは六千万回線でございますから、大体三%程度毎年だんだんデジタルへ変わっていきつつあるということでございます。ですから、しばらくは電話ネットワークの主流を占めるのは、今この資料の一でお示ししているアナログネットワークであるということになります。お断りしておきたいと思ひます。そして、将来、これは当然必ずデジタルにも変わっていきま

すし、光にも変わっていきまされども、電話の世界に限って言えば、その辺は余り本質的な問題ではないということも申し添えておきたいと思ひます。

さて、再三の答弁をいただく形になりますけれども、このアナログ電話の場合、警察が傍受を実施するのは、ここで「主配線盤(MDF)」と書かせていただいております。ここでのみだという答弁を前回のいたしておりますけれども、それで間違いがないか、もう一度確認をさせていただきたいと思ひます。

○政府委員(松尾邦弘君) 御指摘のとおり、アナログの電話につきましては、このMDFにおいて傍受を行うことが法的にも技術的にも最も適切でありますので、そこで実施することを想定しております。

○世耕弘成君 それでは、その次に①という形で書かせていただいておりますけれども、交換機のモニターをする形でつなげております試験制御装置、これは交換機の調子をモニターする装置ですから通話もモニターできるのではないかなと思ひますけれども、ここで行われないのはなぜでしょうか。

○政府委員(松尾邦弘君) アナログ回線の電話の場合でございますが、試験制御装置の端末、これはT.W.Sとも言っておりますが、ここで傍受する方法では、通話中の回線に割り込んで傍受することとはできることにはなりますが、あらかじめ特定

の回線に傍受のための機器を接続した状態にいたしますとその回線への着信が不能となる、つまり話し中という状態になります。そのことから、その回線に着信する通信を傍受することはできないということになります。したがって、対象となつた電話の設置者においても直ちにその異常に気づくことになりまされども、傍受の方法として適当ではないということになります。

したがって、アナログ回線の場合、T.W.Sから傍受することは考えていないということでございます。

○世耕弘成君 いかにも法律の専門家的に非常に難しく説明なされたんですけれども、要するに、この試験制御装置を使つて、今ここにちとは話をしている電話、もう既につながっている電話、そこをばつと入つて聞くことはできる、ああ今話をしているなというのを聞くことはできる。

これはどういう目的で使うかといふと、例えば、ある人が外出先から自宅へ電話をかけたんだけれども、さつきから一時間も二時間も電話が話し中だ、もしかして家族に何かあったんじゃないかといふときにN.T.Tに問い合わせをされて、ずっとさつきから話し中の音が鳴っているんだけれども一体何なんだろうかと。そのときにN.T.Tの社員が、その言われた番号に割り込んで、今通話が行われている、あるいは受話器が外れたままになつていたら、何の音もしないで部屋の音が、がちがちやエアコンの音が聞こえていたりする、これはいかぬ、受話器が外れているままだといふことで、ぐつと装置を回して警告音を鳴らす、このためのモニターをする装置なんです。決して通信の傍受を待ち構えているための装置じゃないですから、そういう機能はついていないんです。

待ち構えて傍受をしているというふうことにならぬか、今御説明がありました。もう少しわかりやすく言いますと、待ち構えて傍受をしていると、そこへ電話をかけてきた人は話し中になつちゃうんです。例えば、暴力団の事務所に対してこのことをやつたと思つて下さい。さつきからずっと

話し中だ、これはおかしいぞ、うちの電話に警察が割り込んでいるぞといふことがわかつちゃうといふことなんです。ですから、この試験制御装置においては通話の傍受には適さない、使えないといふことでございます。そこを明確にしておきたいと思ひます。

それでは、今度、上のN.T.T無人局にある、今新聞でも話題になっていまして、反対の立場に立っている方もこれが危険だといふことで再三取り上げられておりますけれども、この②のP.T.T端末、これについて少しお話をしたいと思ひます。

もう一回お断りしておきます。今この絵の中で、下にN.T.Tビルというのがあつて上にN.T.T無人局というのがあります。危険だと指摘される方は、いかにもこのP.T.T端末で下のN.T.Tビルの交換機にアクセスをして傍受に使えるんじゃないかといふふうにとられるんですけれども、そうじゃないんです。このP.T.T端末というのは、この絵でかいてあるように、もともと人がいない、N.T.Tが合理化で無人化しちゃつた電話局があるんです。そこへ工事に行つて、その交換機をいじつた、配線をいじつたときにちゃんとつながっているかどうか試験をしたい、そのための装置なんです。だから、このP.T.T端末というのは、ここに交換機が上と下に二つかいてありますけれども、下の交換機を遠くから見に行くためのものじゃないんです。今、工事をした人が、目の前にある交換機、その交換機がN.T.Tの合理化によって試験の機能というのは省かれていまして、それを試験するためにあえて本局の試験装置にお願いして試験をしてもらつて、そういうためのP.T.T端末なんです。

まず、そのP.T.T端末の用途を整理した上で法務省の方に、このP.T.Tでなぜ通信の傍受が行えないのかといふのをもう一回確認させていただきたいと思ひます。

○政府委員(松尾邦弘君) アナログ回線の場合といふことでお話ししますと、アナログ回線の

試験制御装置につきましては、P.T.T.を使用してそれにアクセスする場合に、通話が開始された後に操作を行って通信の内容をモニターすることは、先ほど世耕委員からの説明でもありました。これは可能でございますが、あらかじめ特定の回線にそれを接続した状態にいたしますと、その回線からの発着信が不能になるということになります。

今度、デジタル回線の制御装置の場合を考えますと、その専用のP.T.T.にはそもそもモニター機能が設定されていないということでございます。したがって、これを使いまして試験制御装置にアクセスしましても通信の内容をモニターすることはできないということでございますので、以前にも申し上げておき、P.T.T.を使うことは考えていないし、またそれを使って傍受することもできないということになっているわけでございます。

○世耕弘成君 今、デジタルまで先回りしてお話をしていたのですが、そういうふうな説明するとまた混乱しちゃうんです。今、ちゃんとアナログから順を追ってやっていますから。まず、アナログの電話は、P.T.T.を使わないというよりも、そういう機能が全然ないので使えない、できないということとをまず明確にしておきたいと思っております。それで間違いないことだと思っております。

そして、五月三十日付の朝日新聞の記事は、この傍受できない、使えないP.T.T.をさらに警察署にまで持ち込んで傍受をする可能性があると指摘しておられるわけですが、念のために聞きます、そんなことはあり得るのでしょうか。

○政府委員(松尾邦弘君) そういうことは不可能ということでございます。

○世耕弘成君 技術的に、困難じゃないんですよ、不可能なことをこれ以上議論してもナンセンスだとは思いますが、さらに確実にちゃんと議論を進めておきたいと思っております。

さらに、じゃ百万歩譲って、もし技術的にP.T.T.

Tで傍受ができるとして、しかしそれでも警察署に持って行って使うためには、まずN.T.T.がアクセスするためのID、認証番号とパスワードを教えてあげないといけない、警察に。そしてさらに、N.T.T.の手によって試験制御装置の入力口のところで警察署の電話番号を登録して、その電話番号からアクセスが来た場合、ちゃんと警察の電話にも一回かけ直してつなぐという作業ができるような設定をN.T.T.がしなくてはならないということになるんです。百万歩譲った前提の上で言っています。

警察として、技術的に今の前提は全然めっちゃやな前提ですけども、その前提に立つたとして、そのような協力をN.T.T.に依頼することがあり得るのか、あるいはそういう令状を出して裁判所で認められる可能性があるのか、確認をさせていただきます。

○政府委員(松尾邦弘君) これまでも明確に申し上げてきたところではございますが、警察施設は傍受の場所としては不適切でございます。警察施設において通信の傍受を行うことを許す傍受令状が発せられることは考えられないということでございます。したがって、捜査機関が今の図の試験制御装置に警察の電話番号の登録を求めるとか、あるいはこの装置にアクセスするためのIDがあるいはパスワードを割り当てるとかというように要求することもあり得ないということでございます。

○世耕弘成君 もう一步、念のために聞きたいと思っております。じゃ今度、パスワードを教える電話番号を登録するというような行為、これはこの法案の第十一条に言う通信事業者の必要な協力に当たるんでしょうか、当たらないんでしょうか。

○政府委員(松尾邦弘君) この法案の第十一条に「必要な協力」という文言がございます。これは、個々の通信の傍受を実施するために合理的に必要な協力を言うということでございまして、N.T.T.施設外からN.T.T.内の試験制御装置にアクセスす

るためのパスワードの交付あるいは電話番号の登録等はこの範囲を超えるものでございまして、必要な協力に当たらないことは明らかでございます。

○世耕弘成君 明確な答弁をありがとうございます。

百万歩譲った上にさらにもうちょっと譲っちゃって一千万歩ぐらい譲るんですけども、万が一、そういう令状が通っちゃった、そして現場の捜査官がN.T.T.に向かって協力しろと言ってきた、もう本当に万々々々が一。そのときにN.T.T.が断る。この断るという行為は、この法律に言う断る正当な理由に当たるんでしょうか。

○政府委員(松尾邦弘君) 先生御指摘の法案の第十一条の必要な協力には当たらないということは明らかでございますので、捜査官がそのような要求をしても通信事業者がこれを拒否できることは当然でございます。

○世耕弘成君 もう一度アナログの電話の場合のP.T.T.について整理をしますと、もともとN.T.T.は傍受をする目的でつくったものではない。さらに、このP.T.T.を使って傍受するということが自体技術的にできない。そして、今捜査当局も明確におっしゃいました。警察もそういうことを、つないでくれとかパスワードを教えてくれとか依頼をするつもりもない。裁判所の令状も認められることはない。そして、N.T.T.も、参考人がこの間言っていましたけれども、協力するつもりはない。また、断つても構わない。今、もうありとあらゆる状況がこのP.T.T.は通信の傍受には使えないということを明確に示していると思っております。もうこれ以上、私はアナログのP.T.T.について議論をする必要はないんじゃないかというふうに思います。

それでは、今度はデジタル回線、ISDNの場合についての確認を進めていきたいと思っております。今度は資料の一を二をこらんだかいたかと思っておりますが、デジタルでは一体どこで傍受をすることになるんでしょうか。

○政府委員(松尾邦弘君) デジタル回線につきましては、N.T.T.の施設内におきまして、この試験制御装置の端末を使用して特定の回線に接続して傍受するということを予定しております。

○世耕弘成君 どうしてこの試験制御装置でしかやらないんでしょうか。アナログのときのようにMDFでやらない理由は何でしょうか。

○政府委員(松尾邦弘君) デジタル回線の場合でございますが、アナログ回線の場合と違いまして、MDF、主配線盤を使用して傍受しようとしても、デジタル信号音を捕捉することはできません。つまり、機械音は耳にすることはできますが、その復元がその場所では技術的に非常に困難であるということですので、試験制御装置の端末における傍受を想定しているということでございます。

○世耕弘成君 それでは、先ほど警察は、アナログの場合、P.T.T.を警察に持つていくことはしないし、N.T.T.もそういう協力はしないし、協力義務はないということとさっき確認しましたけれども、その前提で聞きますけれども、デジタルの場合、試験制御装置でできるわけですから、それを線で延ばしたこのP.T.T.でも聞けるような気が何となく外形的にするんですけれども、その辺はどうでしょうか。

○政府委員(松尾邦弘君) 御指摘の点でございますが、デジタル回線につきましては、先ほどアナログ回線の場合に申し上げたのと全く同様のことが言えるわけでございまして、N.T.T.の施設外からN.T.T.内の試験制御装置に接続して通信傍受を行うことはあり得ないということでございます。

○世耕弘成君 N.T.T.は、このP.T.T.にはそういうデジタルの場合を音を聞くというふうな機能は一切持たせていないということとあります。また、先ほど来のお話で言えば、そういう機能を持たせてくれというふうな要求があったとしても、それは協力する義務には当たらないし、当然お断りすることができるということをもう一度申し上げておきたいと思っております。さて、一昨日の参考人質疑の中でも、試験制御

装置とポータブル試験端末の話が随分出ました。この試験制御装置を英語で略すと、N T T の社内用語ですが、T W S といいます。そして、ポータブル試験端末は P T T といいます。両方ともアルファベットであることが理由なのかどうかわかりませんが、この T W S と P T T、相当議論が混乱していた。あるいは、一昨日の質疑の中では、一部この二つを全く混同して質問されているケースもありました。ですから、この際、二度とそうした混乱した議論にならないように明確に整理をしてみました。

次の資料二をごらんいただきたいと思います。

ここで、アナログの場合とISDNの場合に分けております。

アナログの場合、先ほどの資料の一の①と対応していますけれども、まずNTTの人がいる電話局の中、そこには試験制御装置があります。そして、その試験制御装置ができることは、まず回線試験。回線試験というのは、これはNTTが電話をつないだときに必ずやる試験なんです。例えば、今いろいろなところで雨が降っていますけれども、雨が降ったら、ケーブルにちよつと穴があいていたら、そこに水が入って雑音が入るような場合がある。そういうときは、必ず電圧をチェックすれば電圧が低下するんです。そういう試験をやるのが回線試験だと思ってください。それはやる。これは、横に見ていただければわかりますけれども、NTTが入れている試験関係の装置というの、それもこれをするためのものですから、これは全部できるようになっているわけです。

もう一回縦に見ていきます。

NTTの有人局内の試験制御装置、回線試験はできます。さらに、成立している通話、既にお話が始まっている通話へ割り込んで聞くこと、これはできます。そして次、逆に、待ち受けた場合の発信、これは丸と書いていますけれども、三角にしてもいいんです。発信は一応できるんです。これは、ある特殊な設定をすればです。普通にこのの

試験制御装置で割り込んで待ち受けただけでは発信もできません。

できませんけれども、お客さんの中にはこういう人もいるんです。おれのところ、ちゃんと電話は着信するんだけれども、こっちからかけると変なところへつながるんだよなというときがある。そういうときにNTTはどういう試験をするかといいますと、わかりました、お客さん、じゃ今から試験しますから、三分後に受話器を上げて発信してみてください、お客さんの方の調子がいいか悪いのか見ましようということで、発信を受けてそれでチェックするんです、発信側がちゃんと動いているかどうか。そうしたら、例えば、お客さんによっては、電話機に水をかけちゃつて、実は自分は正確に電話をしているつもりだったんだけど、ダイヤルのプッシュホンのボタンがおかしくなっていてつながっていなかった、そういうことがこれでわかる。

そのための試験をするために、特殊な場合にのみ試験制御装置で割り込んで待つていた場合、登信ができるというケース、これはレアケース、例外だと思っておいてください、あえて丸にしましたけれど。

そして、待ち受けた場合、これは先ほど申し上げましたように、相手からの話は全部話し中になります。ですから、暴力団事務所でこれをやつた場合、倍受をしているということがばれちゃいます。ですから、ここはバツでございます。

そして今度、アナログのP.T.T.、先ほどの資料の一の②の部分に当たりますけれども、N.T.T.の無人の交換局内で使うP.T.T.、これは当然回線

試験、先ほど申し上げた技術的な電圧のチェックとか音質のチェック、これはできます。そして成立している通話への割り込み、これもできます。しかし、待ち受けた場合には、待ち受けられただお客さんは発信もできないし着信もできない、そういう状況になります。

今度、ISDNの場合。NTTの有人局内にある試験制御装置、これはすべてのことができま

す。回線試験、成立している通話への割り込み、あるいは待ち受けた場合のお客さんの発着信ができる。だから、デジタルの場合は唯一ここが傍受をする箇所になるわけです。

そしてもう一つ。NTT無人局内のPTT、これは逆に回線試験しかできません。そういう機能しかNTTは持たせていないし、一切できないようになっています。そのPTTを幾らNTTから盗んだとしても、ほかのことは一切できないようになっている。

こういうふうな整理になっているということを
まず明確にしておきたいと思います。

このTWSとP.T.Tという議論、この委員会の中でも、私自身も取り上げているのがいけないのかもしれないけれども、随分長い間議論をしてきましたけれども、皆さんも、本日の資料を、捨てていただいても結構ですけれども、資料二だけぜひ保存していただいて、今後P.T.Tに關して何かお悩みの点があれば、ぜひこれを一度見返していただきたい、そのように思っております。

さて次に、順番に進んでいきたいと思います。資料三をござらんぬいただきます。資料三をござらんぬいただきます。

これは、実は前々回の私の質疑でも使いました。左側に暴力団A組の事務所があつて、そこには幹部がいる。電話回線でAプロバイダーというところへつながっている。そして、その組織の末端の売人がB社という会社で社員になつて働いているんだけど、実はB社のメールを使って麻薬の売買の情報のやりとりをしている。その設定でございました。

これも前々回の質疑の繰り返しになりますから、もう端的にお答えいただきたいと思います。この図の中で、警察がメールを傍受する可能性のある場所は、具体的にどことどこになるでしょうか。

○政府委員(松尾邦弘君) 電子メールにつきましては、受信者のメールアドレスをまず特定いたします。

通信事業者であります。プロバイダーが管理するPOPサーバー内の受信者のメールボックスにおさまって、傍受すべき通信が行われるか否かを見張りまして、メールが受信された場合、直ちにこれをコピーして傍受することを想定しております。この図で言いますと、主として五ということ。今の説明はなるうかと思えます。

○世耕弘成君 暴力団Aの幹部が特定された場合は五、あるいは売人の側が特定された場合は九のいずれもPOPサーバーというところで傍受をする。

これもこの間、私、相当わかりやすく御説明したつもりですが、もう一回わかりやすく説明したいと思います。

POPサーバーというのが、いわゆる普通の郵便便でいえば家のポストです。ですから、そのポストに入れば、ある程度これはこの人あてのメールだということが特定できるので警察も傍受をします。ですから、POPサーバーで傍受をする。

そして逆に、SMTPサーバー、これは実際にメールを送るときに置きに行くポストなんですけれども、ここにはみんながメールを置きに来ます。街角の郵便ポストあるいは郵便局のポストだと思ってください。そこにはいろんな人のメールが山ほど入る。ここで言うところの一番です。ここにはいろんな人のメールが山ほど入って犯人のメールだと特定できないので、ここで傍受することはないということです。

そしてそのほかのクレーフル二番の専用紙で、すとかほかのところ、これは言ってみれば郵便物としてラックみたいなものです。トラックを追いかけていって荷台に飛びついて、その山ほどあるメーラーの中から何かメーラーを抜き出すんじゃない、という事は事実上不可能ですから、できない。

ということで、インターネットの電子メールを傍受する場合は、このPOPサーバーにおいてのみ傍受ができるということをもう一回明確に整理しておきたいと思います。

さて、一昨日の参考人質疑で私が一番衝撃を受

けた、びつくりしたのは、インターネットの専門家であるお二人の参考人、東京インターネットの高橋さん、そして二フティの本名さん、お二人とも専門雑誌などでもよく読んでいる非常にインターネットの専門家でありました。その専門家から、インターネットではリアルタイムの傍受が得意なから、インターネットの電子メールにおいて通信傍受は意味をなさないという発言があった。これは私、本当にびっくりしました。

このことについてまず包括的に確認をしたいんですけれども、法務省として本当にそのように考えられるのでしょうか、御見解をお伺いします。
○政府委員(松尾邦弘君) インターネット通信におきましては、この法案の第二条二項に言う、現に行われている他人間の通信の傍受ができないとは考えておりません。

例えば、電子メールにつきましては、受信者のメールアドレスを特定しまして、そのメールボックスにおいて傍受すべき通信が行われるか否かを見張りまして、メールが受信された場合には直ちに、すなわちリアルタイムでということだと思えますが、これをコピーして傍受することを考えておりますので、リアルタイムの傍受ということではございません。

○世耕弘成君 はい、そうですかと申し上げたいんですけれども、残念ながら、局長は法務省では、法曹界では大変お偉いんですけれども、インターネット界ではこの間の参考人二人の発言というのは非常に重みがあるんです。インターネットをやっている人は、やっぱり彼らの言っていることの方を信じる可能性があるので、私ももう少し踏み込んで私なりの検証をしてみようと思つて、一昨日、昨日といういろいろ考えました。そこでふと思いついたんです。

この間、前々回質疑の冒頭に自己紹介的に申し上げましたけれども、私は、自分の議員会館の事務所にインターネットのサーバーを設置して、和歌山事務所とLANを結んで業務をやっております。ということとは、私の議員会館のサーバーを例

えばプロバイダーのサーバーだと仮定する。そして、議員室にある私の机の上に置いてあるパソコンと私のアドレス、これを犯罪者のパソコンだと考える。この資料三で言いますと、例えば私がこのbainin@b-shaco.jp、そして、ここにある社内サーバーというのが議員会館の私の秘書の部屋に置いてあるサーバーだと考える。あるいは左側でもいいんです。私が暴力団の幹部だと考える。そしてAプロバイダーのサーバー、これが議員会館の秘書室の方に置いてあるサーバーだと考える。そう仮定することによって一つのシミュレーションができるというふうに思いついたわけです。

私あてのメールを私が気づくことなく第三者が傍受することができるとかどうかというシミュレーションができるんじゃないかというふうに思いました。そして、秘書とともにゆうべ、きのうは本会議が長かったので、終わった後はほとんど夜中までかかっていろいろとやってみました。

最初は、サーバーのソフト、要するに秘書の部屋に置いてある大きなメインのコンピュータのソフトを駆使して、先ほどもこの絵で申し上げているPOPサーバーに当たる部分に蓄積されている私のメールを何とか見られないかということ、それを直接見に行こうとしました。

資料四を見てください。そのときのパソコンの画面がこの資料四でございます。これは難しいように見えますけれども、ちょっと字が小さくて申しわけないんですけれども、画面が三分の一と三分の二、二つに分かれています。右側の大きいところ、ほかの人の個人名はマスクしてありますけれども、この世耕弘成というのが私のメールボックスそのものになるんです。あと、ほかに私の秘書三人の名前と遠隔からアクセスする和歌山のメールボックスがあります。

この世耕弘成という名前の左側にある、ちょっとぶれて見にくくなっていますが、文書箱にメールが入ってくる絵になっている、これがいわゆるメールボックスなんです。今までメールボックス、メールボックスと話が出てきていたんですけども、きょうは皆さんに目で見たいだきたいと思つて示しました。これがメールボックスなんです。

ここをあけてメールが見られればいいんじゃないかということで、きのういろいろんな方法で、いろいろ本を読んだりいろいろトライをしました。ここをクリックしたり、いろいろやりました。あるいは、アクセスする権限を管理者という一番強い権限に変えてみたりしたんですけれども、私の使っているサーバーのメール管理ソフトというのは、やはり非常に通信の秘密に対する配慮が高かった。いかなる者がアクセスしようとも、いかなる権限を与えようとも私個人あてのメールをサーバーで見ることができなかつたんです。これは、残念ながら言うべきか、私、実はある意味ではとたんなんです、私あてのメールを秘書に見られることがないんですから。

それが無いということがわかつたんです。びっくりしたんですが、きのうの夜、なるべく連絡のつく専門家を探していろいろ聞いてみました。私や私の秘書は、ある程度パソコンは使えます、インターネットのこともわかつていますけれども、やはり技術的にそんなに高いわけではありません。ですから、専門家に聞きましたら、さらに高度な技術を持つ人がこのサーバーのソフト自体をいじつていけばメールの内容を見ることができるといふことを教えてもらいました。

今、何だつたら電話で言つたとおりやってみるかと言われましたけれども、ちょっと私や秘書では、そのとおりやってみようとしたら壊れたら仕事ができなくなりますから、怖いという気持ちは働いて、できる可能性があるというところは聞いて、やめました。この間プロバイダーの方がここへ見えて、警察が幾ら捜査令状を持ってきたって自分たちのサーバーをいじらすのは嫌だと言われた、あの気持ちの私きょうの身をもってよくわかりました。本当に安易にいじれるものじゃないなということを感じました。

ですから、ここで、専門家の人ができると言いましたよということと終わりたいんですけれども、しかし、ここで終わつたのでは、自民党の先生がこれだけいらつしやる中で三回も質問に立たせていただいている意義がございませんので、それじゃいかぬということとさらに秘書と知恵を絞りました。

そこで意外と単純なことを思いついたんです。私のメールボックスそのものに転送の設定をしてやればいい。だれかのところへ転送する。具体的な捜査のときは、捜査官がそのプロバイダーのところにおいて、横にパソコンを一台つないで、そのパソコンに転送する設定をしてやればいい。そういうふうなやつてみたらどうだろうということ、今度は資料五で、私のところに捜査官はおられませんので、これは実際にやつた話で、私の秘書のところへ転送しました。

これがウィンドウズの用語で世耕弘成というメールボックスのプロパティと言います。これは、いろいろな条件を設定する画面なんですけれども、その下に代理受信者という機能があります。要するに、私がいてもいなくてもだれかもう一人メールを見る人を設定することができんです。ふだんは当然、なしにしてあります。きのうも終わった後、なしにしました。ちょっと穂苅美子という具体名が出ちゃっていますけれども、これは私の秘書の名前でございまして。一たん私の秘書のところへ、代理受信者として設定して転送できるようにしました。そうしますと、私個人あてのメールを私の秘書が実際に見ることができました。そして、私の議員のテーブルにあるパソコンでは、そういうふうに見られているというところは、そういうふうに見られたいというメールを転送することによって少なくとも傍受はできるといふことを、きのう私は現実に自分の部屋で自分のサーバーとパソコンと秘書のパソコンを使ってやつてみました。

ですから、このようにして私が実証したメール

の傍受方法、一つは実証できなかったですけれども、やってみたら二通りあるんじゃないか。一つは、サーバーのソフトを操作することによってその操作者に権限を与えてメールボックスを見に行くこと、あるいはもう一つは、簡単なやり方として、転送設定をして転送先のパソコンでそのメールを見ること、傍受すること、この二つしかないと思うんですけども、法務省の御見解はいかがでしょう。

○政府委員(松尾邦弘君) 専門家を前にしてまたいろいろ解説するのもなんだと思いますので、まさに御指摘のとおり、技術的には今委員が詳しく御説明になった二通りというふうに想定しております。

○世耕弘成君 この二通りということになりますと、この間のプロバイダーの証言、やっぱりサーバーは余りいじられたくないことをはっきりおっしゃっていた。さらに、私が実証したように、転送の方が割とサーバーの中に入らないで手軽にやることができる。そうすると、恐らくプロバイダーも余り不安感なく受け入れてくれる部分もあるのかなと思うんです。

どうでしょう。この二つの方法のうち、やはり転送の手段の方が多くなると考えてよろしいのでしょうか。

○政府委員(松尾邦弘君) 具体的には、法案成立後、それぞれの事業者と十分な協議をして具体的な方法を決めていくことになりませんが、御指摘のように、特定のメールボックスが受信したメールを自動的に転送するような設定を用いて傍受を実施するということは技術的に十分可能でございまして、また通信手段の特定という法的な問題も起きませんので、傍受の方法としては適当と考えております。

○世耕弘成君 恐らく転送という手段が使われるケースが多いんだろうということがわかってまいりました。しかし、転送となると反対側の立場の方の心配事というのが当たってくるんです。転送ということとは、どこへでも転送できます、電子

メールのアドレスさえあれば。念を押しておきたいんですけども、プロバイダーの建物以外の場所へメールを転送するということはあり得ないということを確認に言っておいていただきたいと思ひます。

○政府委員(松尾邦弘君) 法案第六条をごらんいただきますと、「傍受の実施の方法及び場所」でございまして、裁判官が発付する令状の記載事項でございます。傍受の実施の場所は、個別の事案ごとに裁判官がその実施が可能な、最適な場所を決定するというようになっております。

したがって、電子メールの傍受の実施場所としては、プロバイダーの施設内において行うことを想定しております。法的にそれ以外の場所で行うことは考えられません。したがって、対象となる通信をプロバイダーの施設以外の場所に転送して傍受するということはあり得ないということになります。

○世耕弘成君 あり得ないということがよくわかりました。ましてや、警察署へ転送するなんということも絶対にないということを確認しておきたいと思ひます。

また、それをプロバイダーが、そういう設定をしてくれ、@police.jpなんところへ送ってくれと言われても、それは法律上、十一条上、断ることができるということを明確にしておいていただきたいと思ひます。

○政府委員(松尾邦弘君) 御指摘のとおり、警察署に転送して傍受することはあり得ません。また、捜査官からそのような要求が出た場合には、それを断るということは当然のこととございまして。

○世耕弘成君 そうしますと、一応、今メールは技術的に傍受ができる。そして、自分でもきくのも転送という機能を使って傍受してみました。その上で、なぜあのインターネットの二大巨頭がどうしてリアルタイムの傍受ができないとおっしゃったのか、ここが私はどうしても理解できない。恐らく、法務省も悩んでおられると思うんで

す。

私もいろいろ推測をしてみました。まだあくまでも推測の域を出ませんけれども、もしかすると、このリアルタイムという概念をあのお二人は非常に厳格、限定的にとらえられたんじゃないか。要するに、電話の音声や電気が流れていくのを傍受するのと同じようなイメージで、いわゆるサーバーに一人蓄積されてそれをあけて見るというような形ではなくて、専用線とかあるいはサーバーの中の流れているデジタル情報そのものを傍受して解説するという意味で使われたのかもしれない、私はそう思ひます。でも、もしそういうふうな前提に立っているとしたら、それは当然できないんですけれども、これはあくまでも私の推測でございます。私は、一方向的にそう証言していただくとはいけません。推測でございます。

法務省に伺いたいんですけども、この法案の「定義」に、現に行われている通信という表現がございまして。この現に行われている通信というのは、私の推測ですが、もしかしたら、プロバイダーの代表の方がおっしゃった厳格なリアルタイム性、そこまで要求をしていると解釈されるんじゃないか。

○政府委員(松尾邦弘君) 法案の第二条二項には、現に行われている他人間の通信を受けるという規定がございまして。これは確かに、狭い理解ですと、現に伝送路上を行き来している電気通信を捕捉と、今先生のおっしゃったメールボックスに入る前の段階のみを意味するのかもしれないふうにあるいは誤解されかねないわけですが、電子メールのメールボックスのように通信内容が蓄積される装置がございまして、これを継続的に見張って、通信される都度これを直ちに捕捉するということも、この現に行われている他人間の通信を受けるという概念には含まれるというふうに御理解いただきたいと思います。

○世耕弘成君 私もそう思ひます。ただ、それが例えば何時間もたつとか、一日二日たつて置いてあるものとなると、それはやはり現に行われてい

る通信とは言えないような気がするんです。

当然、サーバーの傍受をするということは、令状を持って、もうサーバーの横から転送先の端末に捜査官及び立会人が張りついているわけですよ。そして、そこに犯人あてにメールが送られてきて、POPサーバーに蓄積されるとさかざ傍受をするということになると思うんですけども、その間の時間というのはどれぐらいだと思ひたいんでしょうか。

○政府委員(松尾邦弘君) 技術的には、瞬時といいますが、メールボックスに電子メールが入ると同時にこれが他の機械にコピーされるというふうに御理解いただきたいと思います。

○世耕弘成君 瞬時ということですね。もし、この瞬時の蓄積をも認めないという理屈が成り立つとすると、実は大変なことになるんです。

インターネットからちよつと一たん電話に戻りますけれども、今、電話というのは交換機はすべてコンピューターなんです。電話は、昔はAさんとBさんという人が話していたら、必ずAさんとBさんの間に何らかの導線のつながりができて、極端な話、導線をずっと伝って行けば行けたんですね。昔の逆探知というのは、職人さんがそうやって交換機の中の接点をのぞいて追いかけていくと必ずAさんとBさんの間には通話の回線が導線できれいにできています。これが昔なんです。でも、今はコンピューターなんです。音声といえども、本当に瞬時ですけれども、極めて短い一たん交換機というコンピューターの中へ蓄積されて転送されているんです。

ですから、瞬時の蓄積も現に行われている通信ではないというふうな立場に立つと、もともとこの通信傍受といったものが、あるいはもう今後、これからデジタルの世界が進んでいく中で一切通信の傍受というのはできないということになるというところを一つ指摘させていただきたいと思ひます。

そして、もしかして、一昨日の参考人が蓄積ということに非常にこだわられていたという立場に

立つと、その後もう一つ言われましたこと、何で通信傍受令状で来るんだ、通信傍受令状よりも押収令状の方がいいじゃないか、通じているじゃないかとおっしゃっていただことも納得がいくんです。

さて、この犯罪捜査の電子メールの内容を把握するに当たって、押収令状がいいのか通信傍受令状がいいのか、どっちが十分な効果が期待できるのか、法務省の見解をお伺いしたいと思います。

○政府委員(松尾邦弘君) メールボックスに入った電子メールでございますが、これは受信者によって技術的にはいつでも容易に消去することができます。したがって、そのメールボックスにおいてメールが受信されたかどうかというところを見張りまして、受信された場合には直ちにこれをコピーして傍受するということが必要になるわけでございます。

これは、電子メールの受信が確認されるたびに捜索・差し押さえ許可状を請求するという方法によりましては、証拠の保全を図る前に、今申し上げましたように、技術的にデータが消去されるおそれが十分にございます。また、受信された電子メールを直ちに、すなわちリアルタイムで傍受しないと、そのほか時間的なタイムラグといいますが、捜索・差し押さえ令状ではデータの保存ということが不可能になってしまう。直ちにリアルタイムで傍受するという方法以外には保存する方法がないというふうに御理解いただきたいと思います。

○世耕弘成君 わかりました。

要するに、押収令状では、メールを押さえようと思つたら、メールが一通着くたびに裁判所へ行つて押収令状をもらつてこなきゃいけない。それは事実上、作業上無理ですね。やはり通信傍受令状で対応せざるを得ない。そして、蓄積されたとはいへ臨時に見るわけですから、これは十分私は通信傍受の範囲内で対処ができるというふうで考えるということをお願いしたいと思います。そしてまた、一昨日の参考人の発言の中で一つ

気になったことがあります。

これは、犯罪に関係しない他人の通信も、このインターネットメールを傍受した上で、傍受すべき通信であるか否かの判断をしなければならぬことになる。犯罪とは関係のない一般ユーザーのプライバシーを侵害することになるのではないかとこの発言があつて、これは私、ちよつと誤解されたなと思つておるんですけれども、本当にそうでしょうか。法務省の見解をお伺いします。

○政府委員(松尾邦弘君) 一昨日の参考人の今、委員御指摘の発言は、先ほど委員の設例の中にもございましたが、例えば、このメールを发出する場合に、それがSMTPサーバーに入る。そうなるのは、先ほどはトラップに入つてしまふとか、あるいは街角の赤いポストの中に入つてしまふ通信が入つてくるような状態だと、こう言われましたが、確かにそれを傍受しようとしてみると、犯罪に関係しない他人の通信をも傍受していくことになつてしまふということがございますので、これはもう法案の内容からいってそういう傍受はあり得ないということでございます。

この法案が予定しているのは、先ほどから申し上げておりますように、メールアドレス等により特定された個人の、あるいはその特定された通信手段を用いた通信以外の通信を傍受するということがございますので、他人間の通信も広く傍受するというようなことにはならないわけでございます。

○世耕弘成君 そうですね。ですから、SMTPサーバーでは傍受しない、必ず個人別に分かれておるPOPサーバーで傍受するということですから、他人のメールを見ることはないんです。

もう一回資料四を見てください。はつきりと、もし世耕弘成あての傍受令状を持つてこられた場合は、この世耕弘成しかあけることはできないんです。下の和歌山事務所をあげようとしたら、それこそ立会人の外形的なチェックが働いて、あなた、待つて下さい、捜査令状は世耕弘成のメールしか見ちゃいかぬのよというところで、立

会人のチェック機能がまさに働く場所だということとを申し上げておきたいと思ひます。

そしてもう一つ、参考人の発言でこれも気になつたんですけれども、組織犯罪で使うような人は電子メールというのは複雑に転送していく、転送システムを利用していく。ですから、転送を何回もかまされるとほとんど追跡ができない、捜査に実効性がないんじゃないかという指摘がありましたけれども、この辺の御指摘はいかがでしょうか。

○政府委員(松尾邦弘君) 特定のメールアドレスに送られてきました通信を他のサーバーに瞬時に転送するということが、先ほど委員の御説明の中でも技術的には可能だということでございますが、他のサーバーに転送する際に、同時にその通信をコピーすることによりまして傍受することは技術的に可能でございます。また、この場合、通信手段の特定という法的な要請も満たしてありますので、転送システムが利用されたからといひまして、通信傍受の実効性が失われるということはないということでございます。

○世耕弘成君 あともう一つは、インターネットを犯罪に活用するときにはいわゆる匿名性を持つ技術、これをプロキシと言ひますけれども、こういう技術を使つたり、あるいは暗号を使つてメールそのものを読めなくするから、仮にメールを傍受しても犯人の特定や内容の解説は不可能だという指摘がありましたけれども、これについてはいかがでしょうか。

○政府委員(松尾邦弘君) 法案の第十三条二項の問題でございますが、暗号を用いた通信等で即時にその内容を復元することができないような通信にありましては、まずその全部を傍受いたしまふ。そして、速やかに解説の上、傍受すべき通信に該当するかどうかの判断を行うということになります。暗号解説の問題というのは、通信傍受に特有な問題ではございませんで、現在でも、押収したフロッピーとかフロッピーディスクに保存されている電子的情報には暗号化が施されている事

例も想定できることでありまして、現実にも、オウムの事件で押収された証拠物の中にはそれらが暗号化されたものもあつた事例もござひます。捜査機関としては、暗号を解説するための要員あるいは捜査、装備の機材等の体制を整備するとともに、専門的知識を有する者にその鑑定を嘱託するということなどいろいろの方法が考えられます。解説のための捜査を尽くして、その内容を把握するということになります。

いずれにせよ、捜査は個々の事案ごとにそれに適した効果的な捜査手段を選択して遂行するということだと思ひます。

○世耕弘成君 ということですね。ですから、暗号解説のノウハウも、どの程度かはわかりませんが、けれども、捜査当局としてはお持ちである。あるいは、今までインターネットを使った犯罪も相当摘発をされているわけですね。ですから、犯人の特定ということについてもある程度のノウハウを持つておられる。それはもう恐らく犯人の技術と捜査の技術のイタチごっこになると思ひますけれども、少なくとも、そういうものに取り組んでおられるということにははつきりわかつたと思ひます。

じゃ、もう一つ。これまたインターネットで悪いことをする場合に、例えばわいせつ画像を提供する場合なんか典型的ですけれども、日本に置いておいたらすぐ見つかつちゃうだろう、あるいは日本の法律が簡単に適用されるだろうというところで海外にサーバーを置いてちゃう、そこを拠点にしちゃうということと捜査の手を逃れる手法というのがあるんですけれども、この辺についての対処はいかがでしょうか。

○政府委員(松尾邦弘君) 我が国の捜査機関が外国に赴いて通信傍受その他の捜査活動を行うことは主権の関係でできないわけでございますが、外国に対しては、国際捜査共助ということによりまして、サーバーに蓄積されている情報に関して差し押さえをお願いする、あるいはその証拠の提供を求めるということなどを考えております。若干

の時間がかかりますが、こういうことで技術的には可能だということでございます。

○世耕弘成君　そういうことで、インターネットのメールの傍受というのは、捜査の上で非常に使えるし、実際に傍受もできるし、そして技術的に、いろいろイタチごっここの面はあるでしょうけれども、頑張ればやっていけるものではないかと整理しておきたいと思っております。

そしてもう一つ。この間、一昨日の午前中の参事人、東京デジタルホンの桑折参事人の発言、これも私、正直に申します、衝撃的でした。携帯電話の傍受は極めて困難であるという指摘でございます。特に、電話番号と通信経路というものがその都度組み合わせて設定されるため、通信経路の特定に時間がかかるということ。これをやる場合、参事人の発言では二十分以上という話でした。そしてまた、仮に特定できたとしても、基地局を移動してしまつたと二十分以上かけて特定しなきゃいけないということで、ほとんど傍受は不可能ということでしたけれども、法務省としてこの携帯電話の傍受についてどのような見解をお持ちでしょうか。

○政府委員(松尾邦弘君)　まず、前提としまして、携帯電話の傍受は現在想定されております組織犯罪の解明には必要不可欠でございます。それでは、技術的にどうかという問題でございますけれども、委員御指摘の参事人の発言は、どうも現在のシステムを前提として、その技術的な問題に言及しているというふうに思われます。現在の携帯電話による通信システムが、その通信の傍受を想定したものでないわけでございます。したがって、技術的に容易でないと言われる部分があることは我々も承知しているわけでございますが、そのような技術的な問題については解決が可能であると考えております。

通信傍受法案が成立した後に、技術的な問題を中心に捜査機関と通信事業者との間で十分な協議、検討を行いまして、早急に問題点の解消を図りたいと考えておりまして、また解消を図れるものと

のと考えております。

○世耕弘成君　そうですね。

電話と携帯電話、発展の歴史がいろいろありまして、電話というのは、やはり最初、音が切れるとか雑音が入るといろいろな苦情の中で育ってきたから、どうしても通話状態をモニターする機能というのは持っていたんです。携帯電話というのは、電波だからちよつと雑音が入つてもしょうがないかなという感じで、余り音が悪いという苦情は直接来ないんです。音が悪いと不満をお持ちの方はいらつしやると思ひますけれども、どうしてくれるんだなということには余りないんです。ですから、通話内容をモニターする機能というのは今のところ携帯電話は持っていないわけです。ですから、今、傍受をすることは非常に難しい。

ですけれども、今難しいからといって放棄してしまつては犯罪捜査なんかできないんじゃないか。歴史的に振り返つてみても、これは指紋の特定でもそうだと思いますけれども、無理だと思われたことを努力によって可能にして巧妙化する犯罪に対処してきたのが捜査技術発展の歴史ではないかと思ひます。

そしてまた、一つ指摘させていただきたい。今我々が使っている携帯電話、これはいわゆるPDC Cと言ひますけれども、このPDC、別に永遠にこのままあるわけじゃないんです。どちらかというと、もう先の寿命が見えてくるんです。あと何年かです。各社がもう既に次世代の携帯電話という構想を明らかにして開発を始めています。NTT DocomoもIMT-2000という形で二〇〇一年から始めます。もうプロトタイプもありまして、ショールームへ行けば使えます。こういう、もうあと数年で商用化される次のものが来ているわけですから、今の携帯電話で、きょうこの時点で使えないからこの法律は欠陥だと言つてしまふのは余り性急な結論づけじゃないかと思ひます。逆に、せつかく今、次世代の携帯電話の開発が

行われているわけですから、早期にこの法律を成立させて通信業界と話し合いを始めて、これから具体的な開発、詳細なスペックが決まつていく次世代携帯電話を設計していく段階で、犯罪捜査のための傍受機能というものを組み込んでいく協力を通信業界に、当然私はその部分の開発コストは国が持つべきだと思ひますけれども、これをやつていけば、ある程度コストもおさまつた形でスムーズに傍受できる機能が入つていくんじゃないかという私見を申し上げます。

今度、資料の六番を見てください。これは、全く技術の素人ですけども頭の体操でつくつてみました。こういうふうによれば携帯電話の傍受もできるんじゃないか。

これは、ソフト開発の量とか、あるいはそれを追跡するコンピュータのスピードとか、いろいろな技術的な制限があるかもしれないけれども、左側の、傍受対象の携帯電話があつてこれが発信をした。そして、サービス制御局から位置情報と発信情報をつかんて交換機を特定してその交換機に入つて使用回線の情報、使用回線を特定する、どのチャネルを使つているかを特定する。これは、もしかししたら、専門家から見たら荒唐無稽だと思われるかもしれませんが、私のような全くの素人が頭の体操で考えてもこういう給がかかるわけです。こういうシステムを開発する努力をしていけば携帯電話も傍受することができるといふんじゃないか。これは頭の体操ですけど、私自身も、これを考えた上で、さらに抜けばはいっぱいあるだろうと思ひます。具体的に幾つかありますけれども、それをここでしゃべると、将来、犯人に犯罪の可能性を教えることになりまして、それは言ひませぬけれども、そういうことをまた一つ一つつぶして進むのが、これが捜査の進歩じゃないかなというふうに思つております。

さて、審議もいよいよ終盤を迎えております。今、きょう私、冒頭で主目的だと申し上げた技術的な可否と法律の可否を資料七として整理してみました。ちよつと見ていただきたいと思います。

す。横は、技術的にマルカベカ。そして、縦は法律的にマルカベカ。そして、それぞれA B C Dという四つのゾーンに分けました。

まず、Aゾーン。これは技術的にもできます。そして、法律的にもやつてよい。例えば、先ほどから出ています主配線盤、MDFでのアナログ電話の傍受、あるいは試験制御装置でのISDN電話の傍受、あるいはPOPサーバーにおける電子メールの傍受がこのAゾーンに当たる。Aゾーンについては余り議論の余地がないだろうと思ひます。

そして、Bゾーン。これは技術的に困難であるけれども、法律的にやつても構わない問題。これは携帯電話であり、あるいは高度に暗号化されたメールなんというのはこの辺に入るんじゃないか。

そして、Cゾーン。これは技術的には可能なんだけれども、法律的にはやつてはいけない。例えば電柱、引き込み柱での傍受、これは緒方議員の傍受のときにやつたものですけれども、あるいはサーバーを丸ごと傍受しちゃう。

そして、Dゾーン。これは技術的にも不可能だし、法律的にもやつてはいけない。例えば、P T Tを用いた傍受ですとか、あるいはバックボーンや専用線というほかの人の情報も大量に流れている部分での傍受、これはやつてはいけない。こういうA B C Dの四つに整理できるんじゃないか。

Aについては、もう議論の余地はないと思ひます。そして、Cについては、技術的にできるけれども、法律的にやつちゃいけない。ここは厳重に我々が見張つていかなきゃいけないと思ひます。また、立会人にも見張つていただかなきゃいけない。法律の運用をここは厳格にやつていただきたいと思います。

そしてDゾーン、これはもうどうでもいいんです。はっきり言つて議論の余地はありません。技

術的にもだめだし、法律的にもだめなんです。こ
こはもう議論するだけ時間のむだからやめてお
きます。

問題はBゾーンです。技術的には今できないけ
れども、法律的にはやっても構わない。この分野
こそ、これから一生懸命、業界と捜査当局が国民
の生活の安全のために技術開発を進めて、これ
を何とかしてAゾーンに持っていく努力、これこそ
が今やるべきことではないかという整理をさ
せていただきたいと思います。

さて、もう時間もなくなってきましたので、あ
と幾つか気になっていることがあります。

特にプロバイダーの皆さんから、捜査当局へ協
力する際の技術的な不安感、あるいは警察の技術
への不信感というのが表明されていました。ここ
はちょっとはつきりしておきたいんですけれど
も、今までこういう不安感や不信感を抱かれたと
いうことは、十分業界とコミュニケーションがと
れていなかったんじゃないかと思うんですけれど
も、十分な事前の業界への説明、警察当局として
どうやるのかというようなことはやってこられた
んじゃないか。

○政府委員(松尾邦弘君) 通信事業者等の団体あ
るいは個別の事業者等と折に触れていろいろな話
し合いをしております。

例えば、第一種及び第二種の電気通信事業者等
を対象にいたしました。それぞれ前後三回、協
議会、説明会を開催しております。また、本
年六月に開催した説明会においては、第一種事業
者五十六社、第二種事業者八十三社に参加をいた
だき、細かい点までいろいろ御説明を申し上げた
ところでございます。

また、法案成立後におきましても、施行まで約
一年間の準備期間を予定しておりますが、その間
に捜査機関と通信事業者との間で十分な協議を行
いまして、技術的な問題や運用上の問題に関する
検討を進めて、傍受の実施を適正、円滑にするよ
うに今後とも最大限の努力をしていきたいと思っ
ております。

○世耕弘成君 そうですね。協議機関の設置と
か、あるいは警察当局へもちゃんと向こうも信頼
を持ってもらえるような専門家を配置するという
ことを何としてでも進めていただかないと、この
話は円滑に進まないと思うんです。そこはしっか
りやっていただきたいと思います。

また、福島議員から指摘がありました小規模プ
ロバイダーへの配慮、これは私も全く同感でござ
います。

私の地元でも、小規模なプロバイダーをやって
地元の人に非常に頼りにされている人たちがいま
す。こういう人のところに対しては十分な配慮を
行っていた方がいい。間違っても、捜査令状を片
手に突然やってきて、サーバーを押さえて勝手に
いじるといふようなことまでではないか。あるいは、
は、そういうところは、働いている人も一人もし
くは三人ぐらいでやっているとわかってから、立会
人のことについても最大限の配慮をするんだとい
うことを明確に答弁していただきたいと思います。

○政府委員(松尾邦弘君) 特に小規模のプロバイ
ダーの方に協力を願う際には、その負担というこ
とを当然考えなきゃいけないわけです。それで、
その負担が過大にならないように、実施する際
には十分に協議をし、適正に行っていくたいと思っ
ております。

また、傍受を可能にする技術的な開発というの
がやはりある程度必要でございます。コストにつ
いても大変事業者の方が心配されておりました。
その点につきましても、事業者側の負担について
十分に配慮していきたいと思っております。

○世耕弘成君 珍しく前向きな答弁をいただきました
というふうに思っています。コスト負担、
配慮を十分やっていただけたことだと思
いたいと思います。

最後の質問ですけれども、これはプロバイダー
だけでなく電話事業者についても言えると思
うんですけれども、万が一傍受をした、あるいはそ
れに協力したことによって契約者、ユーザーから

訴えられるようなことがあるんじゃないかとい
う心配、これは明らかにあると思うんです。その
免責を、これは参考人もおっしゃっていました、
明確にすべきじゃないかということがあるん
ですけれども、その辺についての御見解はいかが
でしょうか。

○政府委員(松尾邦弘君) その心配が非常に強い
ことも参考人のこの前の御発言を聞いてわかつた
わけでございますが、この通信傍受は、刑事訴訟
法及び通信傍受法に基づきまして裁判官により発
付された令状による強制処分として行われるとい
うものでございます。通信事業者が通信傍受に協
力したといたしましても、それは法的な義務に
従ったものであることは明らかでございます。あ
り、顧客から民事上の責任を問われることはあり
得ないというふうに御理解いただきたいと思います。

○世耕弘成君 相当いろんな問題を整理したつも
りですけれども、これで質疑を終わらせていた
きます。

○内藤正光君 民主党・新緑風会の内藤正光で
ございます。本日、私は一時間余りにわたって通信
傍受法について質問をさせていただきましたと思
います。

まず、初めに申し上げておきたいことがござ
います。

やはり、憲法でも保障されているプライバシー
の保護、これは大変重要視されなければなりませ
ん。しかし、その一方で、この日本、麻薬が蔓延
しているだとか、あるいはまた犯罪組織が本当に
善良な市民生活を脅かしている、これもまた厳然
とした事実でございます。そういう事実に対し
て、警察にもそれなりの捜査手段を与えるべきだ
と、そう主張されます。私は、それはちゃんと合
理性のある主張であるし、それに理があることは
認めます。しかし、それにしても、余りにもこの
通信傍受法案は欠陥があり過ぎる。そういう事
実を認めるからこそ余りにもあらが目立つてくる
んです。

例えば、形ばかりの立会人を置いて、これでよ
しとして果たして乱用の防止になるんだろうか。
あるいはまた、今までの審議でも再三明らかに
なっておりますが、今回の通信傍受法案、イン
ターネットはおろか携帯電話すらも想定したも
のではなかった。つまり、いわゆる黒電話、一般
の電話を想定してつくられてきたものだ。だか
ら、今いろいろなところが出てきているんだろ
うと思います。つまり、数々のお粗末な欠陥がこ
の通信傍受法案にはあるのではないかなと思
います。そういう立場から、以後、幾つか質問さ
せていただきたいと思います。

まず、通信傍受法案の実効性というもののにつ
いて質問をさせていただきます。

この通信傍受の対象としております犯罪が四つ
でございます。一つは薬物、二つは銃器、三つは集
団密航、そして四つは組織的犯罪、これらの犯罪
において携帯電話が多用されているということは
だれも否定はしないと思います。実際、衆参の法
務委員会においても、多くの政府委員の方、大臣
がこのあたりのことを答弁されております。

私は、ビデオテープを起しました。実際、七
月一日、松尾刑事局長もこのようにおっしゃっ
ていたかと思っております。

これらの犯罪において、犯行の準備、実行、犯
跡隠蔽のために複数の犯人間において相互に指
示、命令、連絡、報告等が必要とされ、そのため
に適宜携帯電話等の電気通信が多用される現状を
踏まえまして、これを傍受することは非常に効果
的であり、その意義は大きいと思えます。つま
り、まとめていえば、携帯電話の傍受は組織犯罪
に非常に効果的であるとおっしゃっております。
そのほかにも、七月六日、同じく松尾刑事局長
は、オウムによる公証役場事務長の逮捕監視事件
では、携帯電話を使っているいろいろな指示だとか連
絡等がなされたというふうにおっしゃっているか
と思っております。ところが、社民党の保坂衆議院議員
の盗聴事件を機にいろいろこの辺の携帯電話に関
する認識を深められたのか、携帯のいわゆる盗聴

は難しいというふうに確かにおっしゃったかと思
います。

ところが、その同じ日、福島議員の質問に答える形で、携帯電話は通信事業者の監視センターで傍受する予定であると。その認識はまだお持ちになられていたかと思えます。

ところが、一昨日の参考人質疑で、参考人の方がこう明快に述べられております。携帯の場合、監視センターからの通信傍受も非常に困難であると。

そこで質問なんです、どういう対応をされるのか。携帯電話の問題はとりあえず置き置いて、まず法案だけを成立させてしまおうというおつもりなのか。あるいは、もともと携帯電話のことは想定していなかったのか。あるいはまた、何か秘策でもお持ちなのか。秘策といえば、例えば電波をモニターできるように暗号規制をかけるつもりなのか。あるいはまた、先ほど出てきました、通信事業者のオペレーションシステムでもモニターできるような通信事業者にシステム仕様変更を依頼あるいは強要するつもりなのか。ちよつと対応をお聞かせいただけますでしょうか。

○政府委員(松尾邦弘君) まず第一点でございますが、携帯電話の通信傍受、これは現在想定されております四類型の組織犯罪のためには必要不可欠であります。これはもうこれまでの答弁でも何回も申し上げてきました。

それから、法案の立案段階で、先ほども申し上げましたが、こういう携帯電話の事業者も含めまして多数回にわたりましたいろいろな協議、検討を行ってまいりました。携帯電話の傍受もこの法案としては当然予定して立案されているというふうにならず御理解いただきたいと思えます。

それでは、その技術的な問題はどうかということでございますが、先ほども世耕委員の御質問でも、あるいはその御質問の際にいろいろ技術的な解説をいただきましたが、私からも携帯電話による通信についての傍受は可能であるというふうに申し上げてあります。

それは、今、携帯電話の通信事業者に対しまして、例えば今、委員のおっしゃるような新たにシステム自体を変えてもらうとか、あるいは相当に法外な負担をかけるのか、そんなことを想定しなくとも、現在の技術水準でも傍受のための機材の開発は比較的容易であるというふうに我々は理解しております。

また、本法案が成立しまして施行まで約一年ございまして、その間にそれぞれの業者とそれぞれのシステムに適合した傍受のための機材の開発をする。そのコストにつきましては当然ほとんど国が負担するというところになると思いますが、そうした機材を開発することによりまして、一日、参考人が指摘されておりましたさまざまな技術的な困難性というものは解消されるというふうな我々は考えておりますし、また解消が可能であるということにつきましては、通信事業者から明確な回答もいただいております。

○内藤正光君 一年以内で開発が可能であるとおっしゃっているわけですが、では二つに分けて考えたいと思えます。

まず、開発できなかった場合。やはり現行システムで傍受することを考えなければいけません。しかし、さきの桑折参考人の話によれば、現行システムで仮に傍受しようとした場合はこういうプロセスが必要になるかと思えます。つまり、あらかじめ回線は設定されているわけではございませんから、通話が始まった時点で回線探しを始めるさやいけな。はつきり言えば、数百本の束の中から不特定多数の回線を一本一本洗っていかないと行けない、会話が聞けなさいいけな。ところが、この法案が認める傍受というのは三つしかありません。一つは犯罪通信、もう一つは該当性判断のための通信、そしてもう一つは別件通信でございます。しかし、現行システムで傍受をやろうとした場合、不特定多数の回線の全く赤の他人の会話を聞けなさいいけなわけですが、これは認められるんですか。

○政府委員(松尾邦弘君) 不特定多数の通話を傍受するような仕組み自体は、この法案に明らかに違反しております。技術的には、そうしたことをしないで特定の通信を傍受する技術的な開発は可能であるということでございます。

○内藤正光君 ということは、開発されなければ携帯電話の傍受は行わないというふうに理解してよろしいですね。

○政府委員(松尾邦弘君) 想定の話というのはなかなかお答えしにくいんですが、技術的に開発が不可能である、その技術が開発できない限りは特定の通信を傍受することができないという状況が想定されますれば、それはこの法案によつてはできないということでございますが、現在の使われしております携帯電話のシステムそのものを前提にいたしますと、特定の通信を特定した上で傍受するということは技術的に可能でございますし、通信事業者と今後話し合いをする中で機材等についての開発もしていく所存でございます。

○内藤正光君 都合のいいときには、システム開発ができたんだとか何かいろいろおっしゃっているような気がしてならないんですが、システムの開発云々は水かけ論になってしまいますので、次の質問に移ります。

じゃ、通信傍受に対応できるよう、ドコモとかデジタルホンだとかいろいろ会社があります。そういう各社にシステム仕様変更を要請する、あるいは強制するというふうに理解してよろしいですか。

○政府委員(松尾邦弘君) システム仕様変更というのが何を意味するのかよくわかりませんが、この法案は許容される範囲内において協力をお願いするということでございます。過度な負担があるいは過度な技術の開発を要求するということは相当でございます。したがって、その点に關しまして、十分にこれらの事業者の方と話し合いをして解決していきたいと思っております。

先日来の参考人の中で、確かに技術的に非常に困難な問題が幾つか指摘されました。例えば、回線の特定。これは、最適な回線に自

動的に切りかわるというふうなことがございますので、仮に二つの回線を特定しても、それがかわってしまった場合には、その特定された回線の通信が切れてしまうことになるので傍受できないというふうな御発言があったかと思えます。すると、例えば十回線が携帯電話でその箇所が使われていた場合に、その十回線の残りの九回線での回線が使われたのかを順次チェックしていつてまた回線を探して当てる、それまでにはかなりの時間がかかるというふうな御発言がございました。

例えば、その一例を申し上げますと、コンピュータを使用することによりまして十回線から十回線のどの回線に移ったのかということと同時に判別するというような機材の開発は技術的には可能でございます。今の例で申し上げましたように、技術的にいろいろ機材を開発し、電話傍受を前提とした技術を開発していくことによりまして、参考人がいろいろ言っておりました現在の困難性の中の大部分のものは解消されるというふうに我々は理解しているところでございます。

○内藤正光君 私がシステム仕様変更と言うのは、局長がおっしゃっている技術開発そのもののことでございます。だから、交換機のソフトウェアの変更とか、そういったことを申し上げております。

ところが、私は、先ほど自民党の世耕議員の話と一年以内に開発される話というのはある意味では矛盾があるんだらうと思えます。というのは、先ほどの発言というのは、今、携帯電話はPDCという日本の規格を使っている、しかし寿命はそんなにはないというふうにおっしゃっている。これは事実でございます。新しい方式に変わります。もう寿命がないわけですね。何年になるかわからない。あと三年か四年使えるかわからない。にもかかわらず、今の現行システムのために新たにお金を投じるというのは、私はどう考えても合理的な企業行動としては考えられないと思うんです。それでもやらせようということですか。シス

テム仕様変更は、強制ですか、要請ですか、断ることができるとですか。

郵政省さんとの覚書の中では、システム仕様変更までは協力の範囲に入っていないと明確に触れられていたかと思いますが、この辺もあわせて明確な答弁をお願いします。

○政府委員(松尾邦弘君) この法案は、通信事業者等に合理的な範囲内で必要な協力をいただくというところは当然前提にしているわけでございまして、ただ、それを超えてまでの協力をこの法案で強制しているわけではございません。

そういう通信傍受のための機材の開発というのは、主として通信事業者等からいろいろ技術的な援助あるいは助言をいただくことは当然あるかと思えます。それぞれの通信事業者によって使っているシステムが違ふということとございまして、そのシステムの相違に際して技術的な助言というのはいただかなければなりません。そうしたことの協力を得ながら国としてそういう機材を開発する。したがって、コストも、先ほど申し上げましたように、基本的には国が負担すべきものと我々は考えているわけでございます。

そうした中で、通信事業者はその事業者としての協力の範囲内の協力をお願いすることで今回の通信傍受法を移行する場合の技術的な問題は解決されるというふうに考えております。また、我々が通信事業者等という細かな打ち合わせをしてございしますが、その中で、今のところそうした問題が不可能であるというような問題には立ち至っていないということでございまして。

○内藤正光君 もっと端的にお答えください。この技術開発協力要請というのは断ることができるとですか。

○政府委員(松尾邦弘君) 具体的にどうというふうに想定していただきたいと思います。また事業者の人と協議をしながら検討することがございますが、協力はあくまで基本的には任意でござい

○内藤正光君 任意となりますという問題

が出てくるわけです。受ける事業者もあれば断る事業者も出てくる。これでまた大きな問題が出てくるわけです。

つまり、断った事業者、犯罪者はこれは盗聴不可能であるからということでみんなそっちを使うわけですね。そうすると、この通信傍受法そのものが骨抜きになるわけですね。使い物にならない。実効性がなくなるわけですね。そればかりか、みすみす了解してしまった事業者はばかを見るわけなんです。

例えば、お客さんに与えるイメージが悪くなる。つまり、自分が話している内容がもしかしたら聞かれていたかもしれないというイメージ低下になる。あるいはまた、当然システムをつくるために国が補助をするといっても、そのメンテのためのコストがかかるわけですね。つまり、そのコストは当然サービス料金に上乗せされる。そうすると、完全に競争上不利になるわけです。その辺の問題も考えていらっしゃるんでしょうか。

○政府委員(松尾邦弘君) この法案の十一條には、「通信事業者等の協力義務」というものがございます。これは直接的には、傍受の実施に際しまして通信事業者等は正当な理由がないのにこれを拒んではならないという規定でございまして。この通信傍受令状そのものの実施というのがいわゆる強制処分でございますので、こういう規定もあるわけでございます。

ただ、よくお考えいただきたいと思うんですが、この通信傍受というのはやはり犯罪の捜査のために不可欠であるということで現在こういう法案を我々としてはお願いしているということとございまして、そのための協力というのは、通信事業者等としても非常に公共性のあるこういう事業を営んでいる立場でございまして、そういう法案の趣旨は私は十分に御理解いただけるものと思ひます。

ただ、先ほどから申し上げているように、その協力の範囲も、やはり先ほどの弱小、中小のプロ

バイダーについては、コストの面その他、あるいは協力の立ち会い等についても相当な配慮をしなければいかぬと私も思っておりますが、そうしたこともあわせて、通信事業者が協力できる範囲というものはおのずと限界があるわけでござい

ます。システム開発等につきましても、過度な負担を押しつけるなどということとは毛頭考えておりません。あくまでこの法案の趣旨を御理解いただいて、技術的に協力いただける範囲内で協力いただく、それで国としてそういう装置等の開発についても行っていくということでございまして。その点については、いろいろ協議の機会を通じて十分に御理解いただくつもりでおります。

○内藤正光君 はつきり言ってしまうえば、応じない業者がいたらそれはそれでしょうがないというふうにあきらめられるわけですか。

○政府委員(松尾邦弘君) 個々の通信傍受については、強制処分でございますのでそれなりの強制力があります。そのほか技術開発その他で協力できないということがあります。やはり我々としてはいろいろ説得をしますが、それでもなおかつ協力できないということとございまして、それ以上の方法はないということとございまして。

○内藤正光君 はつきり言えば、今いろいろ通信事業者、中小も含めて、インターネットプロバイダーも含めて、何をどう協力したらいいのかわからないんです。これに一番困っているんです。

後からちよつと質問しますが、通信傍受というのは、その行為自体は、はつきり言えば憲法の枠を超えているわけですね。憲法の枠を超えて協力しなさいというわけですから、当然すべて、一挙手一投足何をやっていいのかわからないじゃないのか、こういうことは明確にしなさいいけないんです。一歩一歩。その辺のことをまず御理解いただきたいと思います。

だから、通信事業者が、もしこの法案が通ってしまったら、どういふ協力をどこまでしなさい

けないのか、あるいは断れるものなのかどうなのか、はつきりさせていただきたい。それも具体的に明確にさせていただきたい。ちよつと答弁をお願いします。

○政府委員(松尾邦弘君) まず、大前提が違ふように思ひますが、通信傍受そのものは現在までに検証という例で五例ございまして、高裁段階ではございまして、憲法に違反していることはない、つまり合憲であるという判断はあるわけでござい

ます。それ自体が憲法違反であるというのは前提を欠いているなと私は思ひます。それから、通信事業者の負担の問題です。私も一昨日の参考人の質疑を聞いておりました。大変不安が強いということ、あるいは、特に小さい業者の負担というものはなかなか個々のケースでは過重になってしまうという心配をされているなどということもよくわかりました。例えば、立会人の問題一つをとりますと、参考人の発言の中で、二十四時間傍受ということになるととてもつき合えないとか、あるいは、ずっと何日間もということになるとそのプロバイダーの業務そのものがとまってしまうというところもありました。私もそうだと思います。それはおっしゃるとおりだと思います。その点は当然配慮する必要があります。

例えば、個別、細かいケースでどういふ配慮が想定されるかということとございまして、小さいプロバイダーのところへ行つて、POPサーバーから特定のメールアドレスのものをコピーするというような機材を持つていつて備えたとしても、そうすると、立会人をその事業者が基本的にはお願いするわけでございまして、機材そのものはプロバイダーのところの機材に接続するための技術的な問題は、これはあるいは機材の保守管理に責任を持つていらっしゃるプロバイダーの方でもやり技術者をお願いせざるを得ないかと思ひます。

しかし、その後の立ち会いということになりますと、そこで立ち会つていたらほかの業務がとまってしまうということがわかりました場合には、それは事前に協議する中でほかの立会人を手

当てるとか、そういった形の配慮は当然やらなきやいかぬと思っております。また、技術的にも、そういったところで過重になるような技術を提供してくれとか、そういうことまでは到底要求できないということもよくわかります。そこらあたりは、通信傍受を具体的に実施する過程で、いわば事業者の方から負担が過重だとかあるいは過酷だとか、そういったことがちよつとでも出ないよう十分に協議をした中で解決していきたいと思っております。

○内藤正光君 では、テーマが変わりまして、今度は立会人が負われる責任についてということと質問をさせていただきたいと思っております。

ここで一つの想定をしてみたいと思っております。違法な通信傍受が現場の捜査官によつて、組織的ではなくても、現場の捜査官一人でも構いません。違法な通信傍受が行われた場合ということ想定したいと思っております。

例えば、テープ交換の際に現場の捜査官がテープをすりかえてしまった。あるいはまた、現場の捜査官が令状には記載されていない回線を傍受してしまつた。あるいはまた、現場の捜査官が期限切れの令状を提示してそれで捜査を始めてしまつた。あるいはまた、現場の捜査官が切断を余り行わず明らかに事件以外の会話を聞いている。ところが、立会人がそれを見逃してしまつた。そういった場合にどうなるのかということですが、こういった違法な通信傍受が行われたにもかかわらず立会人が見過ごしてしまつた場合、通信事業者並びに立会人たるその社員は、民事上の不法行為責任あるいは共犯、補助などの刑事上の責任、あるいは行政上の責任を全く負わないと断言できますか。

これは、内閣法制局にまずお伺いしたい。そして、その後、法務大臣にお伺いしたいと思っております。

○政府委員(宮崎礼重君) お尋ねは、民法七百九条の不法行為責任が発生するかどうかという問題でございますので、一般論としてお答えを申し上げます。

げるしかないと思ひますけれども、この法案に定めております傍受の立ち会いといひますのは、傍受の手続の公正を担保するための存在であることが求められてゐる、またそれにとどまるということでございますので、立会人が立ち会つたために違法な傍受による損害が発生するといひるは増加するといふふうに評価されるということは想定できないと思ひておゐまして、したがひまして、今お尋ねのような責任を負うことは考えられないと私どもとしては考えております。

○国務大臣(陣内孝雄君) 立会人というのは、傍受の実施手続の適正を担保するために立ち会ふものでございまして。通信傍受を実施する主体はあくまでも捜査機関でありますから、その通信傍受に違法がある場合に民事上の責任が発生するといひましたとしても、その責めを負うのは捜査機関である、立会人が民事上の責任を負うことはない、このように考えております。

○内藤正光君 では、念を押させていただきますが、通信事業者並びにその社員が立会人として立ち会つた場合、私が先ほど申し上げたように、結果として違法な捜査だつた場合、それを指摘することができなくても、何ら民事上、刑事上あるいはまた行政上の責めを負うものではないと断言しているということですね。そういう理解でよろしいんですか。

○政府委員(松尾邦弘君) 捜査官の違法行為を見逃したというようにすることでその立会人が民事上の責任を負うことはあり得ません。

○内藤正光君 何かいろいろ条件をつけていらつしやいますか、いかなる場合も民事、刑事、行政上の責任を負わないということですね。

○政府委員(松尾邦弘君) 負いません。

○内藤正光君 ということは、あらゆる責めから、責任からも免責をされるということですね。わかりました。じゃ、それはしっかり議事録に残されたものということですね。それでは、次の質問をさせていただきますと思ひます。

一応、責めは負わないといひつつも、民事、刑事、行政上の責任、一切から解放されてゐるとは言ひつつも、やはり裁判所に出廷をしなければならぬ場合も可能性としてはあるわけですね。私は、一民間人に対する、通信事業者とはいへ余りにもいろいろ、例えば一日二十四時間、最大三十日間立ち会わなきやいけなかつたとか、かなり重い負担なんだろうと思ひます。この一民間人に對して、捜査協力のためとはいへ、そういった重い負担を課すことに対して、まずどうお考えになれるのか、御所見をお伺ひいたします。

○政府委員(松尾邦弘君) 立会人の問題というのは、確かにその方に負担をかける問題であることは間違ひございません。ただ、その負担が過度にならないような配慮といふものはいろいろ考えられるところでございます。

例えば、立ち会いといひましても、非常に長時間傍受が続く場合には、連続して立ち会ひいただくことについての精神的、肉体的な苦痛といふのももちろんあると思ひます。それにつきましては立会人を複数にする、あるいは交代制にするといふような形で負担の軽減といふものも考えられるところでございます。

また、傍受する場所についての環境整備といひますか、そういった点につきましてもできる限りの配慮をすべきでしようし、また捜査官との間で、例えば事前にある程度の話し合ひをして、スポットモニタリングの具体的な方法にしてもよく御理解をいただいて、精神的に非常に負担感のない形で行つてもらうようにとか、それはそれでいろいろな配慮が必要だといふことは我々も承知しておりますので、この法案が成立して実施する段階では、そういったことについても警察あるいはこれを実施する機関との間で十分に話し合ひをして、また通信事業者等との話し合ひの機会にもそういったことを十分に御説明する、またお願ひするといふことを考えております。

○内藤正光君 負担をそもそも小さくするためには、例えば二十四時間なんて言つてますが、二十

四時間、それで三十日と言つていますが、それを最小化するといふ努力はしないんですか。

○政府委員(松尾邦弘君) この法案の組み立て方はそのものが、いろいろな要件のある中に、一つは電話傍受の補充性の問題があります。ほかの捜査手法を尽くして、これを最後にやらないとなかなか実態の解明ができないといふ意味で補充性でございますが、そうしたこともございまして、例えば漫然と十日間やるといふようなことではありませんが、必要な期間を限る。

したがひまして、裁判官はその傍受令状の請求を見まして、いやこれは一週間やれば十分じゃないですかとか、あるいは二十四時間は必要ないんじゃないかと。例えば通常の勤務時間相当の午前十時から午後五時とかということに令状に条件をつける場合もございまして。そうした点についても司法的なチェックは働くということでございます。

○内藤正光君 裁判官がチェックするということでしたが、まず申請する段階で、例えば時間を二時間ないし三時間とか四時間、あるいはまた夜七時以降とかいふように時間を最小化する努力はされないんですか。

○政府委員(松尾邦弘君) もうそれは当然の前提として厳密に考えてそういう努力をするということとでございます。

これまでの御審議の中でも申し上げてきました、令状を請求する前にはかなり膨大な基礎的な捜査がございまして。その中で、当該通信、特定された通信が何時ごろに行われるのか、あるいは何日ごろに行われるのかといふようなことももし特定できるのであります。それを特定して請求するといふことでございまして、それ以外に必要な期間まで含めて長期間をお願いするといふようなことは捜査手法としては考えておりません。

○内藤正光君 では、次のテーマに移りまして、立会人そのものについてお伺ひしたいと思ひます。

なぜ通信事業者が立会人とならなければなら

いのか、第一義的に。平成九年四月十日の第六十九回の法制審議会においてもこんなような話があったかと思ひます。立会人に犯罪とは無関係な会話を切断する権限を認める必要がある、そのためには立会人が常時立ち会ふ必要があるが、通信事業者が無理であれば、だれが立ち会ふべきか、この検討が必要があるという趣旨の発言がございました。つまり、立会人は必ずしも通信事業者と最初から決められていたわけではないわけですね。

ところが、この法案では、ほぼ最初から通信事業者イコール立会人という印象を与えるんです。正当な理由がなければ断れない。はつきり言えば、実行上正当な理由なんてなかなか見当たらないわけですね。つまり、なぜ通信事業者イコール立会人となつてしまつたのか、この議論の経緯を簡単にいつてみていただきたいと思います。

○政府委員(松尾邦弘君) 通信事業者というのは、基本的には顧客の通信を媒介する。そのためには当然憲法の要請であります通信の秘密等も守るべき業務上の義務がございます。そのほかに、通信事業者というのはいろいろな機材を運用しているわけがございます。したがって、通信傍受を行う場合に、そうした事業者の立場というものがまず一つ前提として考えられなさいかぬと思ひます。つまり、一般の人に比べますと、この通信についての関与が業務上、またそういう機材という装置上からいまでも非常に深いこととおわかりいただけるかと思ひます。

したがって、立会人にまずだれが適当かというふうに考えた場合に、まず第一には通信事業者等であることは自然の思考の経路でございます。ただ、先ほども触れましたが、例えばメールの場合に、小さなプロバイダーでありますと、じゃその事業者がずっとお願ひすることの負担というものはまた一方で起きてきます。かなり長期間にわたる場合には、その業務が停止してしまふ、あるいはその事業に重大な影響を与えるとい

うことがございますと、通信事業者だけにお願ひするというのはなかなか酷な場合もございます。そうした場合でありますと、通信事業者以外の人も想定しなければいけません。

過去の検証令状の場合でも、基本的には通信事業者にお願ひしたんです。法律に明文の立ち会ひの規定がないことをもって拒否されたといううなこと、改善の策として消防署職員等にお願ひしたということがございました。

今回の場合も、そういう事実上の負担が過重になるといううなことが想定されます場合には、事前の話し合いの中で、通信事業者に立ち会ひの御負担をいただく時間帯とかあるいは日とか、そういうものをかなり限定して、そのほかはそのほかの立会人を用意していただく、あるいは用意するということにならうかと思ひます。

○内藤正光君 私、設備を保守する者としてこの通信事業者の社員がその場にいなさいいけないということは理解はします。しかし、それは名前がいけないんじゃないですか。立会人というよりも、あくまで技術協力者です。立会人といううと、どことなく何か法的責任を帯びているようなイメージを受けますが、技術協力者です。よく、あくまで。

だから、本来だったら技術協力者として通信事業者がその場にいらつていろいろお手伝いをしてもらう、そのほかに例えば裁判所の職員なりなんなり本場の意味の立会人を置く。これで初めてこの通信傍受法案というのはその部分だけでも私はちゃんと機能するんじゃないかと思ひます。

そこで、ちょっと質問させていただきます。先ほど局長おっしゃいましたが、過去五件、合法的に行われた通信傍受捜査がございしますが、それらについてちょっと明らかにしていただきたいんですが、特にこのポイントについて、だれが立会人になったのか、このとき通信事業者が立会人になったのかどうか、もしそうでなければ通信事

業者はいたのか、またどういう役割でその場にいたのか、これが一点でございます。そして、切断権は認められていたのかどうか、実際に立会人による切断権は行使されたのかどうか、この点を含めて五件の例をいつていただきたいと思います。

○政府委員(松尾邦弘君) まず、五件の例でございますが、いずれも覚せい剤取締法違反でございます。

立会人でございますが、いずれの場合もNTTの職員に立ち会ひをお願いしたといううな経緯があつたようでございますが、先ほど申し上げましたような理由で立ち会ひを断られました。ということで、立会人は、五件のうち四件が消防署の職員にお願ひしております。他の一件は県の業務課の職員でございます。

それから、立会人による傍受の切断権の有無といううことでございますが、三例について切断権を令状の条件にしたといううことでございます。他の二件はないといううことでございます。

以上でよろしうございしますか。

○内藤正光君 切断されたんです、実際に立会人が。

○政府委員(松尾邦弘君) 済みません。ちょっと訂正がございします。

かなり大きな間違いでございました。切断権は五件とも令状に条件として入つたそうでございます。それで、三件と申し上げましたのは、現実には切断をした件は三件といううことでございます。立会人が切断をしたというう件がそのうちの三件といううことでございます。

○内藤正光君 この五件の例は、いずれともそういう傍受というプロセスがうまくいったかと思ひますが、こういう五件の事例にかかわらず、そういう傍受とつたわけですね。通信事業者はあくまで技術協力者としてその場に居合わせた、そして立会人はまた別途置いた。そして通信内容も、それはちよつとお答えにならなかつたようですが、立会人は通信内容は聞いたんです

か、どうだったんですか。

○政府委員(松尾邦弘君) これは、五件のうち四件につきまして、スピーカーで通話内容を拡声させまして、つまりその傍受している箇所にいる人は聞けるわけでありまして。もう一件は、電話の傍受装置で通話内容を立会人も聴取するようにしてあつたといううことですから、それは内容も聞いたといううことになります。

○内藤正光君 過去五件の通信傍受の事例はそのような形態をとつたわけですね。にもかかわらず、今回の法案は全く違う形態をとつてゐるわけですね。

一つは、通話内容を聞いて切断権を行使できる立会人を設けなかつたこと、もう一つは、本来技術協力者にとどめるべき通信事業者を形ばかりの立会人としてそれによつてしまつたこと。

何かこの五件の例は不都合があつたんです。不都合があつたから今回の法案では全く違う形をとつたんですか。納得のできる明快な答えをお願ひします。

○政府委員(松尾邦弘君) 立会人に何をお願いするのかわつたことについては、これまで何回か御説明をしてきたわけでございます。

委員御主張のように、立会人にこの検証令状の場合と同じような切断権を与えるべきだという意見もこの検討の過程では当然あつたわけでございますけれども、これまで申し上げてゐるとおり、立会人に切断権を与えるといううことは、逆に言いますと、立会人が的確に当該犯罪に関連する通信かどうかの判断をするための基礎的な情報を持つてゐる、つまり捜査官と同レベルといひますか、そういう的確に判断するための情報を持つてゐるといううことが前提になります。

一つは、そういう立会人に捜査官の詳細な情報も含めてすべてを話すことが適当かどうかという問題がございします。それから、何といひましても、例えばNTTの職員は通信事業については専門家でございしますが、捜査については素人でございます。仮に同じ情報を量的には与えたと

いたしましても、捜査としての的確な判断というものは捜査官に及ぶべくもないということは容易におわかりいただけるかと思ひます。

つまり、切斷するか否かの判断は立会人にお願ひするというのは、逆に言うと、立会人にかんがりの負担をかけるということになります。それから、裁判所が立会人に傍受して切斷をするということ、これを認めた背景は、やはり通信の秘密の保護という憲法上の要請と犯罪捜査の必要という調和点をどこにとるかいろいろ考えた上に、その中の条件として、立会人に内容を聞かせて切斷権を与えるということと、その担保の一つにしようという判断があつたのだと思ひますが、本法案はもろもろ通信の秘密とのバランスからいろいろ適正手続の規定を置いております。

例えば、原記録を丸ごと封印して裁判官が保管して、それを不服等の申し立てがあつた場合には検証できるようにするという制度だとか、あるいはスポーツモニタリングというような最小化のためのシステムというものを要求しているとか、そのほかのそういう適正化のためのいろいろな装置をこの法律は組み込んでおります。

そういうことを総合的に考えたいだければ、立ち会いについて今申し上げたようなマイナスイ点を考慮いたしますと、立会人には単に技術的な問題だけじゃなくて、立会人には原記録を封印してサインをするという非常に重要な役割も担つていただきますし、また修正で、意見を言つた者は傍受記録に、傍受の実施の裁判所に対する報告に全部盛り込みましてそれを記載するとか、そういう形での立会人の役割はございます。

もちろん技術的にも、例えばN.T.T.の職員でありますと、適切な端末に装置が接続されたかどうかという問題とか、あるいは事前に十分に説明をした上で立ち会つていただくわけでございますが、スポーツモニタリングという一つの手法について、説明したとおりの手法でやっているのかどうかということについてももちろん外形的にはわかるわけでございますので、その点のチェックだ

とか、あるいは先ほどテープを入れかえてしまふなんということがあるわけでございますが、やはり常時立ち会つて中ではそうしたことがないやうにということももちろん心の隅には立会人は置いているわけでございますし、そういう意味での違法行為のチェックということも重要な職務としてあるわけでございます。

そういう程度にとどめまして、内容についてはこれを聞かせるということとはとらなかつた、したがって、切斷権についてもこれを規定していないということでございます。

○内藤正光君 誤解をしないように念のために言つておきますが、私は何も通信事業者に話を聞かせろと言つて聞かせるわけじゃないんです。通信事業者はあくまで技術協力者として置いておいて、そのほかやはりチェックをする立会人を置いて、その人にちゃんと話を聞いてもらつて切斷権行使していただく。つまり、過去五件と同じような形をとればいいんじゃないかと言つておられるんです。

それで、立会人が切斷権を行使するには、その事件それぞれについていろいろ精通していなきやいけなとおっしゃいましたが、この過去五件の例に立ち会つた四人の消防士と一人の県職員はそんなに事件に精通していただいでしょうか。

私が聞くと、こういふときに切斷してくださいという話をお願いするんです。ましてや、この五件も事件内容は麻薬だったということですが、この法案に定められた四件の対象犯罪も麻薬とか犯罪だとか、そういう明確にわかるような事件なんですか。どうなんですか。

○政府委員(松尾邦弘君) 今の先生最後におっしゃいましたけれども、この五件も非常に事例は共通しております。覚えい刑事犯のいわば末端における密売事案でございます。事案の内容としては、比較的単純だといふ事案がたまたまこの五件とも共通しているわけでございます。ですから、そういうような説明をするについても、例え

ば膨大な資料をこらんだいてといふようなことまでは必ずしも必要がなかつたように思ひます。

したがって、切斷をするかしないかということについて判断する問題については、今この法案が想定しているような複雑な事案あるいは組織の中核に迫るような場合の電話傍受というのに比べますと、非常に情報量としては少なく済むというのがまず前提にござります。

それから、実際にこれは五つの事例で切斷した件が三件あるわけでございますが、確かに捜査員に対して、これは切斷しますよと言つて切斷したケースが基本だろうと思ひます。ただ、そのほか切つていいですよといふうなことで、捜査員の方から切斷をお願いしたケースの中にもあるようでございます。

実際問題として、そういう単純なケースとはいながらも、立会人にやはり関係するかもしれないというのを瞬時に判断していくだけの負担をかけるというの、今最後に申し上げた例からいいますと、必ずしも適当でないといふ一つの証左でもあるのかなと思つております。

○内藤正光君 じゃ、ちよつと意地の悪いことを言いますと、先ほど局長、通信事業者並びに立会人たるその社員は、捜査協力するに当たつて一切の責任から免れるというか、行政、民事、刑事とおっしゃいましたね、いいですね。そうなりますと、たとえ通信事業者を立会人という形で置いても、はつきり言つて何の抑止効果もないんですね。どういふ意味があるか。いろいろ技術協力を

するだとかいふお手伝いするといふのはあるんですが、この捜査の乱用を防止するといふ観点に立つて考えた場合、この立会人制度といふのはどれほどの意味があるんでしょうか。

○政府委員(松尾邦弘君) お尋ねは、刑事手続全般に言えることだろうと思ひますが、捜索の場合でも被疑者以外の方に立ち会いをお願いすることがございます。

それでは立ち会いは全く無意味かといふと、そういうことはございせん。その場合でも、やはり捜査機関の違法行為に立会人が責任を負うことはまず考えられないわけですが、今の御質問でございますと、結局、例えば通信事業者でありますと、顧客の通信の秘密を守らなさいかぬという意味が一方にござります。その制約としての通信傍受といふものを令状執行を受けてその実施に立ち会つていふということでございますので、通常のそういう事業者の職員でございますと、やはりそういういわば職業人としての自覚はもろもろ期待されているわけでございます。

そのほかに、一般の市民として犯罪の解明には協力する、市民としての立場からの義務がござります。そういうものについては、それは罰則あるうがなからうが、やはり根柢として法制度全般にはそういうことも前提としておりますので、それを全く否定するような組み立て方というのはあり得ないだろうと私は思つております。

○内藤正光君 時間の関係もありますので、最後のテーマになりますが、通信傍受捜査の乱用防止策について何点が質問させていただきたいと思ひます。

やはりそのうちの一つが国会報告ではないだろうかと思ひます。ところが、この法案で定められている国会報告は、ざつくりとまとめて報告するといふことなんです。私は、先ほどから何回も申し上げましたように、この法案で定められている立会人制度が必ずしも適正手続の担保にはなっていない、つまり傍受乱用の懸念は払拭でき得ないわけなんです。

私は、この二十九条でしかたか、国会報告において、例えば傍受すべき内容がなかつた場合、そういう事例も含めて詳細な個々の通信傍受の事例を国会報告すべきではないかと思ひます。つまり、捜査に支障を生じるおそれがない限り、これはいたし方ないにしても、個々の事例ごとに対象となつた罪名だとか傍受の実施期間や実施方法、あるいはそれに要した費用、つまりその通信傍受

が本当に適正に行われたかどうかを個々に判断するに足る具体的な事実関係を私は国会に報告するべきだと考えますが、これは法務大臣、御所見をお伺いします。

○国務大臣(陣内孝雄君) 本法律案の第二十九条、これでは通信傍受制度のあり方についての検討資料とするため、政府において毎年その運用状況について国会に報告するというものにしておるわけでございます。

報告する事項につきましては、傍受令状の請求及び発付の件数、罪名、傍受対象とした通信手段の種類、傍受の実施期間、傍受実施期間中の通話回数等でありますが、その具体的な内容につきましては、国会での御議論も踏まえまして、制度の運用状況について十分御理解いただけるようにしていく必要があると、このように考えております。

○政府委員(松尾邦弘君) けさも実は大臣とこの点についての協議をいたしました。基本的に大臣が今御答弁いただいたとおりでございますが、これまでの国会での審議あるいは参考人の御意見等を拝聴いたしますと、今御指摘のような点について大変いろいろな形の考え方があつて、それから通信傍受については、前提が必ずしも理解されていないとはいながらも国民の間にならぬ広い範囲で不安感がある、報道機関等も含めてでございますが、そうした制度としての不安感あるいは運用についての不安感、あるいは乱用にわたる場合の被害の大きさ等についての不安感、さまざまなレベルの不安があることも国会における御議論を通じてまして我々も十分に承知したことでござい

ます。今委員が御指摘の、例えば傍受令状を請求して傍受したけれども該当のものがなかったということにつきましては、この法案が成立し、それが施行され、ある程度の期間といえますが、国民の間にはその運用をよく見きわめていただいて、その間に当然国会での御議論がまた継続してあると思ひますが、そうした中で、安心していただくという

のは言い方はおかしいんですが、そういったためにも今先生の御指摘の点については相当な配慮をする必要があると思ひますし、国会における報告の中でもそうした配慮は十分に生かしていきたいと思つております。

○内藤正光君 じゃ、その方向でどうぞよろしくお願ひいたします。

二つ目の乱用防止策、これはやはり私は違法収集証拠の排除の徹底だろつと思ひます。だが立会人になるにせよ、外部からの監視も必要なんでは、やはり現場の捜査官みずからの自律的な歯どめも必要ではないだろつと思ひます。やつぱりそれは違法収集証拠の排除、つまり違法して集めた証拠は証拠能力を失う、これは徹底しなきゃいけないだろつと思ひます。

まず局長、それに対する認識を、簡単に結構ですでお答えください。

○政府委員(松尾邦弘君) 従来の判例等で集積されております違法収集証拠の排除の考え方というのは、この電話傍受、通信傍受のことにつきましては、この電話傍受、通信傍受のことにつきましても厳正に適用されるべきものと我々は考えております。

○内藤正光君 では、次に内閣法制局にお伺ひしたいんですが、これは一般論でなんですが、違法に収集された証拠の証拠能力をめぐつては、これまで繰り返した裁判で争われてきたわけでございます。これは、そもそも憲法にも刑事訴訟法にも明文で定めた一般的なルールがないこと、これに起因するんだろつと思ひます。

この通信傍受法案にも二十六条ですが、それらしきものは盛り込まれてるんですが、本来やっぱりこういう一般原則というのは刑事訴訟法を改正して、きちつと違法収集証拠の徹底排除とかいうのをうたうべきだと思ひますが、見解をお聞かせいただけますでしょうか。

○政府委員(宮崎礼重君) 御指摘のいわゆる違法収集証拠排除法則と申しますのは、御案内のとおり昭和五十二年九月七日に最高裁判所によって示された証拠法則だと承知しております、簡単に

申し上げれば、証拠物の証拠能力について、押収等の手続に令状主義の精神を没却するような重大な違法があるというような場合には、その証拠能力が否定されるべきであるという考え方でありまして、御案内のとおり、それまでは必ずしも、供述証拠と違ひまして、証拠物というのは客観性があるから証拠能力というのは広く認めるべきではないかという考え方がむしろ支配していたというふう

に教わつておりますけれども、この判例を契機にそこそこが非常に厳しくルールが変わつたというふうな受けとめられているというふうな承知しております。

ところで、その問題、そのルールを明文化、例えば刑事訴訟法の証拠法則を定めました三百二十一条以下の条文のところで明文化するかどうかという問題は、必ずしも通信傍受の関係で得られた証拠に限らない広範な問題だろつと思ひまして、そこそこをどうするかというのはまた大変な、刑事訴訟法の改正をするかしないかどうするかという問題になりますので、現在、この場で当面している問題とはまた違ふのであろつと思ひます。

他方、今回の法案の二十六条で書こうとしておりますのは、通信傍受によつて権利を侵害されたと感じた被害者が、その被告人が起訴されたとかされないとかいうことにかかわらず、自分の権利の回復を主張して裁判所に不服申し立てをしたときに裁判官がこれを救済する趣旨の制度であります。

刑事訴訟法では、四百二十九条、四百三十条のところで、一般的な押収された証拠物等について違法性をめぐる不服申し立てに対する準抗告の制度がございまして、これは押収とか押収物の還付に関する処分というふうになつてしまつておりますので、今回の通信傍受の結果得られるものといふのは物そのものではありませんが、四百三十条による救済というのには直接は図れないんだろつというところから、この法案の中でその四百三十条

の準抗告に相当する規定ということで必要であろつと、こういうふうな考えられて設けられたものと承知しております。

したがひまして、この問題はこの限りで等身大にこの法律に盛り込むべきものであろつというふうな考えております。

○内藤正光君 ありがとうございます。

では、法務省にお伺ひしますが、先ほども申し上げましたように、二十六条の三項ですが、それらしきものがあると、違法収集証拠の消去ですね。ところが、ただし書きがあるんです。何か難しいことが書いてありますが、要は、この通信傍受捜査においても、違法収集証拠というのは完全に排除はしてないんですね。私は、事通信傍受捜査においてはこれを徹底させないことには、現場の捜査官がこれぐらいはいらなかつたろつという、そういう誘惑に駆られちゃうと思ひます。やはり自律的な歯どめ策として、私は、事通信傍受法案に関しては徹底して違法収集証拠の排除原則を明らかにすべきだろつと思ひます。

なぜこんな難しい言葉を連ねて完全には排除しなかつたのか、ちよつと姿勢をお聞かせいただきたいんですが。

○政府委員(松尾邦弘君) この規定の趣旨そのものは先ほど法制局の方から説明があつたとおりでございます。この二十六条三項の規定で仮にただし書きが適用になりまして消去しない場合でございます。また、裁判で確立しております違法収集証拠の排除の法則は、例えばこれが公判廷で出された段階でそれを動かなくさせているというふうな、要するにパラレルになつてゐるわけではございません。仮に排除しなくても、公判で違法収集証拠の議論でもつて証拠能力を否定されるということも当然考えられるわけでございます。

○内藤正光君 いろいろ議論を深めていきたいんですが、時間もございます。最後の一つ、通知制度について、三つ目の乱用防止策、通知制度についてお尋ねしたいと思ひます。

当性判断のための傍受を行ったとどまる通信当事者に対しては通知を行うべしという議論があります。これは、基本的な人権であります通信の秘密を保障すること、この重要性を踏まえたものであろうかと私は認識しております。

そこで、お伺いしたいんですが、この通知制度について、仮にこの法案が通過をしてしまった、そういう前提に立つてお話をするわけです、通過をしてしまっても、運用状況を見きわめた上で、最初の国会報告と同時に御省におきまして適切な改正案を私は出すべきだというふうに考えておりますが、大臣、御認識をお聞かせいただけますでしょうか。

○政府委員(松尾邦弘君) 該当性判断のためだけで傍受した当事者についての通知の問題は、確かにそれでも通知すべきだという議論もございしますが、やはりこれは通知をすることのプラス面あるいはマイナス面、そういったものの総合的なバランスの問題ということでこれまでお答えしてまいりました。

基本的に、そういった考え方が実施の中で変更すべきような状況というのはなかなか想定されないわけですが、いずれにせよ、この法案の実施後、大変重要な法律でございますので、この運用状況については、先ほど申し上げたように、かなり予定よりも詳細に国会に報告するつもりであります。その中で、今の点につきましてもいろいろ御議論をいただきながら、我々としてもその御議論をよく拝聴して考えていきたいと思っております。

○小川敏夫君 民主党・新緑風会の小川敏夫でございます。

ただいまの内閣委員の質問の中で大変に重要な問題が明らかになりました。すなわち、携帯電話に関して今の技術水準では実質上傍受は不可能という状態でございます。

これにつきまして、早急に通信業者に協力を求めてできるようにしたいということでしたが、しかし通信業者の協力義務は任意である、すなわち

通信業者が応じなければならぬこれまでの話であって、実際上通信傍受ができないということになります。そして、携帯電話の通信傍受を行うことが今のこの法案が考えている組織犯罪の取り締まり対処に対して最も有効な手段であるということも伺いました。

非常に重要な問題なので法務大臣に見解をお伺いしたいんですが、憲法で保障されている通信の秘密というものを制約して犯罪捜査の通信傍受を行う。しかし、その最大の要点である携帯電話について実効性がない、その実効性は民間企業の自由意思にかかわるこれからの技術開発にゆだねてしまう。このような状態でこういう法律を成立させるということとは非常に問題点を抱えている。その点をもう一度考えて法案をつくり直して出し直すべきだというふうに私は思うんですが、法務大臣はこの重大な問題に関してどのようにお考えでしょうか。

○国務大臣(陣内孝雄君) これまでの議論でも明らかになっておりますように、技術的には解決が可能である。この問題につきましては、今後一年間の施行までの間に十分通信事業者等との話し合いも含めて早急に確立していきたい、このように考えております。

○小川敏夫君 ですから、一年以内に技術的に可能といたって、それは通信業者が任意に協力した場合のことであって、通信業者が任意に協力しなければ全く可能にならないわけですよ。

ですから、この法律の実効性は、通信業者という民間会社の任意の意思にかかわっているということ、そういう法律で憲法が保障した基本的人権を侵害するということ、これはもう許しがたい問題が内在していると思うんですが、今の法務大臣の答弁ではちよつと私の質問に答えていないように思うんです。刑事局長でもいいですから、お答えください。

○政府委員(松尾邦弘君) どうも先ほどからお伺いしておりますが、NTTが任意に例えば協力しないという前提でお話が進んでいるように思いま

すが、先ほどから申し上げましたとおり、協力も過度の負担を課するような協力を我々は要求しているわけではございません。

通信事業として通信の秘密を守るという、一方で重大な責務がございますが、他方で犯罪捜査に何等程度の通信手段の業務を運用しているという公的な立場からくるいろいろな協力もまた考えられているわけでございます。その中で合理的に御判断いただける範囲内の協力をいただければ我々としては十分だということでございます。技術開発につきましてはそのレベルの話として考えておいて、技術的にはそれほど難しい話ではないと承知しておりますので、解決しているものと思っております。

○小川敏夫君 まず、NTT等の通信業者が協力しないという前提に立っている質問だというふうな私のことを言っておりますが、逆に聞きますと、では通信事業者すべての者が必ず協力する、こういう絶対的な保証があるんですか。

○政府委員(松尾邦弘君) それはございません。ただ、あくまでも十分な協議をすれば御理解いただけると思っております。

○小川敏夫君 それから、この通信事業分野も規制緩和で民営化されておりますから、新規参入業者もあるわけですよ。そういったことも考えれば、これはやはり業界のすべての業者が傍受できるように協力してくれなければいけません、新規参入業者も含めて一社でもそういう対応をしなければ、今度はその業者の携帯は犯罪捜査のための傍受がされないんだということで、みんなその業者の携帯を使いますよ。

そういう方法が今言ったように完全に保証されていない。全く業者の任意の協力によっているというところ、この法案の実効性がそんな不確定なことに頼っている、憲法の人権を侵害するということ、これは到底許されないと私は思う。大変に重要な問題が先ほど内閣委員の質問で明らかになったと思うんですが、法務大臣、いかがですか、このところの見解は。簡単に答えてください、局

長なら。

○政府委員(松尾邦弘君) 先生の御議論の任意とおっしゃいますけれども、基本は、これは通信傍受は強制を伴う令状による執行になっているわけですよ。ですから、十一條に事業者等の協力義務、これをうたっているわけでございますが、それ以上の協力については確かに任意だということは言えますが、基本的には、これは捜査の必要性ということからくる通信傍受令状をもってする強制執行だということでございます。したがって、捜索、差し押さえ等の場合と同じようにそれに従うということもまた当然に予定されているわけでございます。

ただ、あくまでも私が任意だと申し上げているのは、それを踏み越えるような協力については、これは任意ですよと言っているだけでございます。

○小川敏夫君 もうこの問題は結論が出ていますので余り時間を費やしたくないんですが、例えば法務省と郵政省と取り交わした覚書でも、通信事業者に施設を整備する、そこまでの協力義務がないという覚書を取り交わしておりますね。イエスカノーだけで結構です。

○政府委員(松尾邦弘君) 今、手元にちよつとその覚書がすぐ出てこないわけでございますが、そういう予定されていない負担については強制することはないというよう内容にはなっております。

○小川敏夫君 もう一点だけ確認しますが、この法案の十一條の協力義務は、あくまでも令状の執行に関しての協力義務でありまして、それを別にして、通信事業者の設備に関して何らかの設備投資をしろという協力義務は意味しておりませんね。

○政府委員(松尾邦弘君) お尋ねのような趣旨であります。そのとおりということでございます。

○小川敏夫君 では、ほかの問題に移ります。

P.T.Tの問題が、私時間があれば聞こうという補欠で考えていたのですが、先ほどその問題が出ましたので、その点に関して質問させていただきます。

ます。

先ほどの自民党の先生ですと、技術的な問題と法律的問題が混同されているという指摘がありまして、その指摘自身は大変に正しい指摘だと思っておりますが、実はその指摘して言われている方が混同されているというので、ますます議論が、わかっていない人ばかりのだけども普通の人にはわかりにくい状態になっているということで指摘いたします。

このPTTですが、法律的な意味で言いますと、要するにPTTをすれば当該の回線が通話中であれば傍受できるわけですね。局長、どうですか。

○政府委員(松尾邦弘君) それは、アナログの場合とデジタルの場合とがござりますが、どちらの場合でございましょうか。

○小川敏夫君 アナログです。

○政府委員(松尾邦弘君) アナログでございますと、先ほど世耕委員の分類にありましたが、PTTによりまして、成立している通話へ割り込んでモニターすることはできるということなんです。ただ、待ち受けた場合の発着信がこれはできないという仕分けになっています。

○小川敏夫君 ですから、正しい日本語としては、PTTであっても通信の傍受はできる、ただ待ち受けができないので非常に有効な方法ではないと、こういう説明が正しい説明じゃないんですか。ですから、できることはできるんじゃないですか。

○政府委員(松尾邦弘君) それは、いろいろなあり得ない想定を三つも四つも置かないとそれはできないということですので、あり得ない想定を三つも四つも置くことは結論は不可能だ。

○小川敏夫君 いやいや、PTTを接続した場合に通話中であれば傍受できるんだから、それは傍受できるわけですよ。ただ、待ち受けができないから犯罪捜査の通信傍受を行うには不適切だと、こういうことだと思っております。

ただ、もう一つ論を進めまして、待ち受けがで

きないのなら、ジャスポットモニタリングのように、一分置きに一秒ずつ通信に接続すればいいじゃないですか。つかんだときに通話中なら傍受できるわけですよ。つかんだときに通話中じゃなければ離せばいいだけで、また一分したらと、こいうやれば、どこかの時点で通話があるときには傍受できるわけですよ。

それからもう一つ論を進めますと、携帯電話の場合には、将来開発される技術ができればできるというんですね。じゃPTTだって同じで、接続すれば通話中になってしまおうというものでない技術を開発した新PTTを開発すれば、たちどころに解決できる問題ですね。これは技術的な問題ですけれども。

○政府委員(松尾邦弘君) これは、世耕先生の資料の二をごらんいただくと、アナログの場合にPTTを使いますと、成立している通話へ割り込んでモニターすることはマルと。これはそのために開発した機材でございまして、NTTの職員がやるのであればマルなんです。しかし、それはNTTの方に、例えば傍受するのであれば、それに接続する番号を手配したり、あるいはいろいろパスワードが必要だったりIDが必要だったり、そういういろいろな前提を全部やった上でNTTの職員が運用する場合にはマルになるわけでございます。それと直ちにそれが、じゃ捜査機関による通信傍受という話とは結びつかないわけでございます。

○小川敏夫君 いや、だから、そこら辺を技術的な問題と法律的問題と混同されている質問が先ほどなされたので私は正しているわけです。特に、朝日新聞のこの法案に対する批判見解が間違っていると。私は別に朝日新聞とは関係ありませんが、朝日新聞の批判は非常に正当な批判でありまして、それを間違っているかのように言う意見が何ヶ堂々と発言をされているので私は指摘しているわけです。

それで、法律的問題を開きますと、PTTですと通信事業者の施設の外で聞けるわけですね。

私は、刑事局長にお尋ねするんですが、この法案の三条三項の文理解釈として、通信事業者の施設の外部で傍受を行うことは許されているんですか、禁止されているんですか。

○政府委員(松尾邦弘君) これは先ほどから申し上げておりますが、通信事業者の傍受をし得るような機材のある場所ということ想定しております。そのほかの場所は想定しておりません。

○小川敏夫君 いや、三条三項には、文理解釈してくださいよ、そういうことは書いていないじゃないですか。

もう一度お尋ねしますよ。この法案の三条三項の文理解釈で答えてください。今、局長が答えられたことは、この法案の三条三項のどこに書いてあるんですか。

○政府委員(松尾邦弘君) ざりざりの言葉の文言だけ、三条三項ということととらえますと限定されてないじゃないかということになります。この通信傍受自体がさまざまな制約のもとに実施が可能なことになっております。これは、この法案のいろいろな箇所に書いてあるわけでございます。そして、そうしたことを考えていただきますと、通信事業者等の看守する場所以外で行う通信傍受というのは、この三項に書いてあるケースを除いてはないということになります。

○小川敏夫君 ですから、それはこの三条三項の文理解釈からは出ない見解でございますね。

それで、何かPTTを使う場合にはNTTが積極的に協力しなくてはならない。そこまでの協力する義務はない、パスワードの問題とかそういう議論がありました。この法案で言う通信事業者に協力義務が課せられております。協力義務の内容が別に限定されてない、そこまでの協力を必要はない、ミニマムも、要するに小さい方も大きい方も限度が書いていないので、その場の解釈で任せられているわけです。

先ほど、何か裁判官の令状が出て通信事業者は協力する義務がないという御趣旨の発言があつて、局長も認めておられたんですが、仮に

裁判官がPTTによる傍受の必要を認めてそのような令状を発した場合にも、事業者は協力義務がない、拒んでもよろしいんですか。

○政府委員(松尾邦弘君) 妙な議論だろうと思っております。

私どもは、PTTによる傍受というものについて令状が出る可能性は皆無であるということをし上げていますので、その前提で御議論いただくと、かえって国民は誤解をするだろうと思っております。その範囲でお考えいただければおわかりかと思ひます。

○小川敏夫君 私は、局長の答弁は法律家として非常に国民をごまかす答弁だと思ひます。

PTTによる傍受が皆無と。つまり、先ほども言いましたように、この法律案に通信事業者の外部から傍受することは禁止されていないわけですね。裁判所がそういう方法も何らかの捜査の事情によつて必要であると認めて令状を出せばできるんじゃないですか。裁判官が令状を出してはいけません。私にはこの条文にこの法案はなっているんじゃないというふうに読めます。もしなっているんだつたら、どこの条文でそれができないんですか。

○政府委員(松尾邦弘君) まず、傍受の場所として適切かどうかということがございます。それは適切な場所で行うようにということになっております。

それから、捜査機関がTWSという装置に警察の電話番号の登録を求めたり、あるいはその装置にアクセスするためにID、パスワードの割り当てをするように要求する。つまり、傍受のためにそうした手続が傍受令状の請求の際に必要になります。そんなようなことが許されることはいわゆるでございますので、それをもとに令状が出るということとは全く前提を欠く議論でございます。私にはその限度でしかお答えいたしかねる、こういうふうに申し上げているわけでございます。

法文はどこだと言いましても、先ほど例えば適切な場所、あるいは当然の中で違法な捜査を前提にしたような手続等はございせんので、そうしたこともあわせ考えますと、先生の御議論になかなか立ち入ってお答えできないという事情もございしますので、御理解いただきたい。

○小川敏夫君 この問題に余り時間を費やしてもしょうがありません。

ただ、刑事局長が、恐らくPTTを使った通信傍受は実際にやらないだろう、裁判所も令状を出さないだろうという意見ということなら意見として拝聴いたしますし、それならそれでいいですけども、この法案が禁止しているかどうかという法律上の解釈においては、少なくとも禁止されていません。私はそのことを述べて、朝日新聞の記事が決して間違っていないことを指摘します。議論するならばこの場じゃなくて、今度は当事者同士でもっと詰めた議論をしましょう。(発言する者あり)

委員長、何か質問者以外の方が耳元でいろいろ騒ぐんです。単発的なやじなら、多少こう一速記をとめてください、委員長、ちょっと時間のむだです。(発言する者あり)

○委員長(荒木清寛君) お静かに願います。

○小川敏夫君 委員長、まだしゃべっているじゃないですか。ちょっと速記をとめてください。

○委員長(荒木清寛君) 質問を続けてください。

○小川敏夫君 傍受記録に関連してお尋ねします。前回、私が質問した際、刑事局長は、傍受令状の執行によって、それが局長のお言葉ですとヒットしない、したがって傍受記録が作成されないというケースは大変にまれなケースだと、こういうふうに答弁いたしました。

ただ、実際にアメリカのワイヤタップ・レポートなどを見ますと、裁判所で証拠として使われたものは二割である。この法案も、後の刑事手続で使う、これは裁判所の証拠として使うということが主だと思ふんですが、されたものについて傍受記録を作成する、証拠としない部分について

は傍受記録を作成しない。そうすると、アメリカのその例を見ますと、八割は証拠として使われず、すなわち傍受記録が作成されないケースだと思ふんです。

そうすると、刑事局長が傍受記録が作成されないケースは極めてまれなケースだと言ふのとアメリカの実例とは違うと思ふんですが、そこら辺の御認識はいかがでしょう。

○政府委員(松尾邦弘君) 大変申しわけないんですけども、委員の前提が間違っておられます。ワイヤタップ・レポートの、通話の中で二〇%前後が証拠として使われたというのは、全通話、傍受した通話の中に対する比率でございませう。その十数%あるいは二〇%という通話が多いのか少ないのかということにつきましては、例えば百万の通話があつて二十万が使われたという計算になります。その百万の中には、アメリカでもスポーツモニタリングをとつておりますので、ちよつと聞いた通話も全部入つておられます。それをまとめた上でその中の二割が証拠になったということは、我々捜査官の感覚からいいますと、大変効率のいい傍受をしているのではないかなというふうにも思ふ思つております。

残りの八割が、この法案で言ういわばヒットしなかったといひますが、つまり傍受をしたけれども一件もひつかからなかった、傍受記録に載せるべき通話がなかったというふうには直結はしないんです。

アメリカの残りの八割の通話というのは、傍受している間に、一つの傍受で通話が例えば千通話あります。機械的に言いますと、そのうちの例えば二〇%が裁判に使われる関連の通話でございまして、残りが関係ない、スポーツモニタリングを含めた無関係の通話ということでございます。で、八割が無関係じゃないかということとは、今私が申し上げたような意味でとればそれとおりでございませう。私がまれにしかそういう全くヒットしないケースがないと申し上げたのは、傍受令状で傍受するとそれを一件とらえて、例えば相当の

件数を傍受した。そのうちの、例えばアメリカの例だと八割が全くヒットしないというケースになるじゃないかというふうには横に引き並べておっしゃられると、それは前提あるいは資料の引用の仕方がちよつと違つていふふうには思ひます。

○小川敏夫君 確かに日本とアメリカで訴訟制度も違いますから、全くイコールとは言ひません。しかし、そうはいつても、通話単位でも結構です、通話単位で八割が証拠となるようなものがなかったということですね。そうすると、趣旨が似たようなものなんだから、日本の場合でも通話単位で見ればやはり八割ぐらいが、余り変わらない数字が傍受記録を作成しない通話として出てくるのではないかと思ふんですが、そういう意味ではいかがですか。

○政府委員(松尾邦弘君) 一つの令状で傍受を実施した場合に、かなりの部分スポーツモニタリングだけで終わる、つまり犯罪との関連性がない通話が多くなる部分が出てくるだろうということ、それはおっしゃる通りだと思ひます。

そういう意味では、アメリカのワイヤタップ・レポートに言う八割、二割の大体の比率といひになります。それは日本でも実施する場合にそのくらゐになるのかどうかわかりませんが、あるいは想定されるような数字かもしれません。

○小川敏夫君 仮に、この法案が遠い将来に通つて実施された場合にどうなるかという数字の予測を今ここで議論しても始まりません。

ただ、まれなケースが、私はまれなケースとは思つていないんですが、であつても、いずれにしても、通信傍受という強制処分を実行したけれども傍受記録が作成されないというケースがあるということは、これはお認めになるわけですね。

○政府委員(松尾邦弘君) それはあり得ると思ひます。

○小川敏夫君 私が思いますのは、憲法上、通信の秘密というものは保障されているわけです。ただ、犯罪の強制捜査ということによって通信の秘

密の権利が侵害された。

それで、傍受記録が作成されないと、受けた強制処分に関して不服の申し立てが実際上できないんです。つまり強制処分を受けたことを知らないんだから。やはり憲法上、この強制処分を受けたことに対してそれを争う道が講じられていないというところは、憲法上の刑事手続の精神に反すると思ひますが、刑事局長、そこら辺の見解はいかがでしょう。

○政府委員(松尾邦弘君) まず第一に、そういうようなケースがまれだというのは維持させていただきます。私は思ふんですが、非常に該当性が強いものについての傍受をやりますから、それがヒットしないということは恐らく考えられないんですが、理屈の上ではあり得る。ただ、その場合に、確かに原記録は裁判官の手元で保管されますが通知が行きませんので、不服申し立て等をする事実上の機会がないじゃないかという議論は、この立案の過程でもいろいろな方からいただきました。そういう点についてのそれは検討事項であるということも検討いたしました。

ただ、いろいろ申し上げておりますが、例えばだれに通知するのかとか、それはだれが通知するのかとか、そういういろいろな問題がありまして、結果的には、まずケースとしては極めてまれにしか考えられないという前提ではございませうが、そうしたケースについて、それを通知するという制度をとること自体のプラスマイナスがありますので、制度として置かなかつたということでございます。

ただ、先ほど内閣委員からもいろいろお尋ねがありまして、またこの法案が国会に係属して以降のいろいろな議論の中で、今の御指摘の問題というのが非常にずっと問題として提起されてまいりました。

我々としてもその点は重く受けとめまして、先ほど国会報告の中で、例えば二十九条自体は文言としては記載してございせんが、そういう全然ヒットしなかつたケースがどういうケースだった

のか、それが何件ぐらいついたのか、事実としてはどんなケースなのか。ヒットしないという、場合によつたら個別にブライパシーにわたるような事項を省きまして、会話は大体おおよそそんなものだったのかというようなことをある程度御報告の内容に盛り込めればなというように今考えておまして、それをごらんいただいて、またこの傍受の運用についての国会の御議論を待ちたいというふうに考えております。

○小川敏夫君 ぜび国会報告の際に、傍受記録が作成されないケースがどのくらいあったのか、私は決してまれなケースではないように思うんですが、明らかにするよう国会で報告していただきたいと思ひます。

修正案提出者の方にお尋ねするんですけども、前回のやりとりの中で確認したいことなんですけれども、立会人が意見を述べます、その意見を述べた原記録が裁判所に送られても、ただ、その意見をされた原記録が裁判所に送られても、それだけでは裁判所は職権を發動して何らかのチェックに関する行動を監視するものではないと私は思っているんですが、修正案はどうもそうではないようなお話があったんですが、その点はいかがですか。その事実関係だけで結構です。

○衆議院議員(上田勇君) 今、委員が御指摘になりましたように、立会人が述べた意見は傍受の実施状況を記載した書面において裁判所に送付されるわけでありまして、これはあくまでこの傍受の実施状況を記録した書面を保管する裁判官のところにいくということでございますので、それをもつて、直ちに裁判官が職権をもつてその内容をチェックするというような構成にはなっておりません。

むしろ、この意見はその後、例えば不服申し立てがあった場合における裁判官の判断の材料、あるいは傍受期間の延長の可否の判断等、またあるいは公判段階におきます証拠排除の判断等の資料になり得るものだというふうには考えております。

○小川敏夫君 そうすると、今の御答弁から確認しますと、仮に延長もない、それから不服申し立てもない、後に裁判所の証拠としても使われないという場合に、しかし仮に捜査官による乱用があったという場合には、裁判官のチェックが実際上なされる機会がない、こういうことでよろしいんでしょうか。

○衆議院議員(上田勇君) もちろん立会人は立ち会うときに、それは会話の内容に立ち入るわけにはありませんけれども、外形的に公正が行われることを担保する目的で立ち会っているわけでございまして、その意味では立会人の重要な役割があるわけでありまして、今のお話にありましたように、もしそこで立会人が述べた意見が裁判所の方に記録とともに送付されたとしても、裁判官がそれをもつて職権でその中身をチェックするというような構成にはなっていないのは、委員の御指摘のとおりでございます。

○小川敏夫君 何か同じことを二回答えられたように思うんですけども、私はそれを踏まえて、さらに立会人の意見が延長の際の判断資料や不服申し立ての際の資料、刑事裁判となったときの証拠の能力に関する問題とか、そういったときに判断資料となるということだったわけですか。

ですから、そういう判断資料になるような機会がなかった場合、仮に乱用があつても、裁判官がその乱用を傍受の内容についてチェックする機会がないですねというのを聞いていたわけですか。それはあると言ふんだつたら、ある例を示していただきたいし、私はないと思うので、ないというところをお認めになるんだつたら、ないとお答えいただきたいんですが。

○衆議院議員(上田勇君) 修正案で述べられている意見というのは、立会人から述べられる意見は捜査官に対して述べられる意見でありまして、裁判所の方に送られるのはあくまでそれは保管という意味で送られるわけでありまして、今おっしゃったように、たとえその意見が裁判所の方に送付されてきたとしても、それをもつてその保管

を目的としている裁判官がいわゆる内容に立ち入る、あるいはチェックするというような構成にはなっていないのは、今お話しになったとおりでございます。

○小川敏夫君 そうすると、私の指摘は認めていられるわけですか、今の答弁は。

すなわち、もし乱用にわたる部分があつた場合に、裁判官がそれをチェックするチャンスがないです、それと、それをもう繰り返して尋ねているんですが、そのことについてはそれでよろしいわけですか。

○衆議院議員(上田勇君) 立会人が意見を述べてそれが裁判所の方に送られてきたからといって、直ちに裁判官が職権によつて行動をとるものではないということはお申し上げておるわけでございします。

○小川敏夫君 ちょっとと速記を中断していただきたいんですが、私は原記録を裁判所が職権で判断しないんだということについてはもう確認済みのことでして、そのことはもう答弁をいただいているわけですか。それを踏まえて、では裁判所が乱用をチェックする機会があるのかないのかについて聞いているわけですが、その質問について全く答えないで同じことを四回答えているわけですか、委員長。

○委員長(荒木清寛君) 答弁者は質疑者の意向をよく酌んで端的に答えてもらえますか。

○衆議院議員(達増拓也君) 立会人の意見というのはその裁判所に対して行われるものではなく、その捜査員に対して行われるもので、捜査員が乱用した場合には、その場で立会人が、やめろとか、それは令状どおりの傍受じゃないのじやないかと、それが立会人の役目なのでありまして、そういう意味では、乱用防止は立会人がその時点でやっているということでもあります。

○小川敏夫君 全然私の質問に答えていないんですよ。じゃ、聞き方を変えますが、修正案の提出者、全員というわけではないんですが、衆議院段階と

いうか早い段階ではこの法案に反対されて、その反対される理由の一つとして、立会人に切断権を認めるべきだという議論がございました。ただ、それに関してはこれまで理由を開きませんでしたから結構ですけれども、立会人に中身を聞かせなくても、切断権を与えなくてもいいことで修正案ができております。その理由はどう聞きましたから説明は結構です。

それで、前回、立会人にそうした一緒に聞くというふうなことで、あるいは切断権を与えなくても事後的に裁判所のチェックがあるからそれで十分だと、こういう御答弁をいただいたわけですが、ですから、私は、事後的に裁判所のチェックがこの乱用にわたつた部分に関しては全くないというふうには思っているわけですか。しかし、答弁者の方は、事後的に裁判所のチェックがなされる、こういう考えのようなんです。また、それがなされるから立会人に一緒に聞かせなくていい、切断権を与えなくていい、さらに、常時立ち会いにしたとか、そういう修正を加えたことで乱用の防止も既に十分だと、こういう考えだと思ふんです。

それで、長くなりますけれども、その意味を踏まえて端的にお答えいただきたいんですけども、捜査官が仮に乱用に及ぶ傍受を行った、それについて事後的に裁判所がチェックするという方法は、どういふものがあるんでしょうかというのを私は聞いていたわけですか。

それで、先ほど、立会人の意見が期間延長の際の資料にされる、あるいは不服申し立ての際の資料にされる、それから裁判所の証拠として何らかの判断がされる時に使用されると、この三つの例を掲げました。確かに、その三つの例では裁判官のその場におけるチェックがあると思ふんです。でも、この三つがない場合、つまり、延長がなかった場合で、なおかつ傍受記録が作成されない、そのことによつて不服申し立てがない、証拠として争われることもない、このケースではもう裁判所のチェックがないんです、これをイエスカノーかで

答えてください。

○衆議院議員(上田勇君) それはございません。

○小川敏夫君 ですから、事後的な裁判所のチェックが乱用の防止についてはないとなりますと、立会人のその現場におけるチェック機能も外形的なチェックだけであって中身についてはないんだから、そうすると、この法律は傍受の実行及び実行後に有効な乱用防止のチェック機能がないと私は思うんですが、その点はいかがですか。

○衆議院議員(上田勇君) 委員の御質問は修正案の範囲を超える部分もたくさん含まれていることだということだと思いますので、後で法務省の方からも追加で答弁をいただくことになるかと思いますが、私も追記をいたしたしましては、この法案にも乱用防止のための適正な手続が担保される規定が種々設けられておりますし、なお修正を加えたことによりましてその対象となる犯罪も非常に限定をされました。薬物あるいは銃器などの四類型の罪種に限定されたことや、また傍受令状の請求者、発付権者も限定を加えるなどしておりますし、その他種々の、原案に比しますとさらに細かくその辺の制約を加えているところでございまして、全体的に見れば、通信傍受の乱用を防止するということについては十分な規定が設けられているというふうに認識をしているところでございます。

また、そのほか、実際にもととの原案の中にも相当厳しい手続等の規定も設けられているところでございますので、その辺は修正とは直接関係ないところでございますので、法務省の方から御答弁をさせていただきたいというふうに思います。

○小川敏夫君 時間がないので、ほかの質問に行きます。

刑事局長にお尋ねしますけれども、コンピュータ通信といったような場合には、傍受を始めた瞬間にすべての情報が入手される、すなわち試し開きの部分がないということで、それについて局

長の御答弁は、その場でデイスブレイするか、あるいは文書に打ち出して該当性判断をしてその該当部分だけを持ち帰ると、こういうふうな御答弁いただいているんですが、この法案は、ただ速やかに傍受記録作成の作業を行うと書いてあるだけで、傍受のその場において直ちに刑事局長が言ったような作業を行えとは書いてないんです。そこら辺のところはいかがですか。

○政府委員(松尾邦弘君) 十三条の二項をごらんいただきますと、今、委員御指摘のメールの傍受の場合、これは十三条の二項で行くわけでありまして、まずその全部を傍受すると。「この場合において、速やかに、傍受すべき通信に該当するかどうかの判断を行わなければならない。」とありますので、「速やかに」の理解として、解釈としてということでございますが、その場所でするものは立ち上げて該当性の判断をする。できないものについては当然、例えば暗号その他であります。持ち帰ってやはりその仕組みを解説した上で内容を理解するということが必要でございまして、それはそれで傍受記録として持ち帰るという以外にはないんだというふうにお答えしている次第でございます。

○小川敏夫君 一般電話の傍受の際には、現場でテープを二本回して、一本を原記録として裁判所に送る、もう一本を署に持ち帰ってそこで傍受記録の作成作業をするんだと、こういうふうなこれまで聞いておったわけです。ですから、持ち帰るというふうな聞いておったわけです。

この「速やかに」という法律の解釈で、片方の場合には署に持ち帰ることを許して、どうしてコンピュータ通信の場合にだけ署に持ち帰ることが許されない、直ちにその場でやらなきゃいけないと、こう都合よくいいますか、解釈が分かれてしまうんですか。

○政府委員(松尾邦弘君) 今回の法案には、通信の技術的な側面がさまざまございまして、それに着目した規定の仕方をしております。メールの場合はPOPサーバーのところでは傍受をする

いうことになりましたが、通常の場合は、その場で機材を使いましてその内容の該当性の判断はできるわけでございますので、この「速やかに」の判断の中に、そういう場合にもかかわらずなおかつ持つて帰るということは、この「速やかに」の解釈には違反しているということになります。

○小川敏夫君 であるなら、一般の電話の場合でも同じだと思えます。ですから、コンピュータの問題が出てきてから、何かその問題に対処するために都合よく解釈を持ってきたようにも思えます。私は、この「速やかに」という用語で、刑事局長が言っているように、直ちにその場でやらなければいけないという意味は出てこないと思います。刑事局長が言われるようだったら、この法案は、直ちにその場においてやりなさいと、こういうふうな書いていくべきじゃないわけですか、「速やかに」というのは法律用語としてももっと広い概念ですから。

逆の聞き方をします。コンピュータ通信の場合に、直ちにその場において傍受記録の作成作業をやらなかった場合には、これはその捜査官のやり方は違法なんですか。

○政府委員(松尾邦弘君) 「速やかに」の一般的な解釈あるいはその言葉の持っている意味は、まさに委員御指摘のとおりだと思います。

ただ、私が申し上げたのは、POPサーバーのところでは特定のアドレスのところへ来たものを瞬時に傍受してそれを立ち上げることができると、それを漫然と持ち帰るということはこの法律に違反しています。

○小川敏夫君 刑事局長の御答弁は非常に中身としては前向きでいいと思うんですが、ただ法案の解釈としては、どこにも書いてないんです。そういうふうには。だから私は、今、法案の審議をしているんですから、刑事局長のその気持ちはわかるけれども、法案の審議に対する答弁としては私は国民に対して誤解を与えるものだと思います。この法案は、直ちにその場において傍受記録の作成作業をやれとは書いてないし、「速や

かに」という意味は、それを近くの自分の署に持ち帰ってそこで直ちにやったってこれは許される範囲だと思えます。

じゃ、近くの署に持ち帰ることがすべからず禁止されているんですか、その暗号化という特殊な問題を除いて。

○政府委員(松尾邦弘君) 大前提として、今回の法案の通信の傍受は、それに適した場所です。しかもこの法案で予定している立会人を置いた上での適正手続をするようにということになっております。

したがって、POPサーバーで傍受した、しかもそれは、その場所における機材を使って画面に立ち上げて該当性判断が容易にできる。立会人もそれを見ながら、立会人のいるところで、多くの場合が通信事業者等のその場所になると思いますが、それができるにもかかわらず、立会人のいないところ、つまり、場合によりましては捜査機関の施設まで持ち帰ってその該当性判断をした上で消去したり残したりするという作業は、この法律には違反しているということでございます。

○小川敏夫君 違反しているとはっきり断定されたということはぜひ記録に残してもらいたいんですが、私は、法案の解釈からはどこにもそういう厳格な要件は規定されていないと。ですから、本来はそうしなくちゃいけないことをこの法案は規定していないから欠陥法案だと私は思っているんです。

時間がどんどん行ってしまうんですが、このコンピュータ通信に関して先ほど世耕委員の質問で非常に有意義な点がございました。すなわち、転送する、これによって傍受できるということでございました。そうすると、その転送を受けるコンピュータが通信事業者の施設でなくて外部にあったって、それはこの法律上は禁止されていないですね。

いいですか、刑事局長の、そういうことは好ましくないとか好ましいとか、そういう意見ではな

くて、私はこの法律の解釈で聞いているんです。三条三項を読んでも私は禁止されていないと思うんです。この法律の解釈として、転送するコンピュータが通信事業者の施設の外にあることもこの法律の解釈の範囲では可能ですね。

○政府委員(松尾邦弘君) 転送という技術がありますから、これをどこへ転送するの技術的には可能です。

ただ、先ほどから申し上げていますように、この法律は、傍受をするのに最も適した場所であつた立会人を正当に置いて適正手続に従つて傍受することとございまして、無限定にそれを転送していることはこの法律は予定していないこととございます。

○小川敏夫君 私も無限定にとは言つていません。でも、法律が禁止していないんだから、そういう合理的な必要性があれば、そして裁判所がそれを令状に書けばよろしいんじゃないですか。例えば、非常に密な通信事業者の場合にはコンピュータを置くスペースすらない。立会人がいるような、捜査官がいるようなスペースがなければそういうことだつて考えられるわけですよ。

それに関連して、先ほど世耕委員の発言で大変に貴重な御意見を賜りまして、何か世耕委員は抜け穴を幾つも御存じだと。ただ、ここでしゃべると犯人にそういう口を教えてしまうことになるので具体的なことは言わないということですが、一国会議員が抜け穴がもう幾つもあると言うのであれば、通信に関するプロの方は、やはりこの通信の分野に関しては相当いろんな分野を知つておられるでしょうから、抜け穴は幾つも御存じなのではないでしょうか。私は、抜け穴が幾つもあつたとおっしゃられたその世耕発言は、この法案の欠陥を示す大変に貴重な状況証拠だと思ふんです。

それから、転送の問題ですけれども、この法案では、傍受した原記録、これの複写をとること自体は禁止されていないわけですね。そうすると、例えば転送を受ける、転送を受けたそのものは通信事業者の施設内かも知れないけれども、そこから再転送する、これは複写という意味も兼ねていふと思うんですが、これだつてこの法案では禁止されていないですね。どうですか。

○政府委員(松尾邦弘君) これは傍受ということとございまして、先ほどから申し上げているように、この令状に記載された場所であつた立会人のもとでその傍受をするわけとございまして、原記録と傍受記録を作成する場所は、原則的には、例えばメールの場合でありまして先ほど言いましたように通信事業者のところでございまして、ですから、それを技術的には転送可能かどうかという問題は別にしまして、法律的には、そのほかの場所であつた作業をする、あるいは傍受記録を作成するといふ作業はこの法律では予定していないこととございます。

○小川敏夫君 いや、この法律では予定していないと言つけれども、では、この法律の第何条のどこでそういうことを禁止しているんですか。

○政府委員(松尾邦弘君) 先ほど、メールを……

○小川敏夫君 条文を答えてくれればいいです。

○政府委員(松尾邦弘君) はい。

メールを例えどこへ転送する場合に、それは警察の方に転送すればいいんじゃないかという御疑問があるいはあるのかもしれないんですが、裁判所の指定した場所であつたというところとございまして、それは、どの条文というよりも、この法律がそれぞれどこでそういう適正手続のいふような適正担保のための制度に抵触しておりますので、この法律全体をこらうたいたしたいというふうにお答えする以外にはなからうと思ふんです。

○小川敏夫君 いいですか、裁判所は傍受の場所を令状で特定するわけですが、でも、その傍受したものの、記録媒体を複写することは禁止されていないわけですよ。裁判所が複写する場所をどこでなくちやいないなんというところは、法律にも書いていないし令状にも書いていないわけですね。自由なわけですよ。その複写の方法として再転送という方法は私はあり得るんじゃないかと思ふんです。

○政府委員(松尾邦弘君) 傍受記録の作成について、条文として十九条以下ということになります。具体的な、技術的な方法も含めてこれを規定しているわけとございまして、また、原記録の作成あるいは複写についても、傍受というその前における条文で規定しております。場所あるいはその手法についてはこれらの条文からおわかりいただけるかと思つております。

○小川敏夫君 これらの条文と云われても、的確に禁止する条文がどこにもないこの法案は欠陥法案だと思ひますが、時間がないのでほかの問題に行きます。

十六条の逆探知の問題ですが、この逆探知に関して、通信事業者は協力しなければならぬといふこの法案の運用によつてなつておりますね。この逆探知に協力する、つまり傍受をして通信事業者が……

○政府委員(松尾邦弘君) はい。

通信事業者、ですから、これは傍受している通信事業者と同じ通信事業者の場合もありますよ。N T Tなら、相手もN T Tという場合もある。しかし、全く別な通信事業者の場合もあるわけですから、その全く別な通信事業者が複数介在している場合もあるわけですよ。

そういうところに具体的に逆探知の協力要請をするときに、令状を示せとか、何らかの資料を示せといふ条文になつていないものですか、具体的に逆探知の協力要請はどのような方法でするんです。その方法によつては非常に著しい問題が生ずると思ふんですが、まず、具体的な方法を教えてください。

○政府委員(松尾邦弘君) その逆探知が、その傍受の実施をして通信事業者等ではない通信事業者の協力も得る必要があるという場合の規定は法案の十六条の第三項で……

○小川敏夫君 ですから、その方法を聞いている

○政府委員(松尾邦弘君) これが通信事業者に対してまして同項の規定により行つた探知である旨を告知する。これは、直接的には出かけていくなり、あるいは緊急の場合にはそのほかの通信手段ということになると思いますが、そうした措置をとることを要請することができるといふことになりまして、したがって、今こういう形で電話傍受をやつていて、そこにかかつてきた通信の一方の当事者の電話番号を知りたい。これは、法第十六条第三項で、そういう場合にこの規定があるのでそれをお願いしようという言い方だと思ひます。

○小川敏夫君 ですから、通信事業者の方には協力義務があるわけですよ。それを、令状も持たない、何の資料も持たないで、この法十六条の執行だからお願いしようという口頭のお願ひだけで逆探知の作業の協力を通信事業者にさせるわけですか。もう時間がないので、端的に結論だけ答えてください。

○政府委員(松尾邦弘君) これまでも、強制処分付随する処分については別個に令状を必要としないといふのがそのこととございまして、この第三項も、その範疇の話として適宜の方法で告知して協力をお願いするということと、協力を要請された事業者はその前の二項の「正当な理由がないのに、これを拒んではならない」という規定がこつてくるということとございまして、

○小川敏夫君 つまり、その強制処分付随してできるというのは、これは当事者が同じなんです。逆探知の場合には全く当事者が違ふんです。全然違う当事者のところに、令状も持たない、資料も持たない、ただ単に口頭の要請で協力義務を課すということは、これは法律上大変な問題があると思ひます。

時間がなくて、次の質問に行きます。

第十五条の問題なんです、弁護士業務に関するものは傍受の除外対象になつております。この条文の書き方は、「他人の依頼を受けて行つ」

第二部 法務委員会会議録第二十三号 平成十一年七月二十九日【参議院】

とあるわけですが、ところが弁護士の場合には、依頼を受けるかどうかの、依頼を受ける前の相談というのがあるわけですよ。例えば被疑者が、先生済みません、こんな事件を起こしちゃって、弁護してくれませんか。でも、そこで弁護士は、嫌だよと断っちゃう場合もあるわけです。私は、広い意味では弁護士の業務として傍受の対象から除外すべきだと思うんですが、この字面を見ますと、そういう依頼を受ける前の依頼に関する、受任するかどうかの交渉の部分は除外されてしまうように読めるんですけども、その解釈はどうでしょうか。

○政府委員(松尾邦弘君) そのような狭い理解ではありませんで、今先生のお挙げになった事例は、まさにその業務に関するものとしてここで除外対象になる会話ということになります。

○小川敏夫君 もう本当にこの法案は数々の問題点、欠陥が多いのですから、聞きたいことがまだ倍も三倍もあるんですけども、もう時間がほとんど来てしまいました。

最後に聞きますけれども、やはり十五条の問題で、マスコミ関係が除外されていない。これに關しまして、例えばマスコミの対象が無限定であつてどうしようもないというような意見もありましたが、そういう問題はマスコミというものを限定した規則を設ければ解決できるわけでござい

ます。報道の自由あるいは取材源の秘匿といった問題、これはやはり民主主義を基礎づける非常に重要な部分だと思んですが、そこら辺についての配慮が十五条では欠落している。この点について、やはり私はそれに対処するような改正をするとか、まあ法案をつくらないのが一番いいんですけども、あるいは将来どうするかとか、そういった問題についてきちんとした答弁をいただきたいんですが、いかがでしょうか。

○政府委員(松尾邦弘君) 報道機関がこの十五条の対象から除かれている点につきましては、これまでにもその理由等は申し上げてきました。

ただ、報道の自由といいますが、あるいは取材

源の秘匿ということに關しましては、我々も現在の社会においてそれが非常に重要な機能を果たしている、最大限に尊重すべきものであるという理解でございます。

したがって、この通信傍受等の実施あるいは運用に当たりましては、今申し上げた報道の自由あるいは取材源の秘匿ということにかかわるような通信の傍受が現実に起こった場合には、今申し上げたそういう重要性も当然念頭に置きまして、それを最大限尊重するような運用をするということ、今後とも、具体的な事例等の検討も含めて、捜査機関の相互間でも十分に話し合つてそのした万全な運用をしていきたいと思います。第でござい

ます。

○小川敏夫君 最後に一言だけ。

その点に關して法務大臣の決意、まあ刑事局長の述べたとおりということでも結構ですから、お聞かせください。

○国務大臣(陣内孝雄君) 今、刑事局長が答弁したとおりでございます。

○小川敏夫君 終わります。

○委員長(荒木清寛君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後二時まで休憩いたします。

午後一時五十分休憩

たしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(荒木清寛君) 御異議ないと認めます。つきましては、公述人の数及び選定等は、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(荒木清寛君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(荒木清寛君) 休憩前に引き続き、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律案、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律案及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案を一括して議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○大森礼子君 公明党の大森礼子です。早速質問に入ります。

午前中の質疑で、民主党の内藤委員の方から、この法案についてはプライバシーの侵害が心配である。一方で、犯罪摘発のために必要性があることは認めるが、しかし、余りにも欠陥があり過ぎるんだという御意見がありました。これによりまして、これまで各党の立場がよくわからなかったのですが、要するに必要性はあるということをお認めになつてゐる。だから、通信の秘密を侵すから一切認めないではないというお立場なのだと

的に認めるという、方向性としては同じかなという気がいたします。

それで、いろいろお粗末な法案、欠陥、欠陥と言われるんですけども、おっしゃるのは結構ですが、欠陥だらけの法案とかお粗末な法案とか、短い単語だけで終わらせていただいたくない。その中身を、どこがどうですかと御指摘いたしたいというのが、修正案賛成者あるいは提案者側の希望でございます。そしてそれが、要するにその反論が説得力があるかどうかだと思います。

御批判があるのはよく存じておりますし、その中で、確かに御批判はあるんだけど、実はこういう点を考えてこうさせていたいただきましたという点につきましては、私もこの参議院の法務委員会の場で質問を通じて明らかにしていっているつもりでございます。

例えば、立会人に何で切斷権を認めないのだ、こういう意見につきましては、具体的に切斷権を認めるとなるとどのような状況になるかということも明らかにいたしました。そこまでの負担をかけていいのか、また能力的に可能なのかということでございます。

それから通知の問題も、すべての人に通知すべきだということにつきましては、そのためには、やはり全部、住所、氏名、特定しなくてはならないだろうし、こういう問題がある。

それから、刑事訴訟法百条の方でも郵便物等の差し押さえを認めております。捜査に準用されておりますけれども、これもすべてに通知という形にはなつていない。ほかの条文との整合性とかも言えると思います。

それから十四条の、いわゆる別件盗聴と言う方もおられますが、これは緊急傍受という言い方が一番適当かなと思います。この点につきましても具体例を挙げて、では覚えい刑が何かで傍受しているときに殺人、これから殺そう、あるいは既に殺したという場合でも、将来の盗聴、傍受もだめだと言う方もいらっしゃるのであって将来の設定をしまして、さあこれから殺そうと、これが明ら

かである場合にもそこで切れとするのが果たして正しいことなのかどうかという形で、具体的状況を想定して質問させていただいております。

先日の参考人の方で、反対派の方にこの質問をおつけましたら、その方は、そうなんです、切ることです。では殺されてから捜査しないということですね、そうです。これは、その立場としては非常に明快に答えられたと思います。後は、我々はそう考えない。反対派は切るべきだと考える、殺されてから強制捜査すべきと考える。両方、立場、意見、あると思います。要は、どちらが国民の方に支持されるかということで議論を尽くすしかないというふうに考えます。

自分の質問をしなくてはいいませんが、立会人のことについて、ちよつと伺っていて気づいたことも少し言わせてください。

確かに通信事業者の方が立ち会いをするのは問題があるのではないか、こういう御指摘がございました。ただ、これは原則をどうするかでありまして、むしろこれを除くようになりますと非常にまた問題で、逆に管理者の立ち会いを除外しておまえたちは何をしようとしているのかという批判があると思います。

それで、例えばの話ですが、窃盗犯人が何か、犯罪者が私の部屋にこつそり入って何か変なものを置いていったという場合、そうすると私の部屋が捜索の対象となります。そのときに警察官が令状を持ってきて、いきなり消防署員も来てやらせてくださいと言ったら、私は怒ります。何で私に立ち会わせないんだ、こは私の部屋なんだと。それは勝手なことをされたら困るからであります。そして、その捜索等が適切になされているかどうかというのは、やはりその場について一番利害関係を持っているといえますか、こういう人の方が適切ではないかと、こういうふうな気がいたします。

それでは質問に入りますが、修正案提案者の方、前回来ていただきながら質問できなくて申しわけありません。きょうは最初に質問させていただきます。

できます。

修正後の第一条「目的」のところでございますけれども、この第一条の目的に「組織的な犯罪が平穩かつ健全な社会生活を著しく害していることにかんがみ」、こういう文言が新たに挿入されております。政府原案ではこのような文言がございませんでした。これはもう反対派の方が以前御指摘されたそのとおりだと思います。その文言がないと、一方で組織犯罪対策三法だといながら、この法案の中にそう解釈する根拠が示されていないこととなります。これは、やはり問題であると思います。

それで、ここで要件とされているのは数人の共謀だけ、数人といえど二人以上、通信だったら送り手と受け手がいると。特に何も制約してないじゃないか、こういう問題が起こるわけでありまして、やはり組織犯罪対策三法というのであればその旨を法案の中にも示すべきではないかというお考えだと思います。

そこで、まず修正案提案者の方にお尋ねしたいのですが、この文言が入ることによりまして政府原案とどのような違いが出てくるのか。これは衆議院法務委員会でも聞かれておりますが、改めて確認させていただきたいと思っております。

○衆議院議員(漆原良夫君) 最近、オウム真理教事件のような組織的な殺人とか、あるいは暴力団等による薬物、銃器の不正取引事案、あるいは集団密航事犯などの組織的な犯罪が平穩な市民生活を脅かし、あるいは健全な社会の維持発展を著しく害しているという現状にかんがみまして、これに適切に対処して一般国民の人権を守るためには、この種の犯罪の捜査手段として必要かつ最低限の範囲で通信傍受制度を認めることが必要であると考えます。

第一条に定める目的に、御指摘のとおり、「組織的な犯罪が平穩かつ健全な社会生活を著しく害していることにかんがみ」という文言を付加することによりまして、そのような本法案による通信傍受の制度の趣旨がより明確になり、今後、本法

案の解釈、運用の指針となるだろうということを期待してこの文言を加えさせていただきました。

○大森礼子君 これは一つのある解釈の基準になります。

というのは、具体的場面どうなるか、これは一律に言うことはできないですけれども、例えば対象犯罪の中に単純所持が含まれております。営利目的所持、これは対応する犯罪ですが、営利の目的が立証できなかったら単純所持で認定することになります。単純所持だからといって、ただ○一グラム持っているとかそういう場合はございまして、三口口持っているも単純所持の場合がございまして。

ただ、私たちが心配いたしましたのは、この通信傍受という方法が組織犯罪対策であるといながら、こういう解釈の基準がないために、いわゆる末端の少量所持者、その摘発のみを目的として、つまり上へ突き上げる一つの端緒ではなく、最終的に末端のそういう少量所持者、単純所持者の摘発のみを目的として使われるおそれ、これを払拭できなかったわけでございます。

そういう意味で、こういうケースを想定しますと、この文言が入ることによって制約された、そして、これに反するような形はやはり乱用と評価されると思うのですが、刑事局長、そのような理解でよろしいでしょうか。

○政府委員(松尾邦弘君) そのように理解しております。

○大森礼子君 次に、法案三条一項三号、この部分も修正されておりますので質問させていただきます。これは対象犯罪、この準備として行われる場合についての規定でございます。

法案三条一項三号、これは当初その準備犯罪につきましては「禁錮以上の刑が定められている罪」、こういうふうになっておりました。ここが「死刑又は無期若しくは長期二年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪」というふうに修正されたわけでありまして。

これは、禁錮以上の罪といえますと、それでは

いものは何かといったら罰金のみ、科料のみで、じゃそんな犯罪は幾つあるのかといったら、そっちの方が少ないぐらいであります。禁錮以上、一見重たそうに見えますけれども、非常に広範囲になる、こういう配慮があったのだと私は思います。これは後で、そうであればそうだと、修正案提案者にお答えいただきたい。

その上にさらに、今言った罪が「別表に掲げる罪と一体のものとしてその実行に必要な準備のために」と、こういうふうな「一体のものとして」という要件が加わりました。この文言を入れることによりまして、政府原案の場合と比べてどのような違いが出てくるのか、修正案提案者にお尋ねいたします。

○衆議院議員(漆原良夫君) 御指摘のとおり、通信傍受法案の原案では、第三条第一項三号の対象犯罪の実行に必要な準備のために犯された犯罪の範囲につきまして禁錮以上の刑が定められておりましたが、これではその範囲が広く、実際の傍受には、引き続き対象犯罪が犯されると認められるという要件があったとしても、遺失物横領罪あるいは刃物の携帯とか旅券の不実記載とか、相当軽微な犯罪が実行された段階でも傍受が可能というふうになっております。

これに対して、衆議院における修正では、対象犯罪を一定の組織性が認められる重大な犯罪に限定したことを踏まえて、御指摘のとおり、「死刑又は無期若しくは長期二年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪」として、しかも「別表に掲げる罪と一体のものとして」という要件を付加したわけでございますが、この別表に掲げる罪の実行に必要な準備のために犯された犯罪と、当該別表に掲げる罪との間にいわば客観的な一体性が認められるというものを必要としたわけでございます。

例えば、無差別の大量殺人を行う計画、謀議のもとで大量の毒物を違法に製造しているといった場合に、それぞれの犯罪自体の性質、一連の犯行の計画、謀議の存在等によって認定される客観的な一体性が認められることを要件としたことによ

りまして、第三条一項第三号による傍受が許される場合を、対象犯罪を含む一連一体の犯罪の一部が実行された場合に限定するという大きな限定成果があったのではないかなというふうに考えております。

○大森礼子君 欠陥だらけの法案と簡単に言われるわけですが、この三条一項第三号につきましても、二重の縛りがかけられた修正案というふうに理解しております。

それから、この対象犯罪の中では、殺人につきましても組織的殺人を対象犯罪にしてあります。反対される方は、要するにこの対象犯罪についても反論があるのだと思いますけれども、一方で組織的殺人だけに絞ることに反対される意見も、これもないとは言えないと思います。

つまり、何で普通殺人を入れたかったのかと。人の生命侵害、こういう重大な犯罪についてはやはり対象とすべきではないか、こういう意見もあつてしまふのだと思うのです。人の命という点につきましても、それにもかかわらず、普通殺人を対象犯罪から外しまして、そして組織的な殺人と、このように限定した理由はどのようなものでしょうか。

○衆議院議員(笹川雅司) 御承知のように、人の命は重いものでございます。できたら普通殺人もというのは原案にございましたが、我々とするところ、組織的犯罪というふうに限定しないと余りにも犯罪の数が多く、同時にまた、個人的殺人というのは衝動的にも行われるわけですから、そういう意味も含めてなるべく小さくすることによって国民の理解をいただきたい、こういうことで限定をさせていただきましたので、普通殺人は外させていただきます。

○大森礼子君 要するに、組織犯罪対策であるということ、それと、被疑者となる人のその所属する社会といえますか、これを限定したのかなという気はいたします。

つまり、犯罪社会、暴力団社会と言ってもよろしいのでしょうか、それと一般市民社会、

この間に言つてみれば、言葉が適切かどうかかわかりませんが、ファイアウォールのようなものをつくる。殺人は一般市民も犯し得るわけでありまして、普通殺人を認めると、勢い一般市民社会の中に通信傍受の手法が入り込むことになる。この点も警戒されたことであろうと理解しております。

修正案の中身につきましては、これまで質問させていただいております。修正案がいろいろ手を加えてきたにもかかわらず、この修正案に対して、例えば監視社会になる、一般市民が監視される恐ろしい社会になると。この法律が施行されたその日からあなたの電話も盗聴されていると覚悟した方がいいとか、こういうことをまだおっしゃる方がいらつしやいます。おっしゃるのは自由なんですけれども、それによって国民の方が不安に思っていることも事実だろうというふうに思います。

この法案だと、自由というものがなくなる、監視社会になる、あるいは恋人といちゃいちゃ話しているのも聞かれるという意見もある、批判もあるわけですが、修正案提案者の方にお尋ねいたします。

彼らの言っているような事態になるおそれがあるのか。そういうおそれがあるのであれば、国民が不安を募らせるのは当然です。そういうおそれがないにもかかわらず殊さらに言っているのであれば、むだな不安を生じさせないように説明してあげるのもこちらの責任だろうと思つております。その点について、だれが聞いてもわかるように明確に御答弁をいただければと思います。

○衆議院議員(笹川雅司) そういうふうに反対する人が言われることも実は自由でございます。まさに言論の自由でございますから。

ただ、でき得れば、本法が成立した際には、政府の広報その他を通じて一般国民に理解をされるように、また誤った解釈がされないようにそういう運動をすることも私は政府の責任じゃないかと思つております。また、一政治家としても、この

法案に取り組みさせていただきましたから、機会のあるときに、一般市民が平穏な生活をしているところに踏み込んで何でもかんでも聞いてしまうんだよとか、そういうような誤った観念を払拭していただけるように運動していきたい、また理解をしていただきたい、こういうふうに考えておりますので、委員の皆さんにおかれてもよろしくお願いしたいと思います。

○大森礼子君 時間の関係で修正案提案者の方への質問は以上でございます。ありがとうございます。

次に、法務省の方にお尋ねいたします。

午前中の内藤委員も国会報告の点について触れてくださいました。ですから、内藤委員が聞かれた範囲については重複を避けるのですが、これはアメリカのワイヤタップ・レポートが参考になると思います。それを参考にしようというように規定もされているのだと思うわけですが、法案の二十九条です。

七月十二夜のTBSのニュース23で、問題点三つとしてこの点が触れられました。それで、十二日放送の報道につきましては、十三日にTBSが非常に迅速に訂正報道をしていただきました。この点は私は大変評価しております。お礼を申し上げたいと思います。

その番組の中でも、この情報公開というものが捜査官あるいは違法な捜査の抑止力になっているというふうな報道がございました。

そうだとするならば、この国会報告もそのような機能が期待できると思うわけですが、これですと「罪名」というふうになつております。こうしますと、例えば、覚えい刑罰法違反と覚えい刑罰法違反とか、こまめし記載されないのではいかと思うのですが、いかがでしょうか。

○政府委員(松尾邦弘君) この点も、報告の性質上、やはり国民に具体的にどのような類型の中のものという犯罪について傍受が行われたのかというところある程度具体的に御理解いただく必要があると

思いますので、それには、例えば覚えい刑罰法違反だけではなくて、それは所持なのか譲渡なのか密輸なのか、そういうことも含めまして分類した上で、おわかりいただけるような方法を考えております。

○大森礼子君 実は、それをお願いしようと思つていただけてございます。これは罰条と言つたらいいのでしょうか、覚えい刑罰法違反でもどういふ態様なのか、こまめで教えていただくというところは非常に有効な情報になると思つております。お願いいたします。

次に、警察庁の方にお尋ねいたします。やはり共産党の諸方さんへの盗聴事件とかありまして、そして警察に対する不信がある、こうおっしゃるのは当然のことであると思つております。厳粛に受けとめていただきたいと思います。

それで、要は、手続的には規定してありますけれども、警察の内部でそういうふうな厳格な手続がとられるかどうかということについても確認しておきたいと思つております。

例えば、該当性判断をすけれども、どのようにして該当性判断を行うか、そのルールづくりですね。

例えばスポーツモニタリング、これは後で質問しますけれども、電話傍受の場合ですが、この場合でも、ある警察によつたら一分聞いて一分中断とか、こちらでは三十秒聞いてとか、いろいろばらばらにやられますとやはり問題が生ずる。ですから、こういう手順についてのきちつとした警察内部でも統一的なルールといいますか、こういうルールづくりが必要だと思つてすけれども、この点、警察庁はどのように対応するおつもりでしょうか。

○政府委員(林則清君) お尋ねは、傍受の実施をしておる間に行われた通信が傍受令状に記載された傍受すべき通信に該当するか否かの判断の手順というものをどうするんだということでございますけれども、これにつきましては、電話の場合と

電子メールの傍受の場合に分けて説明をさせていただきます。

電話の傍受の場合につきましては、該当性判断のための傍受を最小限のものにするために、今御指摘ありましたし、スポットモニタリングという方法によるということはいくつかの間違いなくその方法によることになるとは思いますが、これにつきましては、内容につきましては法務省刑事局長からたびたび説明もありませんし、先生はもう一番よく御存じでありますので、ここでは繰り返しません。

ただ、一点だけこれについてつけ加えますと、当該事件に関して他の捜査を尽くした上で傍受を行うことと、法案全部を見れば、補充性の要件その他で相当長期にわたって深く捜査をしてきた者が傍受するわけでありまして、したがっていまして、傍受に従事する捜査員としては、特定の犯罪実行等関連通信なのかそれともそれとは無関係の通信なのかの判断というのは、ここで御議論される以上に、実際捜査に従事しておられる者については判断が比較的容易につくものである。その意味で、最小化のための方法としてスポットモニタリングというものが最も有効に機能するものというふうに考えております。

それから、電子メールのように傍受のときにその内容を知ることができないものにつきましては、その通信に係る信号全体を一たん傍受、つまりコピーして、これを文字等に変換した上で該当性の判断を行うということになるわけでありまして、この場合、該当性の判断を速やかに行わなければならないものとされておられることは、小川先生の御指摘にもあったところでありまして、直ちに復元することが可能なものについては、立会人がいる傍受の実施場所において復元し、必要最小限度の判断を行って該当性判断を行うということを考えております。

そして、全体としてのあり方でありまして、警察といえども、何よりもこの法案の趣旨、この法案の本来いろいろ言われておられる趣旨とそれから国会での具体的な御議論、これを十分踏まえて、前に申し上げましたスポットモニタリングの方法なりその他の手順というものを一番趣旨にそぐうように、国家公安委員会規則、あるいはもつとさらに細かい点については通達なり、いろいろな形で厳格に規定をして、それを都道府県の警察に周知徹底し、そして本日に国会でいろいろ御懸念を示されたようなことが決まっていようなら適正な傍受を実施していくということを考えておるところであります。

○大森礼子君 今、該当性判断等についてお答えいただきましたけれども、やはり国民の多くの皆さんが、あるいは反対派の方も一番心配するのは、例えば警察へ持ち帰った記録、その管理、保管、消去、これが厳格になされるかどうかということだと思っております。

この点につきましては、通常の場合でも、押収した証拠物をどういうふうな保管、管理するか、実は内部では厳格な手続があるわけなんですけれども、記録の警察内部での保管とかそれから消去、この厳格な手続、あるいは記録簿なんかもしきんと作成されなくてはならないだろうと思っておりますし、必要な場合にはコピーをとる場合がないとは言えませんが、その場合、そのコピーについても、だれがとったかとか、その消去がどうなったかとか、こういう点をきちっと確立された形で管理しなければいけないと思っております。

それから、例えば押収でもそうですが、空振りということはこれはあることでございまして、そんな場合でも、たまたまだめだとかいうのではありません、やはりそのどこに原因があったのかとか厳重な、内部で検討会をするとか、こういう作業も必要であると思っております。

そこで、もとに戻りますが、記録の保管とか消去の厳格な手続とか、こういうことについてはどのようなやり方をなさるおつもりか、簡単に結構ですから、お尋ねいたします。

○政府委員(林則清君) 法に規定されております傍受記録以外の記録の完全な消去を担保するため考えておりますのは、傍受した通信を記録した

記録媒体、つまり裁判所へ提出する傍受の原記録以外につきましては、記録の保管簿を作成した上で、指定した捜査幹部の厳重な管理下に置かなければならないということを規定したいと思っております。

それから、傍受した通信を記録した後における傍受記録以外の記録の消去等一連の手続を明確にした上で、各手順を行うべき者を必要最小限に限定し、それ以外の者には犯罪関連通信以外の通信は知り得ないものとするということを制度的にきちっと内部で確立したい、こう思っております。

また、傍受した通信を記録した記録媒体のコピーにつきましては、コピーの作成者、作成部数については必要最小限にとどめるとともに、コピーをした場合には、前に申し上げました、記録の保管簿に所要事項を記載するなどして、適正に管理をしてまいる所存であります。

今申し上げましたことにつきましては、国家公安委員会規則、通達等で、先ほど同様、厳格にこれを規定し、都道府県警察に周知徹底して運用してまいりたい、かように考えております。

○大森礼子君 それでは、七月二十七日の参考人質疑に關しまして質問させていただきます。

インターネット業界の方からは、捜査機関と協議する、そういう機会を持つてほしい、こういう御要望がございました。これは本日に必要なことであると思っております。傍受を実施するに当たりましては、技術的に法的に、その時点において何ができて何ができないかを十分に知悉する必要があると思っております。

が成立しまして公布から施行までの間に何をするかということ。

それから、例えば実施方法というのを決めなくてはいけないわけですが、これはいろいろな設備の状況等によりまして、それぞれ場面、やり方が違ってくる場合もあるのかなと、こういうことも想像いたします。令状執行の具体的場面においても、その協力者側とやはり協議が必要であろうというふうに思います。

それから、先ほど言いましたように、技術はどんどん進歩しておりますので、そういう環境も変わってくるかもしれない。ですから、適宜の協議ということも必要になってくるであろうというふうに思います。

この点について、これからのことですから、どのようにお考えなのか、まず最初に法務省の方に御尋ねいたします。

○政府委員(松尾邦弘君) 協議の場面はいろいろな場面であらわれますが、まず、それぞれ電話の場合あるいはインターネットの場合等にかかわる業者との間で、つまり通信業者との間で、この法案が成立いたしました場合には再度といいますが、これまでにもいろいろ内容の広報には努めたわけでございますが、成立後、この内容の周知徹底を図ると同時に、業者の方と十分にその要望等を聞く機会を設けて、また、通信傍受を実施する当方あるいは警察との関係においてそれぞれどういう隘路があるのか、あるいはどういう機材が新たに開発される必要があるのか、あるいはどういう機材があればよいかとより適正に傍受ができるのかといったような全般にわたって何回もの協議の機会を持つていきたいと思います。一般的に方向性というものをその中で定めた上で、具体的な技術の開発なり機材の開発なりに入りたい。

それから、今御指摘のとおり、そうした一般的な協議にとどまらずに、個別の傍受の場合には当然時間的に許す範囲内で、この前にいいますか協議をした上で、どの程度の御負担をおかけする

のか、あるいはどの程度の協力をお願いするのか等も含めまして、個別にはまたその時点で協議をするということになると思います。

また、それ以外に、恐らく委員御指摘のように、技術の進歩というのは目覚ましいものがあるんだらうと思います。数年のうちに、例えば旧来の手法が陳腐になることも先ほど世耕委員の御指摘にもあつてうかがわれるところでございますので、その折々で新しい技術についての情報提供をいただき、それに対する通信傍受の技術の革新を図るということについても協議が必要だらうというふうに考えている次第です。

○大森礼子君 今、法務省にお尋ねしましたけれども、ただ、個々の具体的場面とかになりますと、やはり現場でこれを実施するのは警察の方であらうと思います。

そこで、警察の方でも現場での十分な協議があつて初めて円滑な協力をいただけたらと思います。警察の方でもそういう努力を怠らないということでもよろしいでしょうか。簡単に結構です。

○政府委員(林則清君) 松尾刑事局長から説明がありましたのと全く同じでありますけれども、簡単に申しますと、本案が成立しました場合には、同法の趣旨に従つて適正にこの通信傍受を実施するため、また通信事業者の負担を軽減するという観点からも、通信事業者と警察の間で協議の場を設定することが絶対に必要であるというふうに考えております。具体的には警察庁、都道府県警察、それぞれのレベルにおいて傍受の実施方法の技術的詳細などについて、負担の最小限、あるいはその他のいろんな面から十分な協議を行つてまいりたいというふうに考えております。

○大森礼子君 次に、協力についてですが、捜査というものは本当にいろんな方の協力の上に成り立っているというふうに私は思います。目撃者、参考人の方、お話をいただくにもやはり相手の時間的都合とかいろんなことをお願いして事情をお伺いするわけであります。捜査側が高飛車な態度とか強権的な態度をとりますと協力は得られな

い場合もあるわけでございます。

通信事業者の方は、今は民間企業でございます。それで、こんなことを言っているのかどうかはわかりませんが、公務員とかやっておりますとかなかなか気がつかないのですが、やはりその人の稼働時間というのはコストと連動しております。営利事業でございますから。そういった点からも、協力を要請するに当たっては、本当にそういう民間の事業者の方に過度の負担を課すべきではないというのの当然であると思います。法案十一条、協力義務も、正当な理由があれば拒めることになっております。事業所の規模によつては、常時立ち会いを要請することが大きな負担になる場合もございます。

抽象的なお答えになるかもしれませんが、私も、特に現場で協力を求めるのは警察だと思ひますので、この点について、相手側の事情というものを十分配慮していただけたらどうか御答弁いただきたいと思ひます。

○政府委員(林則清君) 全く御指摘のとおり、警察といたしましても、例えば立ち会い一つとりましても通信事業者の方にとっては大変大きな負担になるという認識は十分持つております。

そこで、実際の現場に通信事業者の方と綿密に協議を行い、通信事業者側の事情というものを十分考慮、しんしゃくしてその負担を最小限にするよう努めたい。そして、場合によつては、今御指摘ありましたようにコストの負担ということにつきましても、現実の運用の場面では、立会人の負担等を考慮して立会人の方に対する実費の支払い等ということについても考慮しなければならぬ可能性も、あるいは場面といたしまして、それ十分あるというふうなことを考えております。

○大森礼子君 それから、七月二十七日のこの参考人質疑は技術面を中心としたものでございまして、携帯電話では通信傍受に困難が伴うとの意見も確かに出されました。しかし、これは技術的に将来も不可能であることを意味するのではないというところもおっしゃいました。今、困難というの

は、そもそも今の携帯電話のシステムが通信事業として、傍受とかそういう必要がないということも一つの理由になつております。もし傍受を想定していない現在のシステムを前提としまして、傍受が困難だからという理由で携帯電話を対象外とするならば、それは犯罪集団に對しまして、これからは犯罪の御相談はどうぞ携帯電話をお使いくださいと暴力団に推奨するようなものかなというふうに思ひます。犯罪集団は、携帯を使えばやりたい放題になり、技術の進歩の前に捜査機関が敗北宣言をすることになると思ひます。当然、必要な手段が開発準備されると思ひますが、この点につきましては午前中の質疑で法務省がお答えになりましたので、答弁は要りません。

それから、参考人の方が御指摘しておられましたとおり、捜査機関側も、通信事業の技術面に対して通信事業者と同等の専門的知識を持たなければならぬのはこれは当然であると思ひます。また、調査研究も不可欠であると思ひます。現場を預かる警察としましては、どのような体制で臨むのか、概要で結構ですから簡単にお答えいただきたいと思ひます。

○政府委員(林則清君) 御指摘のとおり、情報通信技術というのが非常なスピードで発達しておる現代社会において、これを犯罪行為に利用する者に的確に対処していくというためには高度な専門的な知識、技術力が必要であるというの御指摘のとおりであります。

そこで、警察におきましては、警察部内の情報通信システムの整備、維持管理、運用を通じて情報通信技術に関する人的資源及びノウハウを有する、余り知られておりませんが、高度の専門家集団である情報通信部門というのがございます。この部門の職員の能力の活用を図りつつ、さらなる専門専門員の要員の確保あるいは必要な整備資機材の整備に努めることにより、情報通信に関する高度の技術力を確保していきたいと思つております。

もう少し具体的に申しますと、本年四月一日

に、電磁的記録の解析その他情報通信の技術を利用する犯罪の取り締まりのための情報通信の技術に関することなども所掌事務の一つとします。警察庁に技術対策課という大変専門家をそろえた課が設置されたところでありまして、通信傍受法案が成立した場合には、傍受した通信の解析、解説等に関してこれが核になつて技術的な支援を行うことも想定しているところであります。

警察庁としましては、通信傍受に関し、この技術対策課の職員をも含めて全国で約四千名という情報通信部門、高度の専門家を抱えておりますので、この人材とノウハウを活用して技術的支援を行つていく、そしてまた研究も行つていくというところで考えております。

○大森礼子君 捜査側の方が十分な知識がありませんと事業者も不安に思つて十分な協力も得られないと思ひますので、その点よろしくお願いいたします。

それから、インターネット業界の参考人、これは本名さんだったでしょうか、従来の捜索・差し押さえ令状の方法ではないかという意見がございました。なぜリアルタイムで傍受する必要があるのかという点につきましてはリアルタイムのとりえ方でございます。これは午前中、世耕委員の方に法務省がお答えになりましたので重複していたしません。オンラインバルというメールボックスに入つた瞬間という、これがこちらのとらえたリアルタイムということだろうと思ひます。

それで、捜索・差し押さえ令状では十分ではないという理由について、これも午前中お答えになりましたけれども、簡単に答えただけでは参考人の疑問にも答えられないと思ひます。法務省、お願いします。

○政府委員(松尾邦弘君) まず、リアルタイムで把握してそれを消化しなければ、このメールの場合等については即時にこれを消去するなり転送するなり把握不能にする技術がございまして、そのリアルタイムの把握というのが必要でございま

す。

○大森礼子君 わかりました。それから、法案十三条、該当性判断の傍受について規定をしております。

よくこの審議の中で、電話とそれからインターネットの場合とは全然違うのだから、これを一つの法案の中で規定したこと自体がおかしいのではないかとされるわけですが、私は必ずしもそうは思いません。この法案をどのように具体的に現場で適用するかということだと思います。

十三条のこの該当性判断のための傍受であり、すけれども、これは電話傍受につきましては、その該当性判断についてはスポットモニタリングという方法でございます。Eメールについてはスポットモニタリングが観念できていないのではないかとこの批判があるわけですが、十三条は、この該当性判断を全部スポットモニタリングにしなさい、ということ規定しているのではなくて、電話の場合、ここに規定してある必要最小限の範囲でやれる該当性判断ということ、いろいろなプライバシーの問題を考えてスポットモニタリングという制度に行き着いたのだと思います。そして、Eメールの場合には仕組みが違いますから、この必要最小限の範囲の中身が異なってくるのだと私は理解しております。

法務省にお尋ねしますが、この該当性判断の方法は対象となる通信の性質等によって異なっていると考えるわけですが、それをまさにこの条文に規定したのですが、その理解でよろしいでしょうか。

うか。

○政府委員(松尾邦弘君) 十三条の一項、二項、書き分けているというのは、まさに委員御指摘のような通信の技術的な側面というものに着目して書き分けたわけでございます。ただ、通信の傍受という一般的な問題については、その技術上の理由によってこれを別の法律につくる、あるいは違つたような仕組みをつくるということは適当でないというふうに考えております。

○大森礼子君 いろんな質疑で、その部分が法案に明記されていないという批判もあるんですけども、やっぱり法文というのは条文の表現する限度というものでございまして、かといって、あいまいでいいわけではございません。ですから、その解釈というのは明らかにしておくという作業が必要となるわけがあります。すべて網羅的にしようとして、それ以外は許されるということになりまして、これは立法技術の問題もあるというふうに私は思っております。

それで、通常の押収の場合と比較して考えてみたいのですが、捜索と差し押さえ、こういう強制処分がございますが、厳密に言いますと、まず捜索令状においては物の発見を目的とした強制処分をする、それから押収すべきものを見つけたら差し押さえ令状で押収するという規定で、これは通常、一体として捜索・差し押さえ令状として発付されることもあるわけでございます。

そして、メモ類、手紙類、いわゆる書類ですけれども、これを押収する場合には本当に押収すべきものかどうかわかりませんから当然目を通すことになりまして、それは、目を通したものは目にした人の記憶に残るわけですが、ずっと記憶に残るかどうかは別として一たん残る形になります。しかし、これまでこの通常の押収の手続につきまして、これも該当性判断と言っていると思うんですが、一たん目にしたものは記憶に残るから、この手続は問題であるというふうな論争は起きなかつたと思います。それは不可欠の手続だからであります。それで、通常の書類の場合でも

押収すべきかどうか、この該当性判断が要る。この部分はある意味で捜索の性質を持つのか、と、押収すべきものを見つけたという意味では、そういう気がいたします。

それで、この傍受令状の場合には、通常の押収とパラルレルに考えた場合、捜索、押収すべきものを発見する行為、これは該当性判断だと思いますが、それから差し押さえ、押さえる、この二つに対応する性質をあわせ持つ令状と理解できるのかなと思うのですが、法務省にお尋ねします。その理解でよろしいでしょうか。

○政府委員(松尾邦弘君) そのような理解だろうと思います。

○大森礼子君 このように分けて考えた方が理解がしやすいわけですが、

先ほども指摘しましたが、電話傍受ではスポットモニタリングなのにEメールではそれができないからおかしいという批判があるわけですが、Eメールについてはリアルタイムのスポットモニタリングと流れている情報、これはPOPサーバーに入る前にかまえるというやり方も技術的には将来不可能ではないと思えますから、そこまでやる必要があるのかなという気がいたします。もちろん、通信事業者への機材への影響等も考えますと妥当ではない、バランスを欠くやり方だろうと思います。

それで、その方法ではなくて、既に法務省が説明しておりますPOPサーバー、メールボックスの入った時点で捕捉する、このやり方がEメールの場合におけるこの十三条に規定する必要最小限の該当性判断である、このように解釈できると思うんですが、そういう理解でよろしいでしょうか。

○政府委員(松尾邦弘君) Eメールの場合のまさに傍受というものがそういう手法ということになります。Eメールの場合の該当性判断ということになりますと、これは傍受した後には立ち上げまして、そのメールを読んで、それで振り分けをするというのがこの該当性判断に該当するのかなというふうに思います。

○大森礼子君 最後にもう一つ短くお答えください、論点ですが。

よく、令状主義の原則からして、逮捕される場合でも令状をその本人に示すのにこの法案では事前提示がないという批判がございます。逮捕、勾留等については身柄拘束を受ける本人に示さなければ意味がないのは当然でありまして、隣の人に示してもしょうがないわけでありまして、身柄拘束以外の場合どうなるかということですね。

修正案に反対する立場からの令状を事前に見せるべきだという主張は、処分の前に必ず見せろと、処分を受ける者に、これは被疑者だと思っておりますが、必ず見せろという主張ではないかと思うんです。令状の事前提示、これは憲法上の要請かどうか、これについて質問しようと思つたんですが、判例を見ればわかりますのであえて質問しません、時間の関係で。

それで、通信傍受令状の執行に際しまして、被疑者に、その当事者に、強制処分を受けるのかもしませんが事前提示ができない理由、これは考えてみたらかるじやないかと言われるかもしれないけれども、気づかないことというのはありますので、この事前提示ができない理由について、子供にでもわかるように説明していただければ大変ありがたいと思います。

○政府委員(松尾邦弘君) 令状の提示は必ずしも憲法上の要請ではないわけですが、二つ申し上げますと、一つは、捜索・差し押さえ許可状というのは処分を受ける者に示さなければならぬとはなっておりますが、刑事訴訟法の二百二十二条あるいは百十条でございます。ただ、例えば同法の二百二十二条あるいは百十四条二項というのは、不在であるなどの場合には居住主等を立ち会わせることができないうときは隣人その他地方公共団体の職員を立ち会わせるというふうなこともなっておりますが、必ずしも処分を受ける本人に示さないう必要はないということにはなっておりません。

通信傍受令状の場合に、その傍受を受ける対象者に事前にこれを告知するという事になります。これはもう通信そのものをやめてしまおうという事は目に見えておきますので、そういった点からもこれは本質的にできないということになります。したがって、通信事業者等の場所で行う場合には通信事業者等にそれを提示するという事にしてあるわけでございます。

○大森礼子君 強制処分を受ける、会話の所有者といったら当事者ということになるんだと思えますけれども、事前にこれからあなたの電話をこうやって傍受をしますと令状を見せたらそんなもの使わなければならないわけで、見せられるわけがございせん。その時点で目的を達しないということが明らかになります。それから、相手方にもどこからかかってくるかわからないから見ることができないという事で、これはもう当たり前のことではないかなというふうに私は思います。

それで、強制処分につきまして、例えば被疑者の知るところでない場合で捜索、差し押さえとかされる場合もございませぬ、いろんな立ち寄り場所とかあるわけですけども、そんな場合でも、明文ある場合を除いて被疑者にそれを示すこと伝えること、これも必ず法律は要請していないと考えておりますが、その理解でよろしいでしょうか。

○政府委員(松尾邦弘君) そのとおりだと思います。

○大森礼子君 時間が来たので終わります。

○橋本敦君 まず最初に、法務省にお伺いをしたいと思うんですが、法務省からいただいた資料で、本件の犯罪捜査のための通信傍受いわゆる盗聴に関する法律案の対象犯罪の数、これを調べてみますと、まず対象犯罪の数は、配付資料でお渡ししておりますように、その数は、覚せい剤については輸入、所持、原料の譲り渡し、あるいは武器製造については武器の所持、製造、それからまた譲り渡し、こういったことも含めまして全部で

四十件、四十種類といえますか、これだけの数であることは間違いないと思いませんか。

○政府委員(松尾邦弘君) 御指摘のとおりでございます。

○橋本敦君 それからさらに、法案の第十四条でいわゆる別件傍受ができる短期一年以上の罪に当たるその種類を調べてみますと、配付資料にありますがとおりでございますけれども、これはかなりの数に上っております。総計において百四十五件、刑法の罪名数で言えば六十四件、特別法犯も入れますと八十一件で、百四十五件の多数に上っております。

こういった中には、例えば現住建造物の放火、こういったこととか、通貨偽造あるいは証券偽造、行使、あるいは非現住建造物等の放火や往来妨害、こういったことも含まれておりますし、さらには建造物以外の放火もあれば、あるいは水防妨害とか水道の損壊とか、こういったことも含まれております。その数は百四十五件に上っているという、こういう多数であることも間違いないと思いませんか。

○政府委員(松尾邦弘君) 御指摘のとおりであります。

○橋本敦君 したがって、別件傍受も含めて、本傍受法案いわゆる盗聴法案について、対象犯罪となる数は罪数からいってもかなりのものだということが言えます。

しかも、それについて、現に犯罪が行われた場合に限らずその犯罪が行われると疑うに足りる、そういった可能性も含めて犯罪関連事項として傍受の対象になるという可能性のあるわけですから、市民生活にかかわって、かなりの範囲のものがこれらの対象の中に入ってくる可能性が否定し切れないと思うわけですね。

そしてもう一つの問題は、こうした問題がいわゆる組織的犯罪ということとよくわかるのかという問題であります。その問題について先ほども質問、御意見がありましたけれども、法案それ自体の名前から見ましても、この通信傍受法案いわゆる

盗聴法案は、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律案、こういうことでありまして、マネーロンダリングやあるいは刑罰加重等については明白に組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律案と、こうなっております。

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律案で言う組織的な犯罪とは、団体性を持ち、指揮系統命令、任務分担、実行犯、こういったことの意味が相通する、全くそういう意味での組織性を持った犯罪を対象としているということでは法案の名称、趣旨からいっても明らかですが、通信傍受法案で言う組織性というのはそこまでの組織性を言っているものではない、これは明白です。

○政府委員(松尾邦弘君) 確かに、数人共謀というような表現になっておりますけれども、この対象犯罪は四つの類型に絞られておりまして、薬物関連犯罪あるいは銃器関連犯罪は必ずしも犯罪組織自体あるいは犯罪組織との関連のもとに行われる犯罪でございませぬ。ほかの集団密航の罪あるいは組織的な殺人はまさに組織的な形態で行われる犯罪そのものでございませぬ。

また、他の方法によつては犯人を特定し、または犯行の状況もしくは内容を明らかにすることが著しく困難であること、補充性と言っておりますが、これも要件としておりまして、この法案による通信傍受が組織的な犯罪に対抗するための限定的、例外的な捜査手法であることは明らかであろうと思えます。およそ組織的な犯罪と言えないような広範な犯罪まで傍受の対象になることはないと考えております。

○橋本敦君 そうじゃないのじゃないですか。今おっしゃった問題について言えば、数人共謀してというのは、具体的には二人以上共謀すれば数人共謀してに該当するんでしよう。まず、ここをはっきりしてください。

○政府委員(松尾邦弘君) それは今の御指摘のとおりでございますが、先ほど申し上げましたように、そういった犯罪類型そのものが犯罪組織に

よつて行われる可能性が非常に強い犯罪ということで御理解いただきたいと思っております。

○橋本敦君 だから、可能性があり、犯罪が組織的に行われる可能性が強いという、そういう判断がかえって危ないんですよ。

それからさらに、今おっしゃるならば言いますけれども、この第三第二項を見ていただきます。第二項では、別表に掲げる罪、いわゆる対象犯罪ですが、「譲渡し、譲受け、貸付け、借受け又は交付の行為を罰するものについては、前項の規定にかかわらず、数人の共謀によるものであると疑うに足りる状況があることを要しない。」と法律にはっきり書いてあるじゃないですか。

だから、これについては麻薬の所持、譲渡あるいは交付、そういうことについては二人以上の共謀さえ要らない、まさに単独犯でもいいんだとはっきりと法律に書いてあるじゃないですか。間違いないですね。

○政府委員(松尾邦弘君) 繰り返しになるようにで恐縮でございますが、犯罪の性質自体が、暴力団組織等を中心とした組織犯罪ないし関連して行われるというところに着目したものでございませぬ。

○橋本敦君 はっきり答えてください。

私が指摘したように、数人の共謀によると疑うに足りる状況があることを要しない、そういうものも傍受の対象になるとはっきり書いてあることは間違いないでしようというんです。

○政府委員(松尾邦弘君) それ自体は御指摘のとおりでございます。

○橋本敦君 したがって、修正案等にもいろいろありましたけれども、結局、社会生活、市民生活にかかわって、いろいろなところで通信傍受が市民生活の中に一定の被疑者を中心としたかわりのつながりの広がりの中で入ってくるという、そういう市民の不安、危険性というのはなくならないわけですね。

今さっき指摘したように、別件傍受について考えてみましょう。法案について言うならば、まさに十四条です。この別件傍受では、先ほど私が

言ったように百四十五件、そういった多数の罪名がついた犯罪が、傍受をしている、盗聴しているその間にそういうような犯罪が行われている、あるいは実行することを内容とする明らかに認められる通信だ、こうなりますと、それは共謀とか何も関係ないんです。そういうことと関係なしに傍受ができる。間違いないですね。共謀の要件はありません。

○政府委員(松尾邦弘君) その要件はつけてごさいません。

○橋本敦君 したがって、このような別件傍受というものは、共謀の要件さえなく、聞かれただけで、まさにそれが傍受の対象とされてしまうわけですから、そういう意味では、ある被疑者のよく使う公衆電話、あるいはある容疑者がよく行く喫茶店の電話、あるいはある容疑者が特定の団体あるいは会社に勤務して、その特定の電話を使う場合、そういったことについて傍受をされて、別件の問題からこれだけ多数の犯罪が関連して出てきたら、共謀とか何とかという組織性の要件なしに聞かれる可能性と危険性があるということがわかりました。これは大変な問題だと思ふんです。

そこで、そういった問題について最小限法則というところで人権侵害を防ぐというお話がいろいろありましたから、その問題について考えてみたいと思ふんですが、一つの例になりますのは九二年十月十五日の東京高裁判決で、これはいわゆる山梨事件の判決でありますけれども、この事件で裁判所がどう言っているかということでありまして、裁判所は、「現在の社会生活において、電話は必要かつ不可欠な通信手段であり、これなくしては社会生活が成り立たないといつても過言ではない。そのような電話の通話内容を通話中の当事者双方に知られず傍受、録音することは、憲法二十一条二項の通信の秘密を侵害する行為であり、犯罪捜査のためといえども、原則としてこれが許されないことはいうまでもない。」とはっきり

言っているわけですね。

犯罪捜査のためであっても原則として許されないんだ、特別の要件の場合にのみ許されるという立場をとって、ここではどういうように要件を絞っているかといえ、犯罪の重大性、嫌疑の明白性それから証拠方法としての重要性、必要性、そういったことも検討するわけです。

その一つとして、被疑事実について被疑者を特定し、実態を解明する確実な証拠を取得する手段として他に方法が容易にないこと。つまり、他の方法では確実に容疑者をつかみ、証拠を挙げるということができないという、そういう他の方法が容易に見つからないこと。ほかになんかという、そういう理由じゃないんです。やってみなければ、ほかになかったんだということ、これが一つです。これは大事です。

それからもう一つは、その通話は覚えの密売のみに使われる専用電話である疑いが極めて濃厚だ、だから覚えの密売と関係のない一般の市民の会話が傍受される、そういうおそれが少ないんだ、まさに犯罪に使われる専用の電話だといふ、そこまで具体的に疎明をし、そして証拠を出して明らかにしているということが二つ目。

それからもう一つは、傍受の期間については二日間と限定して、時間についても午後五時から翌日午前零時までと限定をする。

それから、もう一つの厳しい要件としては、対象外と見られる電話については立会人に直ちにその関係機器の電源スイッチを切断させるという条件がついている。つまり、切断権を認める。

これだけ厳しい要件を付しているんです。この検証令状による問題でもいろいろ意見はありましたが、ありました。これだけ厳しい要件を出している。

こういう要件に比べてみますと、本法案はまず第一に、今私が指摘したような問題について言うならば、まさにこの通信傍受以外にはかに方法がなかったというところを実際にやってみた結果であるという疎明がなくても、犯行の状況を明らかに

することがほかの方法では著しく困難であればよいことになっているし、それからもう一つは、犯罪関連通信が行われることが間違いないのじゃなくて、そういうように使われると疑うことができるというところで要件が足りるということになっているし、それからさらには、今言ったように切断権そのものがない、こういうことですね。

したがって、この東京高裁判決が示した憲法二十一条二項の通信の秘密との関係で、本来捜査といえども許されないんだが、仮に合憲としたらこれだけの厳しい要件が必要だというその厳しい要件から見ると、本法案ははるかに緩く要件が広くなつて、人権侵害の可能性が高い、こう言わざるを得ないと私は思ふんです。これだけの厳しい要件が東京高裁判決で既に厳しく指摘されたことについて刑事局長はどうお考えですか。

○政府委員(松尾邦弘君) いろいろな論点がありますが、これは含まれるわけですが、例えば、今御指摘の事例では、立会人に犯罪と関係ない通信を切断する役割を与えているところがあります。

検証令状による通信の傍受には、傍受の実施方法、あるいはその作成保存、通知等の事後処置、あるいは不服申し立て手続等、傍受の実施の適正を担保するための法律的文明の規定がございませぬ。その適正担保は、立会人の役割に大きく依存せざるを得なかったという状況があったわけがございませぬ。そうしたことから、この立会人の切断権というように留保がついた、あるいは条件がついたというふうな理解しているところがございます。

しかし、この法律案におきましては、傍受した通信はすべて記録しまして、立会人が封印をして裁判官が保管すると、その内容を事後的にチェックできる仕組みを設けております。立会人にいわゆる切断権を与えるためには、立会人に事件の証拠関係あるいは通話してあるであろう関係者の人間関係などの詳細を、捜査機関が把握している情報すべてを知らせた上で内容を聞いてもらうというところが必要になるわけですが、立会人

にそこまで関与を認めることは、立会人に過度の負担を強いる、また関係者のプライバシーを保護するという観点からも適当でないと考えた次第でございます。むしろ、全体としてこの本法案による傍受の方が、検証令状による傍受よりもその要件は厳格でございます。立会人による切断の有無等によって合憲性が左右されるものではないと考えております。

○橋本敦君 全く見解が違いますね。裁判所が切断権を合意であることのための要件として認めたという重大な問題についての認識は、極めて私は刑事局長の認識としては賛成しがたいと思ふます。

これまで検証許可令状によって行われた傍受の実例が五件あったというお話がございました。その資料を私もいただいております。その中で、先ほどお話がありました、三件については現に立会人が関係のない通話だと言つて切断を命じたのがあったというお話でした。回数はいくらかわかりませんが、三件それぞれ、わからなければ構いませんが。

○政府委員(松尾邦弘君) 今手元に、回数そのものは資料がございませぬので。

○橋本敦君 そういった問題も私は大事だと思ふんですが、少なくとも立会人が警察官に対して、この通話は関係ありませんよ、切りなさい、こう言つて切断をしたということは、やはり通信傍受ということが犯罪に直接関係のない市民の会話が入ってくる可能性をチェックするものとして非常に大事だったことなんです。その点は、私は大事にしないかならぬと思ふます。

そして、それに関連をして、今度の法案でも、立会人というのは切断権がありませんが意見を述べることができるといふことがあります。その意見は、その立会人には被疑事実の要旨は知らされないんですから、中身についての切実な意見を言えなくて、外形的な捜査官の捜査のやり方について意見を述べるだけ、こう理解しておられると思ふますが、間違いないですね。

○政府委員(松尾邦弘君) その点は、御指摘のとおりでございます。

○橋本敦君 その意見さえ、聞かなければならぬという法規定はありませんね。

○政府委員(松尾邦弘君) 通常ですと、立ち会いの事件については尊重するというのが基本的な姿勢であろうと思いますが、格別明文があるわけではございません。

○橋本敦君 私の質問は、意見を聞かなきゃならないという法の規定もありませんねという確認です。

○政府委員(松尾邦弘君) その規定はございません。

○橋本敦君 裁判所に実施した記録を出します。裁判所からも意見が付されておつても、捜査官に対してチェックをしたり、意見を言うという手続はこの法にはありませんね。

○政府委員(松尾邦弘君) 御指摘のとおり、その明文の規定はございません。

○橋本敦君 したがって、市民の無関係の通話、それに対するチェックが守られるかという保証は本当にないということをお心配するんですね。携帯電話の場合については、その問題はもっとも大きな問題になってくると思うんです。

この携帯電話の傍受については、これは技術的に大変困難であるというところが参考人からいろいろ言われてきて、この問題については大きな議論になったんですが、刑事局長は、携帯電話同士の通信についてもこれを傍受するというのはこの通信傍受法といわゆる盗聴法案の非常に重要な中身、眼目、また重要な要素である、だからしたがって、この点については、ぜひこのことが可能になるように今後技術の開発も進めていかなくちゃならぬという御意見を先ほど述べられました。が、間違いありませんか。

○政府委員(松尾邦弘君) 間違いございません。

○橋本敦君 先ほどお聞きをした検証許可状による電話傍受の実例として、携帯電話を傍受したと

いう例が一つあると私は理解しております。第四例ですが、間違いありませんか。

○政府委員(松尾邦弘君) 一例ございました。

○橋本敦君 だから、携帯電話による傍受も技術的に困難だということけれども、現にやった例もあるわけですね。

その例で私が重要だと思ひますのは、その第四例で、いただいた資料によりますと、傍受した通話は百十一件、そのうち犯罪関連の通話が二十七件で、何と八十四件が犯罪に関連のない通話であったという資料であります。間違いありませんか。

○政府委員(松尾邦弘君) 間違いございません。

○橋本敦君 つまり、携帯電話が多数の市民に利用される、それが傍受をされるということになれば、有線通信以上に犯罪無関係の通話がそこに入ってくる可能性を現にこの検証令状でも示しているわけですね。

だから、そういう意味で非常に重要なんです。この問題で午前中の議論も聞いておりました。私はこれも大事だと思つたのは、今後技術開発を電気通信事業者に要請をする、こういうことですが、その協力要請については、協力義務は法律上ありませんから全くの任意であるということはお認めになりました。

確認しますが、それは間違いありませんか。

○政府委員(松尾邦弘君) 御指摘のとおりでございます。

○橋本敦君 ところが、おっしゃったように、携帯電話同士の傍受というのはこの法案の大事な中身だから、これから技術開発をどんな業者にもやつてもらわねばならぬというようにおっしゃっているんですが、しかし、その問題について業者は法律上は協力義務がないわけでしょう。しかも莫大な費用がかかる。そういうようなことをこの法案を通して本当にやっていたらいいんですか、またやれるんですか。

例えば、莫大な費用がかかる、その費用のコストは国が負担すべきものと刑事局長はお答えに

なりました。そんな国が費用を負担するという、そういう規定はこの法律のどこに書いてありますか。

○政府委員(松尾邦弘君) それは通信傍受をお願いするわけでございますから、お願いする側が技術的な開発を基本的にはやり、またその開発に必要な協力が必要なのわけですが、そのために必要なコストについては基本的には負担するというのがいわば当然常識的な話だろつと思ひます。

○橋本敦君 大臣、予算項目としてはどんな予算を組むんですか。

○政府委員(松尾邦弘君) 先ほど、警察庁の刑事局長からお話がありましたけれども、警察にお願いは通信関係のこういつた作業に当たる部署というものがあつたわけでございます。それなりの予算が当然あるのだろつと思ひます。その技術開発の経費が、この法案が通りますとそれなりにまた増額を国にお願いするということに当然なるのだろつと思ひます。

また、検察庁としても独自に通信の傍受に当たることも想定されますので、そのための費用をしかるべき年度の費用として要求していくということとは当然考えております。

○橋本敦君 大変なことをおっしゃいますね。

この法案が通れば、携帯電話同士の通信を傍受、盗聴するための業者開発費用を警察も検察庁も予算にきちんと組んでふやしていくとおっしゃる。大変なことじゃありませんか、それは。この法案がそのままで、法務省が考えているような予算措置まで含むなんて法案自体にはどこも書いていないんですからね。また、そんなことを協力義務としてやらせてよいということも書いていないんです。

そしてもう一つ、私は重大な問題だと思ふんですが、いわゆる最小化措置について、有線通信についてはわかりました。つまりスポットモニタリングをやる。これも本当にそのとおりやれるかどうか保証はありません。

先ほど警察庁からお話がありました。国家公

安委員会がきちつとした通達なり規則をつくるという話がありました。が、まだできていない、検察庁も何もできていない。本当なら、それはこの審議に出して、法案審議の一環として審議する対象になる重要な中身じゃありませんか。刑事局長、どう思われますか。

○政府委員(松尾邦弘君) 法案が成立しますと、実施に必要ないろいろな制度をさらに整備していくということは通常あることでございます。本法案においても、それぞれの機関がこの法案の成立を待ってそうした具体的な内容に即した実施要領等を定めていくということは、通常の流れとして御理解いただきたいと思います。

○橋本敦君 まさに憲法二十一条にかかわる通信の秘密、これが大きくあるわけでしょう。それを捜査のために制約をしていく、内在制約だと皆さんおっしゃる。しかし、それでも関係のない市民の通話は聞かないように最小化原則の処置はしなきゃならぬ、そうでなきゃ違憲になつちゃうと。その最小化の処置はどうするんだと言つたら、その中身はこれからつくる、考えると言ふ。こんなものは、まさに法律要件の厳しい要件として法に規定するか、ここで審議すべきですよ。そんなの審議しないでそれでいいなんということは、私は審議として成り立たぬと思ひますよ。

特に、Eメール、インターネット通信の関係について言うならば、途中でスポットモニタリング、インターセプトできないんですから、局長はさつき、その信号全体を傍受して、できる限り速やかに復元の上、必要最小限の判読によって該当性判断を行うと、こうおっしゃっていますね。いただいた資料はそうなんです。だから、電話傍受じゃなくて、途中でインターセプトできないんですから、速やかに全文がまさに傍受の対象文書として立ち上がってくるわけなんです。それを見るわけですから、犯罪関連以外の部分も全部見て、その文書を全部見た上でそれがどうかと、こういうことを検討するわけでしょう。

しかも、Eメールは、この間の参考人もおつ

しゃっていました。一日に百万通を超える数も入ってくるというところもあるわけですよ。そこで二十四時間傍受をしておいて、どんなメールが入ってくる、それが立ち上がったくる。それを文書にしてどうやってそこで見ると、一々選別ができるのか。そんなことはそこできちんと、どうですか。

○政府委員(松尾邦弘君) 特定の具体的な犯罪状況の中で傍受ということの対象が決まり、傍受手法が決まっているわけではあります。ここで想定されている犯罪等を考えますと、一日に百万通ものメールを受ける者がこれに該当するということとはとても考えられません。やはり技術的な対応をする範囲内のことというふうに我々としては想定しているわけではあります。

○橋本教君 だから、関係のないのも全部見られるんです。一たん見た上で選別すると言っている。しかも、そこで、その場所やらなんやらならぬという規定は法律にないんですよ。たくさんあるからといって警察に持って帰ってやるということが仮にあったとして、それは法律違反と言えますか。法律違反と言えませんか。ただで結構です。

○政府委員(松尾邦弘君) これは、やはりその場で容易に立ち上げができて選別可能になってくるのであれば、速やかにという趣旨はその場でやるということに御理解いただきたいと思えます。

○橋本教君 たくさんあって速やかにということ、その場でやれなくて警察署へ持って帰って選別するという行為を仮にやったら違法になりますか。違法になると法律にどこに書いてあります。書いてないでしようと言っているんです。

○政府委員(松尾邦弘君) それは、速やかにという法律の理解の問題です。つまり、メールの場合の傍受がどういう形態でどういうような対象者に行われているのかという、その具体的な事案によっても確かに異なってくることはあるかと思えますが、原則としてはその場所で選別をするとい

うことを法律は予定しているというふうに申し上げておきます。

○橋本教君 全面的に否定はされませんでしたね。そうなるんですよ。そういう心配があるんです。

それからもう一つ伺いますが、犯罪に関連あるものとして刑事手続用に傍受記録をつくり出す。これは裁判所へ出します。証拠能力はどうなりますか。弁護人がそれに同意しないといった場合の証拠能力、証拠採用はどうなりますか。

○政府委員(松尾邦弘君) それは、法廷でその証拠能力の点についてはいろいろな争いがあることも可能性としてはあると思いますが、通信傍受法案に決める適正な手続で採取されたものにつきましては、証拠能力はこれを否定される根拠はないということだと思います。

○橋本教君 そうしますと、弁護人が同意しなくても証拠能力があるとなると、被疑者の通信がそこに入っている、それが傍受記録で出るでしょう。被疑者あるいは刑事被告人は、自己に不利な供述は強要されないと憲法三十八条に書いてある。そして刑事訴訟法百九十八条は、被疑者には黙秘権があると書いてある。

いいですか、黙秘権も、不利な供述を強要されないという憲法三十八条も、こんなものは吹っ飛んじやうじゃないですか、被疑者の通信がそのまま傍受記録で持って行かれたら。ここにも重大な憲法違反性があり、被疑者の人権保障というまさに憲法と刑事訴訟法の基本理念がそこで侵害されるという重大な問題があります。どうお考えですか。大問題ですよ。

○政府委員(松尾邦弘君) 同じような状況は、例えば捜索の際に被疑者の差し出した手紙を押収してくる。これは証拠で出す際にも同じ問題があるわけではあります。この通信傍受法案が格別新しいという証拠能力についての判断をここでつくりましたか、あるいは規定したということではございません。

○橋本教君 証拠にならないことも十分裁判所の

判断によつてはあり得るという意味ですか。そんなむだなことがあるんですか。

○政府委員(松尾邦弘君) 違法収集証拠のルールがございまして。裁判所の判断でございまして。

○橋本教君 そうすると、確認しますが、せっかく通信傍受で傍受記録をつくっても証拠に採用されないことも裁判所の判断によつてはあり得ると、そういうことだということと理解してよろしいわけですね。

○政府委員(松尾邦弘君) 先ほど申し上げました違法収集証拠ということで排除されることも、理屈の上ではあり得るということでございます。

○橋本教君 時間がありませんので、また続きをやりま。

○福島瑞穂君 社民党の福島瑞穂です。まず法務大臣、お願いします。

きようお配りした三つの資料があります。衆議院法務委員会NTT視察時配付資料というのを見て下さい。「電話及びISDN回線における通信傍受(NTT資料)」と書いてあるものです。大臣にお聞きいたします。

「傍受ポイント」と、そこにこう書いてあります。まず電話回線のところ、「試験制御装置の操作を行い、交換機の内線対応部に割り込み接続し、傍受用機器により通信内容まで識別可能。(但し、通話切断後は割り込んだ回線からの発信は不可)」。これは正しいですか、正しくないですか。大臣、お願いします。

○国務大臣(陣内孝雄君) 刑事局長に答えさせていただきます。

○福島瑞穂君 済みません、大臣お願いします。

○政府委員(松尾邦弘君) 技術的な問題です。で、私からお答えした方が正確であり、かつ適当だろうと思えます。

今お読みになったところは、そのとおりだろうと思います。

○福島瑞穂君 それから、「電話回線における通信傍受について」という一九九八年五月二十九

日、衆議院、NTT視察のときの配付資料、法務委員会と書いてありますが、ここには、一番右欄の上、アナログ回線、「通信中に割り込むことは可能。ただし、予め割り込んでおくと、発信信が不能」と書いてあって、左にできる、丸と書いてあるわけですね。

次に、参議院の一九九九年七月二十八日、法務委員会の方の資料ですと、今度はアナログ回線のところは「通信中に割り込むことは可能。待ち受けは不可能」、試験制御装置、三角となっておりま。

きよう私がお聞きしたいことは、衆議院では、まず衆議院の国会議員に対しては、試験制御装置の操作を行い、TWSで、MDFの部屋は狭いので、NTTに行つたときに、この試験制御装置を使って盗聴をするというふうに説明を受けたというふうに関心しております。現にこれは丸というふうに書いてあるんですけども、これが参議院に來ますと、試験制御装置が三角になって、そして世耕さんの発言ですとパツという感じになるんだと思うんですけども、なぜこれが丸から三角、そしてパツになったのかについて教えてください。

○政府委員(松尾邦弘君) これは午前中の技術的な部分の質疑応答の中である程度明らかになったと思いますが、まず、五月二十九日というふうな手書きであります衆議院法務委員会視察資料というところで、これが丸となつていて、恐らくこれは通信中に割り込むことは可能だと。つまり現に通信が行われているときに、それに試験制御装置を使って割り込んだ場合にはそれはもちろん内容が聞けるわけですので、これはそういう理解で丸だろうと思えます。

ところが、参議院の法務委員会の資料として、ここに確かに三角になつてはいるんですが、通信中に割り込むことは可能と、しかし待ち受けは不可能という意味で丸でもパツでもなく三角というふうな判断だろうと思えます。これはどなたが作成した資料かわかりませんが、恐らく作成した人の

説明を聞くとなると大体そんな説明になるのだろうと思います。

それから、バツというのは、さらに通信中に割り込む、つまり通信がいつ何と進行されるかということがわかっていないとこれはできないわけでございますから、いわゆる通信傍受の手段としてはこれは適当でない。あるいは、令状をとって常時傍受していくということも技術としてはこれは難しいだろうという意味でバツになったんだらう。そのように御理解いただけると統一的に御理解できるかなと思います。

○福島瑞穂君 私、疑問は、衆議院では、デジタル回線でもできるし、TWSで盗聴するというふうな衆議院の法務委員は聞いております。参議院になった途端にTWSは使えない、これは試験制御装置であって盗聴目的でないから特にアナログ回線の場合は使えないのだという主張がされたわけですか。

私がお聞きしたいことは、なぜ説明が変わったかということです。衆議院の説明が間違っていたんではないか。

○政府委員(松尾邦弘君) 恐らく技術者がそれぞれ御説明に当たったと思いますので、その技術者の状況設定の違いによって今申し上げたような三通りの結論が出るわけでございますので、いずれも技術者がどういう状況のもとで設定してその答えをしたかということにかかってくるわけでございます。いまして、この本質的な機能そのものがその説明の期間に変わったというようなことではないかと思

います。

○福島瑞穂君 そうだとしますと、私自身は、朝日新聞の記事も、あるいはそれを前提にした私あるいは中村さんの質問も、要するに今のTWSに少し付加すればそれは盗聴制度として使えるわけですから、その点で衆議院の議論を前提に実は考えているということをお願いしたいと思います。それから、二番目にちょっと申し上げたいのは、衆議院法務委員会ときの配付資料、表になっている部分なんですが、電話回線のところ、

発信が不可というふうになっております。そして、衆議院の方のもう一つの方は発信が不能となっております。そして次に、参議院の方では待ち受けが不可能、つまり着信が不可となっております。これは書き方が違うんですけれども、矛盾している。つまり、衆議院の方の説明では発信ができない、それで参議院の方は着信ができないというふうに書いてあるわけですが、これはどうしてでしょうか。

○政府委員(松尾邦弘君) 今、確かにこの資料をこうして見ますと、資料自体のどうも作成者が違うんじゃないかというふうな感じもします。ただ、試験制御装置の理解の仕方はそれほど変わるわけではないと思います。

確認までに申し上げておきますと、アナログの場合でございますけれども、その回線からの発信につきましては、これを接続しておきますと、今度受話器を上げて無音の状態になるということなんです。ただ、このところで若干表現が変わってくるのは、特別のコマンドを使用することによってアクセスしている当該回線からの発信のみを可能とすることもできるという技術的な問題もありますので、それを使えばこの発信の傍受はできる、ただし受信はできない。そういうことで丸、バツ、三角の違いが出てくるんだらうと思

います。

○福島瑞穂君 衆議院の法務委員は発信が不可と思っていて、参議院の方の説明では着信が不可という説明を私たちは受け続けていたんです。では、松尾刑事局長にお聞きします。

TWSをアナログ回線の場合、盗聴に使うということはあるのでしょうか。

○政府委員(松尾邦弘君) これは、今申し上げましたように、通常の状態でありまして、通信しているところへ割り込んで内容を聞くことは可能ですが、待ち受けすることはできませんので、アナログ回線の場合にはTWS、試験制御装置と言うのでしようか、これを傍受の機械というふうには想定していません。午前中に申し上げましたMD

Fという主配線盤のところが一番容易でありますし、わかりやすいということ、ここで傍受することが想定されているということでありまして。

○福島瑞穂君 私は、携帯電話を盗聴するような技術開発よりはTWSを着信を可能にする技術開発の方が恐らく簡単だらうとは思っています。

ところで、申し上げたいのは、衆議院の法務委員会のNTTの視察に際しては、アナログ、デジタルを分けずにTWSで盗聴するというふうな説明をしているんです。MDFの部屋はとも狭い、ここに人がいてお茶を飲んだりコーラを飲んだりできるような状況ではないからTWSでデジタルもアナログもやるのだという説明をしているんですね。

そうしますと、衆議院ではでたための説明をしていたんでしようか。どうなんでしょう。説明のやり直しが必要だと思いますが、衆議院に対して、いかがですか。

○政府委員(松尾邦弘君) 果たしてそのような御説明をしたのかどうか定かではありませんが、先ほど申し上げましたように、条件の設定いかにによって答えも違ってくるので、その技術者がどういう理解のもとで、どういう条件のもとで説明を申し上げたかというのを詳細に聞かないと、間違ったのか、あるいはその段階では一つの状況下である説明をしたということ、誤解というより正しい説明だったのかということとはなかなか私からお答えするのも適当ではないかなと思

います。

○福島瑞穂君 今操作できる人は、これは衆議院の法務委員会、七月二十三日ですが、TWSは一万五千人、PTTは約一万名というふうに郵政省の天野政府委員が答えています。この法務委員会です。TWSで盗聴できるんだ、いや、できないんだということだったんですが、結局、松尾刑事局長からすると、丸、三角、バツというのは説明の仕方によって丸にもなり三角にもなりバツにもなる、そういうことでよろしいですか。

○政府委員(松尾邦弘君) 具体的な内容は申し上げましたので、その内容ということであればそれとおりでございます。

○福島瑞穂君 衆議院の法務委員は皆かくTWSで盗聴できるというふうな思っていますので、衆議院、参議院合わせて、今実態としてはこうだという説明をし直す必要があると思

います。

では、次に、内藤さん、そして橋本さん、両方委員が携帯電話について聞かれました。私自身も実は非常に驚きまして、一番初めに、今携帯を使った集団密航事件がふえているので、だから盗聴法だと言われて、保坂展人さんの盗聴事件が起きて、いやいや、携帯は盗聴できないと言われると、これは前提が違、そんな話は聞いていなかったという思いでございます。

つまり、一番問題な携帯電話が盗聴できないのであれば、この法案は白紙に戻すべきだというぐらいに私は思っています。一番必要だと言ったところが今の時点で技術的にはできないというふうな技術者もおっしゃっているわけですから。松尾刑事局長、その点について先ほどからも質問がありましたが、技術開発の見通しはあるんですか。

○政府委員(松尾邦弘君) 携帯電話の傍受が極めて重要だということはおっしゃるとおりだと思います。

技術的にできないという表現、確かにあればできないというか難しいというのを参考人がおっしゃっていたことも、またそれは私も聞いておりましたので理解しておりますが、先ほどからお答えしているように、現在、携帯電話の件に關して業者が開発している機材というのは、これは傍受するために開発しているわけではございません。携帯電話の通信を適正に行う、そのために必要な機材を所有しているということでありまして、それで傍受をしてくれという点がいっぱいありましてという話になります。参考人の御意見あるいは表現の中には、今私が申し上げたような状況を想定して非常に困難な場合が多いんです

ということでございます。

確かに、現在の携帯電話を行っている通信事業者の持っている機材あるいは技術をもちますと困難な場合もあるかと思えます。それは参考人の御意見のとおりだと思います。ただ、我々がこの法案を立案する過程におきましては、それでは傍受を前提にして機材を開発するというところであれば、それは技術的に可能かと、あるいはその費用は、いわゆる許される範囲内といえますか、極めて莫大なる金がかかることになりまして、いわずして莫大なる金がかかることになりまして、これは事実上できないことになりまして、いわずしては、それは何回にもわたって技術者から聞いております。その結果の我々の結論は、携帯電話の通信の傍受は可能である。法案成立後、実施までに一年あるわけでございますが、一年間あれば、技術を開発し、機材を開発する。また、それなりに、その際には通信事業者からの任意の協力をいただく必要はもちろんなるわけでございますが、そういうことも含めまして十分に可能であるというふうにご考慮いただいております。

○福島瑞穂君 この間、J-PHONEの方は僅単位かかるといふふうに言いました。携帯電話はさまざまな会社があります。法務省は、現時点においてそのコストは幾らというふうに試算してありますか。

○政府委員(松尾邦弘君) 具体的に試算しているわけではございませんが、例えば検察庁なり警察なりの予算がつぶれてしまうというほどの金額ではないというふうに思っています。

○福島瑞穂君 具体的に詰めていないわけでは、将来的に可能だろというのでは、私はこの法案は、大げさに言えば白紙に戻していただきたい。やるんだやるんだと、大物を捕まえるんだ、だから携帯をやるんだと言って、携帯は今の時点で技術的にできないと言われたら、白紙に戻して欲しいというふうに思います。私は、使っていない携帯をあすから使おうかというふうに思うわけですから、それはひどいんじゃないか。結局この法律、

今の時点でもすぐ抜け道がある。きょう午前中に世耕さんが、ここでは教えられないけれども抜け道があるというふうにおっしゃっていましたけれども。

それからもう一つ。覚書の中にありますが、衛星携帯電話があつて、それに関して松尾刑事局長は衆議院の法務委員会、傍受できない、盗聴できない、技術的にできないということをおっしゃいました。そうしますと、これは六十万ぐらいいかると言われていますが、私は悪い人はこれを使うのだらうと。国会議員もぜひこれを買った方がいいのではないかと思えますけれども、一台六十万するといふふうには悪い人はこういうものを使うだろう。そうすると、暗号も使えない、予防もできない、何もできないとつばい市民が盗聴されるといふふうに私は思っています。

ですから、その衛星携帯電話について今、現に傍受できないわけですから、そうしますと、結局法律をつくつても必ず明確な抜け穴がある、これについてはいかがですか。

○政府委員(松尾邦弘君) イリジウム通信というものだと思えますが、これについては、現在の技術ですと、業者の持っている技術といえますか、これだと傍受は難しいということは申し上げました。ただ、本案成立後、この点についても、技術的な開発の可能性の有無、それから、この通信自体が今後このように固的な形で行われるかどうかという点も注目していかなければならないと思えます。

全体として技術的な問題を言えば、現在の携帯電話で駆使されているような技術について、傍受という観点から見て、これを技術的に傍受可能な状態の機材を開発するということはそれほど難しいことではないし、金額的にもさほど高額に当たらないというものは、通信事業者等からのアドバイス等を受けて、我々もそう理解しています。例えば、先ほども午前中申し上げましたが、現在の難しさの一つに、通信回線が自動的に切りか

わるといふふうに携帯電話の場合になつていきます。Aの携帯電話が使つていた現に通信中の回線でありまして、Bの携帯電話が割り込んできて、そちらの方が優先される場合もある。そうすると、Aの携帯電話で使つていた通信回線は別の回線に切りかわる。どうもこれは自動的に行われるようでございますが、そうした場合でも、傍受といふことを前提に機材を開発するというところであれば、一定の、例えば十回線ある中で、ではこの回線にそのAという携帯電話の通信が移つたのかといふことについて瞬時に識別する装置をつくることはさほど難しいことではない。ただ、現在、通信事業者の間でそれは必要ありませんので、持っていないといふことだけの話でございますので、そうした技術の開発と機材の開発といふのは今後必要なことになってくると思えます。一年あれば十分に準備できると考えております。

○福島瑞穂君 大物を捕まえるという前提で法律をつくるというふうには聞かされていたのですが、法律ができ上がる時点でいっぱい抜け穴があるといふことが今の時点ではつきりしていると思えます。だとすると、結局何のための盗聴制度なのかという根本に戻るわけです。

法務省は、インターネットと盗聴についてお聞きする。法務省は、インターネットを盗聴する場合、どのような方法を具体的に考えていらっしゃるのか。

○政府委員(松尾邦弘君) 午前中にも申し上げましたが、プロバイダーのところにありますPOPサーバーというところでメールアドレスを特定した、つまり郵便受けを特定して、そこに傍受されるものを瞬時にコピーするという形での傍受を予定しています。

○福島瑞穂君 午前中に、電子メールのコピーをほかの場所へ転送するというところもおっしゃいました。ほかの場所へ転送する、ほかの場所というのはどういうところですか。

○政府委員(松尾邦弘君) その場合は、我々の捜査機関としてはそれは想定しておりません。転送する場合にいたしまして、まずAというメールアドレスの郵便受け、ここに入ってきて、これが転送されるというその段階で捕まえることは技術的に可能でございますので、それがいかように転送されてもと捕まえるということでございますから、そんなやこしい方法をとらなくてもそれは可能でございます。

○福島瑞穂君 松尾刑事局長は午前中に、例えば非常に小さなプロバイダーのところへ立ち会いとかいふことが難しいければ転送するといふふうにおっしゃったんですけれども、具体的にどこへ転送するんですか。

○政府委員(松尾邦弘君) この場合でも、基本的にはその通信事業者の立会人が複数いる場合には全員といふわけではございませんが、小さいプロバイダーでありますと、やはり一人は当該通信事業者の技術者に立ち会つてもらう必要がどうあるんだらうと思えます。

したがって、その施設がどうも狭くてそこでなかなかできない場合は、例えば直近の傍受機器を置けるところということが当然考えられるわけでございますし、線をつなぐなりなんなりすることもありますし、場合によりまして、その場合には転送というやり方でそちらへ送るといふこともあり得ると思えます。

ただ、基本的には、そのメールアドレスを特定したPOPサーバーの特定の受信、それを捕まえるばいいわけですから、あとは技術的に解決する問題だらうと思つています。

○福島瑞穂君 ほかのところへ転送、警察へ転送といふこともあるかもしれませんが、そういう場合、立会人はどこにいるんですか。

○政府委員(松尾邦弘君) 警察への転送はあり得ないと思えます。

○福島瑞穂君 でも、別の部屋に、条文上あり得ないとはどこにも書いてないわけですが、世耕さんの言うように、一万歩譲って別の部屋にあるコ

ンピューターに転送する、その場合、立会人はどこにいるんですか。

○政府委員(松尾邦弘君) その場合でも、場所を設定する際に裁判所の令状で最も適当な場所ということになるわけです。それは、立会人ももちろん何人かいる場合には交代でそこに入ってきて立ち会ってもらうわけですから、そういうスペースも要るでしょうし、捜査員も単数ということとはなかなかないわけですから、複数の場合が多いと思います。そういった者がそこで作業できる、つまり傍受という捜査作業ができる場所ということ、しかもそういったことが可能になり、かつ適当な場所ということですから、それが警察ということはある得ないということです。

○福島瑞穂君 警察でもなく、プロバイダーのところでもなく、では一体どこに転送するのだろうというふうにも思いますが、立会人はどこにいるんですか。

○政府委員(松尾邦弘君) それは傍受する場所におります。

○福島瑞穂君 転送先ということではよろしいんですね。

○政府委員(松尾邦弘君) 機械の状態等、その部屋の設備からいってとても何人も入れないような場合には、例えばこれは想定されますが、どこか直近で部屋を用意できる場所ということもあるうかと思えます。あるいは、業者がそのオフィスしか持っていないということでありまして、例えばそのビルの中の適当な場所を拝借するなり、あるいはそれがもし無理ならば、直近の公共施設といえますか、そういうところの部屋を借りるなり、それは工夫のしようで、業者との話し合いの問題だろうと思えます。その上で、そこに立会人がいて受信をするということになります。

○福島瑞穂君 プロバイダーが一人で経営している場合、その立会人はだれになるんでしょうか。

○政府委員(松尾邦弘君) そういう場合も仮に想定いたしますと、まずPOPサーバーに傍受の機械を取りつけるということは、一人で経営してい

る経営者の事業にとりましては、自分の機械が大丈夫かなというのがありますし、変なものに接続されないかな、ちゃんとした接続をしてくれるかなと、恐らくそういう強い関心がおありだと思いますから、立会人の一人は業者だと思えます。ただ、一人しかおりませんとあとの作業ができませんので、その場合には、その事業者と話し合せて、例えばこの時間帯のところはだれ、あるいは冒頭のことは事業者、あとは消防署の職員なり、その場で決められた立会人と交代しつやつていくということが想定されるだろうと思います。

○福島瑞穂君 転送した場合の立会人は一体何を立ち会うんでしょうか。

○政府委員(松尾邦弘君) 立会人の役割は、基本的にこれまで述べていた役割と全く同じでございます。

機械がちゃんと特定された通信の通信内容を傍受するように接続されているとか、あるいはその場所でもメールを立ち上げて、そのメールが該当するかどうかという判断をすることになります。そういう作業をやっているかどうかとか、そういうこととございますから、プロバイダーの大きな事務所である場合と転送先である場合と基本的に変わらないうふうな御理解いただきたいと思います。

○福島瑞穂君 小さなプロバイダーの場合、いかなる形であれ立会人というのは非常な負担になるだろうというふうには思いますが、もしそのプロバイダーが転送するのを拒否した場合はどうなりますか。

○政府委員(松尾邦弘君) これは、拒否されないようにいろいろ説得するというのがまずあるわけでございますが、いずれにしても、非常に厳しい環境でなかなか難しいということになります。転送ではなくてそれを可能にする方法、例えば、小さい業者のPOPサーバーから何らかの形で線を引き、転送でない形でそれが落ちるよう、そういうことが技術的に可能であればそういう

うこともまた開発されるんじゃないかと思えます。

つまり、それはPOPサーバーのメールアドレスで特定された郵便受けに入るメールが機械的に傍受する機械に移ればいいわけですから、そういった技術は、私は素人ですが、それはそれほど難しくないだろうと思えますので、転送だけに限らないだろうと思えます。

○福島瑞穂君 プロバイダーは、転送であれ何であれ、依頼者との関係で信用をなくすので、当然ですが非常に抵抗するだろうというふうにも思いますが、警察に極めて抵抗しづらいだろうというふうにも思えます。

国会の報告義務について議論がありました。アメリカのワイヤータップ・レポートと随分違う条文になっております。御存じのとおりアメリカのワイヤータップ・レポートはかなり詳細で、令状一件ごとに、発付した裁判官の氏名、盗聴期間、対象犯罪、盗聴方法、盗聴された通信数と犯罪関連通信数、逮捕者数、有罪者数、要した経費の金額というものをきっちり記載する。一件一件のチェックが可能です。

しかし、日本の二十九条は似て非なるものでして、先ほど内藤さんがごくりとおっしゃったとおり、一件一件のチェックはありません。ですから、何件通話をしたか、それから、令状の発付の件数とかそういうのはわかるにしても、一件一件のチェックはできません。

アメリカのワイヤータップ・レポート並みに国会報告を一件一件出すということについてはいかがですか。

○政府委員(松尾邦弘君) 国会への報告でございしますが、先ほど内藤委員の御質問にもお答えしました。

今回の法案提出後いろいろな議論がございしました。また、この通信傍受について、国会での御議論以外に、マスコミあるいは一般市民の中に一般的な不安感といえますか、そういうものがある

程度の部分で強く存在することよくわかっております。そうしたこともありますので、国会への報告でございしますが、この二十九条に文言として書かれているもの以外にもいろいろ事項を考えていきたいと思っております。

例えば、全然該当性のある通信がなされなかった傍受というものの理屈の上では考えられるわけでございますが、そういったものについての件数等にとどまらず、具体的にはどういう状況であったのかということが国民、国会にもおわかりいただけるような内容の報告もできれば盛り込みたい。新しい通信傍受システムでございまして、やはり十分に国民の理解を得る、あるいは国会での今後の議論についても、それに十分資するような資料として有効に機能するようにその内容については充実させたいと思っております。基本的には、アメリカのワイヤータップ・レポートのそれぞれの項目を参考にしていって、それに我が国のいろいろなそうした判断をつけ加えていきたいと思っております。

ただ、一点だけ、後ろ向きで申しわけないんですが、コストの点は、いろいろ検討してみんですが、なかなか難しいこともございます。通信傍受の捜査だけでなく、これまでにも、例えば誘拐の場合の大がかりな捜査とか、いろいろなもので物すごい経費がかかる捜査はいっぱいございします。そうした場合には、ではどうなんだと、こういう話とか、それから人件費はどういうふうな算定するのかとか技術的な問題がございしますので、具体的な金額というところまで出せるかどうかはわかりませんが、そういった難しさはあることもまた御理解いただきたいと思っております。

○福島瑞穂君 一件一件について出しているだけでなく、きょうは確約はとれませんでしたが、また食いがたつてぜひ確約をとりたいと思えます。それで、先ほどちょっと言い忘れたこと、参議院と衆議院の二つの示しているものが、おもしろいことは、衆議院にあって参議院にないもの、消えているものがあります。下の注です。

いまでも、あるいは金銭にたいしては、おもしろくありません。そういうことで、その会話内容の一部を起こす、あるいはあたかも傍受したかのような体裁をとつてそれを外部に出すというようなことも可能性としては捨て切れないものですから、そういうことも当然可能性の中には含まれるわけでございまして、最初からそれを捨ててしまふ、あるいはそういう可能性を無視するということもいかなものかというようなことは、なしか衆議院の法務委員会だつたと思いますが、申し上げております。

したがいまして、いわゆる盗聴なのかどうかと

いうことも、基本的なところ、疑問としては私は個人的にはございません。盗聴以外の方法でもああいう内容についての会話を復元することは可能な場合がある、そういった可能性についても恐らく検査当局はあらゆる可能性を捜査して真相解明に努めているというふうに思います。

○平野貞夫君 そうしますと、保健議員も被害者そのものでございますので、保健議員の周辺ではそういうことはまずないと思いますが、やっぱり平河クラブという記者クラブの中の問題が一つあって、これは調査、捜査されたわけでございしますが、その問題のテレビ朝日のアスクの隣のデスクというのはどういう社かおわかりでしょうか。

○政府委員(松尾邦弘君) 私の立場からいいますと、これ以上具体的な捜査にかかわるようなことまで言及するのは適当じゃない場合もございまして、今のお尋ねはまさにそこを踏み越えていると思いますので、その点はまた御答弁をいたしたかねるというふうに思います。

○平野貞夫君 わかりました。今のお話を理解します。

ただ、これは見れば一目のことでございまして、たしかテレビ朝日、いわゆる系列で並ぶわけですから、テレビ朝日の右隣は朝日新聞という、こういう事実があるということも申し上げて、次の質問に入ります。

平成九年、十年及び十一年の上半期での集団密航事件の実情と傾向はどういうものか、警察庁、お答えいただきたいんです。

○政府委員(金重剛之君) この上上半期に検査した集団密航者、六百九十二人でございます。これは昨年同期と比べて八十九人の増加になっております。それから、昨年一年間に検査した集団密航者、千二百三十人というところでございまして、一昨年は千三百六十人というところでございまして、これは去年を上回るペースで今推移してきておるといふようなことがございますので、このままの

形でいきますと、三年連続で千人を超える多数の検査が見込まれるというふうな状況にあるわけでございます。

その内訳を見ますと、中国人による密航というものが昨年の場合は検査者全体の人員の約八割強でございます。それから、これは上半期までで九割強、一昨年は九割弱という状況になっておりまして、いわゆる蛇頭というふうに呼ばれております密航請負組織が介在しておりまして、韓国船への洋上での乗りかえとか、あるいは船底に隠し部屋をつくった船を使用したりといったようなことで、その手口も大変悪巧み化しております、こういう状況でございます。

したがって、警察におきましては、海上保安庁等関係機関とも連携をいたしておりますし、それからまた沿岸住民の方々の御協力も得たりということで、水際検査に努めておるといふことでもございます。それからまた、改正入管法で集団密航助長罪というものができ上がっておりますので、この積極的な適用というふうなことで等によりまして、この組織の摘発に努めておるといふようなことでございします。

ただ、複数の国にまたがる組織による犯行だといふようなこともございます。それから、今申し上げたようないろいろな悪質な手口も用いておるといふようなことがございますので、なかなか検査も容易ではない、こういうふうなのが実情でございます。

○平野貞夫君 これも覚せい剤同様、大変な社会問題、それから新しい形の凶悪犯罪につながるものだと思います。

検査した数のふえていることもさることながら、もちろんこれは検査できないものも大分あると思いますが、その検査に至らないものの状況に對して警察当局はどのような認識をされておられますか。

○政府委員(金重剛之君) いわゆる検査に至らない集団密航件数なり人員なりということでございますけれども、正確な数字の把握というのは大変

困難でございます。検査した集団密航事件の捜査の過程で、別の未検査の集団密航事件を把握するといふような場合もあるわけでございます。

例えば、去年の五月でございしますが、これは千葉県警が検査したものでございしますが、四十五人密航者を逮捕しまして、その後の捜査をしましたところ、その四十五人の密入国を手引きした蛇頭という組織が、捕まるまでの去年の一月から五月までの間に約百九十人の中国人を密入国させておった。つまり、四十五人のほかに約百九十人の中国人を密入国させていたということがわかった、こういうような事例が幾つかあるわけでございますが、なかなか全体の数というのは把握するのは困難だと。ただ、相当な数に及ぶであろうといふふうには考えております。

○平野貞夫君 今、蛇頭という名称がしばしばお話の中に出てまいりますし、我々もマスコミ等で名前だけは承知しておりますが、その組織の実態、概要は必ずしも私たちは理解していないわけなんです。

〔理事大森礼子君退席、委員長着席〕

また、密航問題だけじゃなくて、この間、川崎の数人の中国人の殺人事件ですが、これも蛇頭が絡んでいたといふような報道もありますが、蛇頭という組織の実態はどんなものか、御説明していただけないか。

○政府委員(金重剛之君) この蛇頭というの必ずしも全容を解明するに至っておりませんのでございしますが、蛇頭、スネークヘッドといふふうには呼ばれておるわけですが、これは中国から日本等へ密航を請け負う組織の総称でございます。

総称でございますので、これには数多くの独立した組織があるわけでございまして、しかも個々の組織の構成員の入れかわりが大変に激しいといふことでございします。さらに言えば、それぞれの異なるグループの離合集散というのもしばしばあるといふようなこと、かつまた非常に秘密性の強い組織だといふようなことがございまして、なかなか組織の全容解明に至っておりません、こういうよう

なことでございます。

ただ、これまでの捜査の結果でわかっておりますところを申し上げますと、蛇頭という密航請負組織でございしますが、この請負料というものを入手することを目的にしまして、中国でまず密航しようとする人たちの勧誘をするという役割、それから引率をするという役割の人、それから船の調達をする、そしてその船で運ぶということ、それから今度は日本での密航者の受け入れをするという役割、それからこの密航者を隠匿する、そういうような一連の行為を一つのグループが行うといふような組織でございします。

こういう組織が存在しておるがために、集団密航事件が多発しておる原因になっておるといふふうには思っております。

日本におきまして受け入れ組織を蛇頭はやはりつくっておりまして、日本国内で広域的に活動しておるといふことでございしますし、さらに申し上げますならば、一部我が国の暴力団との連携というのも見られる。それから最近では、今、先生御指摘ございましたけれども、請負料の取り立てをめぐってございしますが、監禁だとか誘拐だとかあるいは殺人等々の凶悪事件まで発生させておるといふようなことがございます。

例えば、昨年の十月ですが、これはほとんどが密航費用を支払えないという中国人に対してなことでございしますが、金づちだ、こん棒だ、手拳だといふことで、殴ったりけったりという暴行を加えて殺害させるといふような事例等も幾つか見つかっております、そういうことでの検査事案等もあるといふことでございします。

○平野貞夫君 蛇頭なんかの場合に、集団密航といふ犯罪だけでなく、かなり悪質な犯罪へ波及してそれを起こしているというお話でございしますが、恐らく今までの取締法制度でなかなか対応できない部分があると思います。現行制度が想定していなかった問題は相当あるんですが、いかがでございますでしょうか、今の取り締まり諸制度でこういった蛇頭という新しい凶悪犯罪組織に對して対

応できるんでしようか。

○政府委員(金重凱之君) 先ほど来御答弁させていた通りでございます。集団密航事件のほとんどがこういう蛇頭を初めとする国際的な密航請負組織というのが関与しておることでございます。

しかも、ただいま御答弁いたしましたように、その役割分担がそれぞれ国をまたがってでき上がっており、多数の関係者がおることによって、なっているというもので、例えば一つの密航事件というものを実行するに当たりまして、その首謀者というのが海外におられるという場合が大変多いわけでございます。そうすると、電話等、相互の連絡に対応するというようなことも密航的に行われておることというようにもございまして、手口が大変に巧妙だということも申し上げました。あるいは暴力団とも連携しておる者が一部見られるというように、そうした連携も増加しておることという傾向にもあります。

そこで、私も、水際検挙ということでは、これに大変力を入れておるところでございますけれども、やはり暗数があるだろうというふうに思っておるわけでございます。仮に犯行に関与した者を一部検挙しても、首謀者の検挙とかあるいは犯罪の全容解明に至るような供述が得られないというような困難な状況にあるということでございます。

○平野貞夫君 となると、やはり通信傍受システムというのはどうしても早急に必要なのだと私は思います。

携帯電話の傍受方法については、一定の期間、一定の研究によってそのシステムを整備してもらわないといけないわけですが、こういう巧妙な悪質、そして国際的に広がっていく犯罪、これはもう日本人だけじゃなくて人類の敵だと思っております。

確かに、基本的人権というものも大事でございます。通信のプライバシーも大事でございます。しかし、そういう犯罪が次から次へと、我々の日

本人だけの社会でなくて、大きくグローバルに行われている現状の認識というのは私は深刻なものだと思っております。

何で私がそういうことを申し上げるかといいますと、平成九年十一月三日に高知県の以布利港というところで蛇頭の集団密航事件が摘発されております。これは私の生まれたすぐ近くでございます。そして最近も、宇和島から四国の西南端、さのうからさうにかけて大雨が降っておるんですが、あの地域の海岸というのは、住民の人たちが何かおかしな船が陸地に近寄ってくるとかということをしらばしらば見ていて非常に不安感を持って、現実にもう私たちの生まれたところの地域というのはそういう住民の不安感というのが非常に募っております。

ですから、ひとつ大臣、何とか早く、もちろん法律を成立させることは我々の仕事なんです、が、成立をさせていただければ、それを早く整備して、早くそういった凶悪犯罪の防止なりあるいは対応に役立てていくように要望しますが、ちよつと御感想をいただいて終わりたいと思います。

○国務大臣(陣内孝雄君) 全く同様の考え方をしております。

私は佐賀県でございますが、佐賀県でもつい最近、初めてのことですけれども、かなり大量の密航の人が来たということで大騒ぎでございます。同じような不安を住民が今抱き始めております。どうか委員の先生方、御理解の上、この法案が一日も早く成立するようにお願い申し上げます。

○中村教夫君 通信傍受、いわゆる盗聴というものをやる権利、これをやるということは巨大な権力を手にすることでありまして、この法案が通りますと、この権力を一公共機関が独占するということになるわけですね。

そうなりますと、この法案をつくるに当たっては、一番重要なテーマというのは、どれだけ乱用の歯どめができるかということ、これが最大のテーマだと私は思っているんです。ですから、今たくさ

んの人が法案に反対しておりますけれども、その人々の反対の理由の九〇％はやはり乱用のおそれということなんです。そうなりますと、ではこの法案がそのために十分に具体的な歯どめが明記されているかということになりますと、かなりあいまいであるということになって問題になっているわけですね。

普通の法案と違いまして、この法案というのは、非常に運用面と技術面というところが重視されなきゃならないという非常に特殊性を持っていると私は思っています。しかしながら、大変法案が普通に読んでもことごとくわかりにくいものですから、いろんな質問をします。しかし、答えをいただいてもかなりはつきりしないニュアンス、どちらかというところという面に関してはこれから協議したり研究したりというニュアンスのお答えが多いわけなんです。

私は、どうもこれは法案をつくる過程が逆だったんじゃないかな。まず、そうした技術的な問題と、運用とか手法とか技術面の知識を獲得しながら構築していくという形で法案をつくらなかったために、今こうして非常に矛盾に満ちた質疑が続いているのではないかと私は考えているんです。

そういうような観点から、やはり不明な点、要するにこれからこれからのうんじやだめだし、その点はお任せくださいと、そして法案に違反するようなことは、そんなことはあり得ないというように、そういう根拠をもってこの法案を見逃すというわけにはいきません。

最初の質問です。これは大臣にお聞きします。大臣でもわかる質問です。

先ほど橋本議員も福島議員もお聞きしたんですけれども、携帯電話について盗聴可能な技術開発をするというふうな言っているわけなんです。これはお金がかかるので、どのぐらいかかるんだという質問があったんですけれども、お答えがはっきりしないんですけれども、再度確認したいんですが。

○国務大臣(陣内孝雄君) 金額についてということでございます。今これだけというふうな確たる御返事はいたしません。

○中村教夫君 わかりませんということですか。

しかし、この法律は成立したら一年以内に施行しなきゃいけないんですよ。そうしたら、来年度予算を要求しなきゃいけないのに、この七月末の時点でわからないという話になると、かなりこれはふまじい話じゃないかと私は思っています。

○政府委員(松尾邦弘君) 具体的な金額を言われますと、やはり大臣のお答えになります。

ただ、私も先ほど申し上げましたように、既にこの法案の立案の段階から携帯電話の傍受の問題を含めまして、技術的な可能性の問題あるいはその技術を開発するための経費、その期間というふうなことは、それなりの通信事業者等のアドバイスを受けるながら、警察当局でもいろいろ検討をしているということでございます。法案が成立しますと、それを実現するための予算措置というのが当然必要でございます。それを予算要求の中で盛り込むことにはなりますが、具体的な金額としては、先ほど申し上げたように、途方もない金額ですと我々としても、技術的には可能だけれども結果的には不可能だということになってしまします。

ので、可能だということも申し上げないんです。が、そうした途方もない金額がかかるような技術の開発ではないということでございます。

○中村教夫君 携帯電話にかかわらずさまざまな傍受機器というものが必要になってくるわけですよ。そういうことに聞いておいて、そして来年度予算に間に合うというお答えですか。

○政府委員(松尾邦弘君) これは成立後一年という期間を準備にかけさせていたんですが、その後施行されますので、施行の時点ではそういう技術、機材それから人材の養成ということになりますと、これは逐年強化していくということになるのかと思います。

現在警察におります通信技術の専門家といいますが、先ほど警察庁の刑事局長からお答えしましたが、相当な人数おりますが、新たに通信傍受のための訓練もする必要があると思ひます、その訓練をその一年間にしながら機材の開発をしていくということでございます。

したがって、予算要求には当然、この法律が成立した場合の技術的な開発費用、装備の調達費用等については要求するつもりでおります。

○中村敦夫君 では次に、警察の施設の中で通信傍受ができるかどうかという質問で、これはこの前の委員会でも私がいたしました。

これは二つの面がございます。これは技術的な面あるいは法的な面というものでした。

技術的な面に関しては、七月二十七日の参事人質疑で四人の参事人にお聞きしたわけですが、この場合は、携帯電話的な装置でもつてやるということとは非常に困難である、リアリティーがないというところは言われましたが、通信事業者のところから専用回線をずっと引いてそれをやることはこれはもう簡単である、つまり技術的には可能であるということですが。

ですから、それが警察の施設であるかどうかというところは、今度は法的な問題になりまして、これは七月十三日の法務委員会でも松尾局長さんから一〇〇％法的にはできないという明言をいただいたわけですが、こうなりますと、それをやれば違法ということになるんですか。

○政府委員(松尾邦弘君) まさに通信傍受をしよとする捜査機関、これをどのように適正担保するか。裁判所としては、最も適切な場所を選び、立会人その他のシステムを整えるわけでございますので、その当の警察の中で通信傍受を行うということとは、この法律は全く想定しておりません。したがって、もし仮に、まずそんなことで令状が出るわけはございませんが、技術的には可能ですから、それをやればまさに盗聴しているということになると思ひます。つまり、法律では許されないということでございます。

○中村敦夫君 それは盗聴するというものではなくて、施設を移すという行為そのものなんです。それが違法かどうかということをお聞きしておるんです。

○政府委員(松尾邦弘君) 法律は、警察施設を使つて傍受をするということはこの法律では許されなかつています。それが、施設を移すというのとはどういう意味だかわかりませんが、警察の施設を利用して傍受を行うということは許されないというふうに御理解いただきたいと思ひます。

○中村敦夫君 その警察の施設ということの定義が問題です。先ほどの福島議員の質問で、転送する適当な場所を探すということになりますと、主体的に探すのは警察ですから、これはもう警察施設になつてしまふんじゃないですか。

○政府委員(松尾邦弘君) どういう名称で呼ぶかという問題になります。いろいろな見解があるかと思ひますが、小さなプロバイダーのところまでP O Pサーバーから傍受をしたというときに、机も置けない、あるいはそれなりの人数がいまから入れないというときには、それは別の場所を用意しなさいといけません。裁判所に令状請求する場合に、そういう事実全部書いて、改善の策としてここでやりますと。その際に、警察の施設と書いたならば、これは令状は出ません。

○中村敦夫君 いや、書いたからではなくて、実質上それはもう警察の施設というふうになさるるんじゃないかということをお聞きしているわけなんです。

○政府委員(松尾邦弘君) 警察の施設ということになりますと、それは呼び方の問題もあるかと思ひます。しかし、実質的には、警察の署なりあるいは警察に附属する施設なり、そういうところでの傍受ということはお答えするならば、それはできないというところは何回も申し上げているとおりでございます。

○中村敦夫君 つまり、そういうことが実は法案の中にはつきり書いていないわけなんです。ですから、あいまいさ、欠陥法案であるということの小さな一つの例なんですけれども、やはり法的にできないと法務省がはっきり言うんでしたら、警察施設に盗聴基地をつくるということを禁止する法案が必要じゃないでしょうか。

○政府委員(松尾邦弘君) この通信傍受法案の、例えば第三条とか第十一条、第十二条といろいろ傍受の条件等が書いてあるわけでございますが、そうしたようなところをこらへないいただきますと、傍受を行う機関の施設そのもので行うということはこの法律では予定していません。つまり、できないというふうにはこれは当然認めるということになります。

○中村敦夫君 松尾さんが一〇〇％法的にできないと明言したその直後に、私はその法的根拠がどうもわからないので、法務省の担当参事官に来ていただいた。法的根拠について尋ねたわけですが、そうしたら、これは、できないという理由は三条三項、十二条、十三条で特定の言っているし、法案全体を縛っているというふうな回答をいただいたんです。

ところが、七月二十二日の参事人質疑で三人の法律の専門家、神田明弁護士、田口守一早大教授、村井敏邦一橋大教授、そうそうたる法律の専門家にそのことを尋ねたんです。この三条三項、十二条、十三条で警察施設に盗聴施設を置くことはできないというふうな読み取れるかということをお聞きしましたら、この三人の専門家は、文理的にはできないとはつきり言っているんです。これは与党が呼んだ人も野党が呼んだ人もみんな一様にそう言うわけなんです。

そうすると、この大事な前提でもって、法務省も法律の専門家たちです。そして、一般に選ばれた非常に信頼感のある法律家たちは全部できないと言つて、これは真つ二つに分かれる。こんなないまのまの法案というものを通していいんでしょうか。この点に關してどういふふうにお考えでしょうか。

○政府委員(松尾邦弘君) 御指摘の参考人でございますが、御質問と参考人の答えといろいろごら

いいただきますと、この法案の第三条第三項のみについて、これでそう読めるかというお尋ねでございました。

その点については、これだけでは読めませんというのを確かに明確に言っている。それはそのとおりだろうと思ひますが、先ほどから申し上げているように、法案の全体の趣旨と裁判官による法的判断を前提にしますと、裁判官が警察署をあるいはその施設を傍受場所とする命令を発付することはあり得ないと、田口参事人はこの点では正しく指摘していたと我々は理解しております。

○中村敦夫君 これは文理的に読めないと言つて、三条三項、十二条、十三条ということを挙げてお聞きしたんです、私の質問は。それに対して、文理的にできないというはつきりと結論的なことを言われたんです。

これは裁判にこの問題が持ち込まれた場合どうなるのか。憲法七十六条第三項で、「すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される。」という項がありますけれども、しかし、こうした解釈が要するにはつきり分かれてしまつていふというふうな状況の中で、裁判官というのは、大抵判定基準というのはどういふふうな持たらいいかわからなくなるんじゃないかと私は思ひます。

普通の法律というのは、個々のケースのいろんなニュアンスでの判断の違いはあると思ひますが、大きな方向性というのは法曹界はきつと一致した合意の上でやつていくんじゃないかと思ひますが、それとも、実は一〇〇％法的にできないと答えても裁判官の判断であるから自由であるというふうな考えでこういふふうにお答えになつたんですか。

○政府委員(松尾邦弘君) まず、前提として、警察署を傍受場所とするような令状が出るわけがございませんので、それが裁判所で警察署を傍受場所とするかどうか論ぜられる機会というのはいないだろうと思ひますが、御指摘の

とおり、この法案に関する法務省の解釈そのものに裁判所や裁判官の判断を拘束する法的な効果、効力はございません。

それは御指摘のとおりだと思いますが、裁判所等がこの法律が成立しまして具体的な条項を解釈をせざるを得ないということになりますと、国会における論議が、その中には政府側の答弁も含めてでございますが、これは立法者の意思がどこにあったのか、立法者はこの点をどう考えていたのかということとは当然手がかりとして重要な参考になるといっていいと思いますので、ここにおける論議はそういう意味でも大変重要だと思っておりますし、私もそれを念頭の一部分に置きながら御答弁申し上げているということでございます。

○中村敦夫君 それでは立法上といいますが、法務省が回答したような形のもが裁判官の方向性に影響を与えるという意味だと思いますが、法曹界がこれをできないと言っていることは、もうそれは影響はないというふうに断言されるんですか。

○政府委員(松尾邦弘君) 条文の解釈というのは、おおむねそんなに狂うことは、異論が出るというのではないんですが、場合によりまして、甲説、乙説、丙説といろいろな議論が一つの文言をめぐってされることはまたあるわけでございます。

法曹界がというのがよくわかりませんが、学者の意見あるいは実務家の意見としても分かれることはもちろんあります。ただ、その場合には、裁判官としてはこの法文と、まず立法者の意思という国会内の論議、それから、それまでのいろいろな法理論の積み重ねがございます。また、施行後相当たつて法律については判例の積み重ねも当然あるわけでございますし、そうしたことを総合してお考えいただけるんではないかと思えます。

ただ、今御質問の警察施設で傍受することは許されるかという問題については、この法案の全趣旨ということで御理解いただけるならば、さほどの異論が出るとは私は考えておりません。

○中村敦夫君 私は、この法案で警察施設とは何かということをはっきりしないということは大欠陥だと思えます。また、そこでやっていたいかわからないということがやはり法曹界で意見が分かれているということは重大問題であるということかと、今の松尾さんの、何かデパートのようなことかみどころのない回答に対しては全く納得できないんです。

ですから、このことは大きく世で問われていかないと大変大きな問題となると思うんです。これは、つまり警察施設でやるということは密室性がおおさら高まってしまい、乱用性に対する疑いというものがますます増大してしまうわけなんです。このことを指摘して、次の質問に移りたいと思います。

第六条の方をちょっとごらんいただきました。これは「傍受令状の記載事項」に関する法文なんです。

法文では、「傍受令状には、被疑者の氏名、被疑事実の要旨、罪名、罰条、傍受すべき通信、傍受の実施の対象とすべき通信手段、傍受の実施の方法及び場所」等々と書いてあるわけですが、これも、この中で「傍受の実施の方法」といった場合、電話の場合は大体の想像はつくんですけども、インターネットに関してはどういふふうに記載するんですか。具体的に例を挙げて説明していただきたいと思います。

○政府委員(松尾邦弘君) インターネット通信を傍受する場合ですが、傍受令状の「傍受の実施の対象とすべき通信手段」というところには、例えばプロバイダーA株式会社のPOPサーバー中のメールアドレス、ここに具体的にアドレスがざつと入り入りますが、このメールボックスに入る電子メールというように対象とする通信手段は書きません。

それから、「傍受の実施の方法及び場所」でございますが、例えば所在地を書きまして、東京都世田谷区どこどこ何番地と、こうなります。このプロバイダーA株式会社本社において、同社のP

OPサーバー中のメールアドレス、ここにアドレスが具体的に入りますが、このメールボックスに入る電子メールをコピーすることによるという、この場所と方法がこういうような感じになると思えます。

○中村敦夫君 同様に、この法文の中の「傍受の実施の方法及び場所」と書いてあります。インターネットの場合、この場所というのは具体的にどのレベルを指すのでしょうか。つまり、通信事業者の特定の部屋なのか、建物なのか、あるいは住所か、あるいは地域かということなんですけれども、どういふふうに記入をするのでしょうか。

○政府委員(松尾邦弘君) 令状請求の性質上、場所が特定している必要がございます。今申し上げた中では、プロバイダーA株式会社の本社ということで場所を特定しているということでございます。例えば、東京都世田谷区だけではだめでございまして、何番地所在のA株式会社の本社でやりますと、こういうことで裁判官に許可をいただくということになります。

○中村敦夫君 それから、ちょっと関連の質問があるんですけども、通産省の方をせっかくお呼びしているんで、先に時間の関係で御質問します。

一昨日の参考人質問で、インターネット業界を代表する参考人のお二人ともが、やはり本音ではこの法案に対して非常に強い懸念を示されました。これまでそのほかにも私も個人的にいろいろなインターネット業者に聞きましたら、やはり具体的に何を要求されているのか、何をしなきゃいけないのか、どれだけの負担になってしまうのか全く法律を読んでもわからない、こんなものいさなりかぶせられたのでは非常に不安である、困る、もうちょっと様子を見てほしいんだという意見が圧倒的なんです。

これは、正面玄関から行って各社長に役所がどうだと言われたって本音は言わないと思えますが、本音は実はこれにあるわけです。なぜかといえますと、これは非常に発展途上の産業でありま

すし、二十一世紀の日本経済の根幹であるということはおもう社会的通念になっている分野でありますから、余り妙なことをしないでほしいということが共通した認識だと思っております。

日本の産業を所管する通産省としまして、このことは十分承知しておりますが、要するに、電話盗聴というものを基準にしながら、そのままコンピュータ通信にも法案をかぶせてしまったものですから整合性に欠ける部分がたくさんあるんです。

そうしますと、やはり将来的に産業界が混乱したり萎縮効果があらわれるということが予想されるわけですが、この点に関して通産省はどういうふうな感想を持たれていらっしゃいますか。

○政府委員(広瀬勝貞君) 中村先生御案内のとおりでございますが、デジタル革命とも言われるパラダイムシフトが今大潮流としてあるわけでございます。

そういう中で、インターネットを活用した、例えば電子商取引といったようなものも大変な勢いで発達をしております。私ども、ことしの初めに調査をいたしましたけれども、九八年にこの電子商取引が八・七兆円日本でもございました。これが五年後には七十二兆円になるといふような試算もあるぐらいでございます。大変なこれからの経済の発展の大きな起爆剤になっていくものだろうというふうに考えております。

実は、昨年の十一月でございますけれども、内閣の高度情報通信社会推進本部というところで、今後の推進に向けた基本方針というのが決められておりますけれども、そこでも、高度情報通信社会の発展は民間の自由な競争の原動力だということと、政府は民間の活力を引き出す環境整備を行っていくことが大事だといふようなことが指摘されていくところでございます。

ただ、加えまして、この基本方針では、従来型の犯罪に加えてネットワークを利用した犯罪等不正行為への対策というのをもまた重要なものだというところで記述されているわけでございます。

高度情報通信社会の形成という光の部分と、それに伴う影の部分のバランスをとっていくというところが非常に大事なんではないかというふうに考えているわけでございます。今度の法律もそういう意味でお考えをいただいているものというふうに認識をしているところでございます。

○中村敦夫君 この法案作成の段階で、通産省としてはどういう形で参加して、どのような要求をしたのか、あるいは産業という視点からこれだけはやってくれというようなポイントをきちっと押さえて参加したのか、その点を教えていただきたい。

○政府委員(広瀬勝貞君) 私どもこの法案の提出に当たりましては、閣議で決定をしているわけでございますから、事前の御相談もいただいております。まして、いろいろ内部で議論した結果、同意をした次第でございます。

○中村敦夫君 もっと具体的に、この点は守ってくれというようなポイントというものは示したんですか。

○政府委員(広瀬勝貞君) 特に具体的に問題点を示したということはありません。

○中村敦夫君 それはとんでもない話じゃないですか。今、インターネット業界は物すごく内部で反発しているんですよ。次々と今陳情が来ています。とにかく、電話盗聴はともかく、コンピュータ通信に関しては考え直してくれ、もう一回つくり直してくれという要請が非常に強いんです。そういう反発があるということは、やはりこれは通産省のつまりこの法案に対する参加の仕方が非常に無責任だったんじゃないかと私は思うんですけれども、いかがですか。

○政府委員(広瀬勝貞君) 最初に申し上げましたように、高度情報通信社会の形成ということに当たっては、もちろんそこから出てくる大変希望の部分と、そこから問題がいろいろ出てくるということは我々も承知をしております。そういう中でバランスをとりながらやっていくということが大事なわけでございます。

そういう意味で、我々は、この法案は趣旨において適切なものではないかというふうに考えた次第でございます。

○中村敦夫君 全く答えにも何にもなっていないし、産業に対する通産省の、将来に対するきちとした危機感とか方針というのが全く感じられないんです。

ですから、これは法務省だけがやっていいような法案ではありません。やはり郵政省も通産省も、そして法務省もそういうことの詰めというものをきっちりやってから法案を具体的につくるという作業をしないと大変なことになると思うんです。

私は、もう一度この法案をやり直していただきたいということを強く要求して、今回の質問を終わります。

○委員長(荒木清寛君) 三案に対する本日の審査はこの程度にとどめます。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時三十分散会